

平成30年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

平成30年12月4日開会
平成30年12月19日閉会

平成三十年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

平成30年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成30年12月 4日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに 水道事業会計の利益処分及び決算認定について	4
委員長報告	
予算決算常任委員長	4
質疑・討論・表決	7
○日程第4 議案第1号から議案第15号まで	7
(提案理由の説明)	
市 長	7
散 会 (午前10時25分)	
請願文書表	10
陳情文書表	11
----- . . . -----	
第 2 日 (平成30年12月 5日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成30年12月 6日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成30年12月 7日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成30年12月 8日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成30年12月 9日 日曜日)	休会
----- . . . -----	

第 7 日（平成 30 年 12 月 10 日 月曜日）

議事日程	1 3
本日の会議に付した事件	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
事務局職員出席者	1 3
出席要求による出席者	1 3
開 議（午前 10 時 01 分）	
○日程第 1 一般質問	1 5
1 山上庄一議員	1 5
市 長	1 5
山上庄一議員	1 6
市 長	1 6
山上庄一議員	1 6
市 長	1 7
山上庄一議員	1 7
市 長	1 8
山上庄一議員	1 8
市 長	1 9
山上庄一議員	1 9
市 長	1 9
山上庄一議員	2 0
市 長	2 0
山上庄一議員	2 0
市 長	2 1
山上庄一議員	2 2
市 長	2 3
山上庄一議員	2 3
2 原田秀明議員	2 4
市 長	2 4
原田秀明議員	2 5
市 長	2 6
原田秀明議員	2 7
市 長	2 7
原田秀明議員	2 8
市 長	2 8
原田秀明議員	2 9

市 長	2 9
原田秀明議員	2 9
市 長	3 0
原田秀明議員	3 1
市 長	3 1
原田秀明議員	3 2
市 長	3 2
原田秀明議員	3 2
教 育 長	3 3
原田秀明議員	3 4
教 育 長	3 4
原田秀明議員	3 5
教 育 長	3 6
市 長	3 7
原田秀明議員	3 7
3 野々下昌文議員	3 8
市 長	3 8
野々下昌文議員	3 8
市 長	3 9
野々下昌文議員	4 0
市 長	4 0
野々下昌文議員	4 0
市 長	4 1
野々下昌文議員	4 1
市 長	4 1
野々下昌文議員	4 2
市 長	4 2
野々下昌文議員	4 2
市 長	4 3
野々下昌文議員	4 3
市 長	4 4
野々下昌文議員	4 4
市 長	4 4
野々下昌文議員	4 5
市 長	4 5
野々下昌文議員	4 6
市 長	4 6

野々下昌文議員	4 7
市 長	4 7
野々下昌文議員	4 8
市 長	4 8
野々下昌文議員	4 9
市 長	4 9
野々下昌文議員	5 0
市 長	5 0
野々下昌文議員	5 0
4 松浦英夫議員	5 1
市 長	5 1
松浦英夫議員	5 2
市 長	5 2
松浦英夫議員	5 2
市 長	5 2
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 3
松浦英夫議員	5 3
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 4
市 長	5 4
松浦英夫議員	5 5
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 5
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
市 長	5 8
松浦英夫議員	5 8
市 長	5 8
松浦英夫議員	5 9
市 長	5 9
松浦英夫議員	5 9
市 長	5 9

松浦英夫議員	6 0
市 長	6 0
松浦英夫議員	6 0
延 会 (午後 3 時 1 4 分)	

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日 火曜日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
事務局職員出席者	6 3
出席要求による出席者	6 3
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	6 5
1 山本 英議員	6 5
市 長	6 5
山本 英議員	6 5
市 長	6 5
山本 英議員	6 6
市 長	6 6
山本 英議員	6 6
市 長	6 7
山本 英議員	6 7
教 育 長	6 7
山本 英議員	6 8
教 育 長	6 8
山本 英議員	6 8
市 長	6 9
山本 英議員	6 9
市 長	6 9
山本 英議員	7 0
市 長	7 0
山本 英議員	7 0
市 長	7 0
山本 英議員	7 0
市 長	7 1
山本 英議員	7 1

市 長	7 2
山本 英議員	7 2
市 長	7 2
山本 英議員	7 2
市 長	7 3
山本 英議員	7 3
市 長	7 3
山本 英議員	7 3
市 長	7 3
山本 英議員	7 3
市 長	7 4
山本 英議員	7 4
市 長	7 4
山本 英議員	7 4
市 長	7 5
山本 英議員	7 5
市 長	7 5
山本 英議員	7 5
市 長	7 5
山本 英議員	7 6
市 長	7 6
山本 英議員	7 7
2 川村三千代議員	7 7
市 長	7 8
川村三千代議員	7 8
市 長	7 9
川村三千代議員	7 9
市 長	8 0
川村三千代議員	8 0
市 長	8 0
川村三千代議員	8 1
市 長	8 1
川村三千代議員	8 1
市 長	8 2
川村三千代議員	8 3
市 長	8 5
川村三千代議員	8 6

	教 育 長	8 7
	川村三千代議員	8 7
3	山 戸 寛 議 員	8 8
	市 長	8 8
	山 戸 寛 議 員	8 9
	市 長	9 0
	山 戸 寛 議 員	9 0
	市 長	9 0
	山 戸 寛 議 員	9 0
	市 長	9 1
	山 戸 寛 議 員	9 1
	市 長	9 2
	山 戸 寛 議 員	9 2
	市 長	9 2
	山 戸 寛 議 員	9 2
	市 長	9 2
	山 戸 寛 議 員	9 2
	市 長	9 3
	山 戸 寛 議 員	9 3
	市 長	9 4
	山 戸 寛 議 員	9 4
	市 長	9 5
	山 戸 寛 議 員	9 5
4	川田栄子議員	9 5
	市 長	9 8
	川田栄子議員	9 8
	市 長	9 9
	川田栄子議員	1 0 0
	市 長	1 0 0
	川田栄子議員	1 0 1
	市 長	1 0 1
	川田栄子議員	1 0 1
	市 長	1 0 1
	川田栄子議員	1 0 2
	市 長	1 0 3
	川田栄子議員	1 0 4
	市 長	1 0 4

川田栄子議員	105
市 長	105
川田栄子議員	105
市 長	105
川田栄子議員	106
市 長	106
川田栄子議員	108
市 長	108
川田栄子議員	109
市 長	109
川田栄子議員	110
市 長	110
川田栄子議員	111
市 長	111
川田栄子議員	112
市 長	112
川田栄子議員	113
市 長	113
川田栄子議員	113

延 会 (午後4時24分)

----- . . ----- . . -----

第9日 (平成30年12月12日 水曜日)

議事日程	115
本日の会議に付した事件	115
出席議員	115
欠席議員	115
事務局職員出席者	115
出席要求による出席者	115
開 議 (午前10時01分)	
○日程第1 一般質問	117
1 寺田公一議員	117
市 長	117
寺田公一議員	118
市 長	118
環境課長	118
寺田公一議員	119
市 長	119

寺田公一議員	1 1 9
市 長	1 1 9
寺田公一議員	1 1 9
市 長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 0
市 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 1
市 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 2
市 長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 4
寺田公一議員	1 2 4
市 長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 5
市 長	1 2 6
寺田公一議員	1 2 7
市 長	1 2 7
寺田公一議員	1 2 8
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 1 5 号まで	1 2 8
質疑	1 2 8
1 原田秀明議員	1 2 8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	1 2 8
商工観光課長	1 2 9
原田秀明議員	1 2 9
商工観光課長	1 3 0
原田秀明議員	1 3 0
委員会付託省略（議案第 1 号）	1 3 0
委員会付託（議案第 2 号から議案第 1 5 号まで）	1 3 0
散 会（午前 1 1 時 5 0 分）	
議案付託表	1 3 1

----- . . ----- . . -----
第 1 0 日（平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 1 日（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第 1 2 日（平成 3 0 年 1 2 月 1 5 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第13日（平成30年12月16日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第14日（平成30年12月17日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第15日（平成30年12月18日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
第16日（平成30年12月19日 火曜日）

議事日程	133
本日の会議に付した事件	133
出席議員	133
欠席議員	133
事務局職員出席者	133
出席要求による出席者	134
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第15号まで	135
（議案第1号）	
討論・表決	135
（議案第2号から議案第15号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	135
総務文教常任委員長	137
産業厚生常任委員長	137
質疑	138
（議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号並びに議案第15号）	
討論・表決	138
（議案第13号）	
討論	138
川田栄子議員（反対）	138
表決	139
○日程第2 請願第2号及び陳情第15号	139
委員長報告	
産業厚生常任委員長	139
質疑	140
（請願第2号）	
討論・表決	140
（陳情第15号）	

討論・表決	140
○日程第3 委員会調査について	140
継続調査	140
○日程追加 決議案第1号 川田栄子議員に対する問責決議	140
(提案理由の説明)	
寺田公一議員	141
質疑	141
委員会付託省略	
討論・表決	141
(閉会あいさつ)	
市長	142
閉会 (午前10時57分)	
委員会審査報告書	144
請願審査報告書	147
陳情審査報告書	148
閉会中の継続調査申出書	149
決議案第1号	152

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-6
議案 (平成30年第3回定例会提出分)	付-6
議案 (平成30年第4回定例会提出分)	付-7
請願	付-8
陳情	付-9

平成30年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成30年12月4日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第4 議案第1号から議案第15号まで

議案第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 2号 平成30年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第10号 平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第11号 宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について

議案第15号 指定管理者の指定について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第15号まで

3 出席議員（14名）

1番	川田栄子君	2番	川村三千代君
3番	原田秀明君	4番	山岡力君
5番	山本英君	6番	高倉真弓君
7番	山上庄一君	8番	山戸寛君
9番	岡崎利久君	10番	野々下昌文君
11番	松浦英夫君	12番	寺田公一君
13番	宮本有二君	14番	濱田陸紀君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君
議事係長	宮本誉子君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	河原敏郎君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	山岡敏樹君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君

水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長	
兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開会

○議長（岡崎利久君） 議員の皆様にご報告いたします。

報道関係者から、議場の撮影及び録音の申し入れがありましたので、議長はこれを許可いたしました。

これより平成30年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において松浦英夫君及び寺田公一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る11月30日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から12月19日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで、請願1件及び陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後3時と定めまので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、平成30年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） おはようございます。予算決算常任委員長。

予算決算常任委員会の審査結果について、御報告をいたします。

平成30年第3回宿毛市議会定例会において閉会中の継続審査として、本委員会に付託されました平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定の審査を終了しましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、御報告いたします。

まず、審査方針といたしましては、平成29年度各会計の決算審査については、監査委員か

ら提出された宿毛市一般会計、特別会計決算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか、また財政の健全化並びに財産が適正管理されているか。しかも、期待された行政効果を上げているか、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘いたしました事項の中で、主なものについて、以下、御報告いたします。

まず、1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

市税、国保税については、差し押さえの強化など、徴収率向上に向けた取り組み等の効果もあり、収納率の向上や、収入未済金の減少が見られるものの、依然として厳しい経済状況である。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則並びに受益者間の不均衡を招くなど、憂慮すべき問題であり、滞納者の経済状況には配慮する必要があるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく厳正かつ適正な対処を実施することにより、収入未済金に対し、さらなる取り組みに努められたい。

2点目は、防災対策についてであります。

自主防災組織は、災害時にどのような活動が

できるかが重要であり、組織化したことに満足せず、しっかり育成してもらいたい。

また、大規模災害発生時には、携帯電話等の電源確保も課題となっているので、各自主防災組織単位の避難場所での電源タップ等の備品を整備するよう求める。

さらに、災害時に防災無線が聞こえないような情報伝達が難しい地区や、高齢者等への対応について、アンケート調査を早急に行い、よりよい情報伝達の方法を検討することが必要である。

3点目は、小中学校の空調機設置についてであります。

国の補正予算で補助制度をつくるという報道があったが、まずは設置できていない小学校の普通教室から速やかに実施されたい。また、国の予算については、単年度の補助なのか、県が追加の補助をするのかといった、詳細がわかっていないので、引き続き情報収集に努め、実施の際には、地元業者に配慮するよう求める。

4点目、スポーツ団体のキャンプ、合宿誘致についてであります。

新規に誘致できた団体は、野球で1団体、サッカーは4団体で、トータルでプラスとなっている。また、レスリングマットが4面ある市町村は余りないので、これをPRポイントにし、積極的に合宿誘致等に努めてほしい。

総合運動公園を中心とした施設の利活用促進に向け、積極的に相手方を訪問するといった、キャンプ等の誘致に取り組むことを求める。

5点目は、離島振興についてであります。

灯油などの生活必需品を購入する場合に、定期船の手荷物料金等が負担となっている。定期船利用者の補助を検討するなど、沖の島、鵜来島地区住民の負担軽減となる取り組みの検討を求める。

6点目は、給食センターの改築についてであ

ります。

建設事業等調査票によると、平成34年度に建設予定となっているが、これはあくまでも全体の中での計画である。改築検討委員会では、市が保有している浸水エリア外の土地に、速やかに建設することを望む取りまとめがされているので、速やかに計画推進されるよう、取り組みを求める。

7点目は、がけ崩れ住家防災対策工事費についてであります。

災害復旧は、原状回復が基本であるので、同様の気象条件等が重なれば、同じ災害の繰り返しとなる可能性が極めて高い。改良復旧という概念に基づいた復旧のあり方、取り組みの検討を求める。

8点目は、宿毛駅東地区土地区画整理事業についてであります。

宅地化する予定で公共投資を行い、道路や下水などを整備しているにもかかわらず、農地のままの土地が多数あり、本来であれば、宅地化予定で投資しているのだから、宅地課税し、税収を上げなければならないのではないか。無駄な行政投資となっているのではないかと疑問が残る。

また、区画整理の保留地が売却できていない、経済事情も厳しく、津波予測もあるので、売却しにくいと思うが、それならば価格を下げなければならないのではないか。地域の実態価格で売却することも、考慮しなければならない。安く土地を提供することにより、そこに商店街が形成されれば、税収の向上が期待できる。

市の経営判断として、その点も視野に入れるよう努められたい。

9点目は、商工観光課と歴史館との連携についてであります。

歴史館が町歩きガイドのパンフレットを作成したが、商工観光課との連携が不十分である。

関係課で情報共有し、リンクした形で歴史に興味ある観光客の誘致に努めてほしい。

同様に、観光客にアピールする古い町並みや、史跡に乏しい本市にあっては、視覚的に訴える必要性もある。

例えば、浜口庫之助は、坂ノ下に生家跡があるが、工夫を凝らし、石碑を建て、音楽を流すようにしたら集客につながるのではないかと。

これに限らず、観光客が楽しめるような創意工夫を求める。

10点目は、宿毛の魚おもてなし事業についてであります。

お魚しゃぶしゃぶが普及しておらず、方法を他に考えなければならない。手間がかかることや、予約制ということが事業者はもちろん、消費者、観光客に受け入れられていない原因ではないかと。1品にこだわらず、メニュー開発や仕組みを再考し、広がり柔軟性を持つ必要がある。

宿毛の魚は、自信を持って提供できるので、もう一度、市内事業者に内容確認する等、工夫を求める。

11点目は、国民宿舎「椰子」の運営についてであります。

家賃として、年間900万円入ってきているが、今後、それ以上の修繕費がかかってくる可能性もあり、それが続くようであれば、何のための指定管理なのか疑問が残る。早い時点で処分も視野に入れ、検討してはどうか。

例えば、事業者に所有権が移れば、固定資産税が入る。土地については、リース料など、何らかの形で市に入ってくる方法も考えたほうがよい。そのことを含めて、検討を求める。

以上、本委員会の審査における指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますよう切望して、委員長報告といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本案は、委員長報告のとおり、認定及び可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって、「平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり認定及び可決することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成30年第4回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、まことありがとうございます。

ございます。

先ほど、平成29年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、まことにありがとうございました。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、平成31年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たに1名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号は、平成30年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で25億3,139万2,000円を追加しようとするものでございます。

歳入で増額する主なものは、国庫負担金10億8,567万6,000円、寄附金1億5,000万円、基金繰入金2億7,918万3,000円、市債8億5,160万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、人事院勧告等に伴う人件費の補正を除き、総務費では、ふるさと寄附金事業関連経費といたしまして、2億4,234万円を計上しております。

教育費では、小学校空調機設置事業といたしまして1億3,257万6,000円、小・中学校ブロック塀対策工事費といたしまして、3,150万円を計上しております。

災害復旧費では、7月豪雨災害に係る農業施設、土木施設の災害復旧費として、総額19億8,225万1,000円を計上しております。

次に、債務負担行為補正につきましては、宿毛市地域公共交通運行業務委託料ほか6事業の契約等の作業を、平成30年度中に実施する必要がありますので、計上しようとするものです。

議案第3号から議案第9号までは、平成30年度の各特別会計の補正予算でございます。総額で、4,506万3,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費の補正となっております。

このうち、議案第8号の「介護保険事業特別会計補正予算」につきましては、介護給付費等の負担金等返還金として、3,242万3,000円を計上しております。

議案第10号は、「平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算」でございます。

収益的支出で669万5,000円、資本的支出で92万6,000円の増額となっております。

主な内容につきましては、人件費の補正による増額となっております。

議案第11号は、「宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、先の9月議会で市役所新庁舎の建設位置を御決定いただきましたので、現在、庁内で新庁舎建設の基本構想(案)の策定に向けて議論を重ねておりますが、今後、その内容を、第三者機関である宿毛市庁舎建設審議会で審議していただくに当たり、庶務の担当課を総務課から都市建設課へ変更するために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、宿毛市コミュニティバスの運行に際して、現在、停留所となっております。

また、J A高知はた宿毛支所が組織再編により、J A高知県宿毛支所へと名称が変更されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、平成30年人事院勧告の実施に伴い、給料表等の改定を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、「宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、実質公債費比率の悪化を防ぐために、宿毛市防災対策加速化基金の処分方法を、防災対策に要した経費に関連する市債の償還のみとする必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、「指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、株式会社すくもグリーン企画を、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、蛸湖ゴルフパークの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(岡崎利久君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から12月7

日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、12月5日から12月7日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月5日から12月9日までの5日間休会し、12月10日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時25分 散会

請 願 文 書 表

平成30年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	紹介議員	付託委員会
第2号	平成 30.11.22	宿毛市道高砂団地2号線の 北伸に関する請願について	高砂地区 地区長 松本 巧	宮本 有 二川村三千代 原田 秀明 高倉 真弓 野々下昌文 寺田 公一	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成30年12月4日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

陳 情 文 書 表

平成30年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第15号	平成 30.11.7	待機児童解消、保育士の処遇改善、 保育の無償化のための必要な措置を 求める意見書の提出を求める陳情書	保育の公的保障の 拡充を求める大運 動高知県実行委員 会 会長 田中きよむ	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成30年12月4日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成30年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（平成30年12月10日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 奈良 和美 君
兼調査係長
議事係長 宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中平 富宏 君
副市長 岩本 昌彦 君
企画課長 黒田 厚 君
総務課長兼
選挙管理委員会
事務局長 河原 敏郎 君
危機管理課長 岩本 敬二 君
市民課長 山岡 敏樹 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） 開会前に、議員の皆様
に御報告いたします。

報道関係者から、撮影及び録音の申し出があ
りましたので、議長はこれを許可いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） おはようございます。

7番の山上でございます。

質問では、どういうわけかトップバッターに
なりましたが、空振りというようなことがあり
ませんように、前向きで、積極的な御答弁を期
待しております。

先月、議会報告会を市内8カ所で、意見交換
会の形で行いまして、参加をいただきました
方々からは、さまざまな御意見等を聞かせてい
ただきましたので、今議会では、議員各位はそ
れぞれの立場から質問されることと思います。

私も、私の立場からの質問になりますが、お
願いはいけませんので、総じて提案型になろう
かと思えますけれども、通告のとおり質問をさ
せていただきます。

それでは、まず初めに、道路整備についてで
ございます。

新庁舎と既成市街地を結ぶ道路の整備につい
て、お伺いします。

さきの議会で、新庁舎の位置が決まりました
ことから、新市庁舎と既成市街地との一体的な
まちづくりをするためには、新しい道路が必要
ではないかと思えます。

新市庁舎の敷地が小深浦地区と錦地区にまた
がる高台でありますので、現状の道路事情では
余り好ましいとは言いがたいように思います。

先日には、隣接地の既成市街地であります高

砂地区より、災害時の避難を容易にすることな
どを目的に、市道高砂団地2号線の北部延伸に
ついての請願もされております。

市道高砂団地2号線の場所ですが、地図上で
見ますと、会社の名前を出して恐縮ですが、
株式会社マシュールの西側、ヤマダ電機の
東側を通る道路から北側を臨みますと、西部木
材センター西側の新庁舎へのアクセス道路に直
結する位置にあります。

この2号線を北進させることは、都市計画的
にも既存市街地であります高砂地区などと一体
的なまちづくりができると思えますし、新庁舎
への往来においても、必要条件ではないかと思
いますけれども、市長はどのように考えられて
いるのか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようござい
ます。何だか、先週末から急に冷え込んできて、
今朝も非常に大変寒かったです。皆さん、お
体のほうには、十分、気をつけていただきたい
と思えます。

また、先ほど、山上議員のほうからもお話あ
りましたが、市内8カ所で議会報告会を開催さ
れたということで、本当に素晴らしい取り組み
だなというふうに思っております。

その関連の質問も、何点か今議会ではあるよ
うでございますので、しっかりと答弁をさせて
いただきたい、そのように思っているところで
ございます。

それでは、この道路について、答弁をさせて
いただきます。

市道高砂団地2号線の北部延伸道路につつま
しては、11月27日に、高砂地区より宿毛市
長宛てに陳情がありました。

この道路は、県道宿毛城辺線から新庁舎への
アクセス道と接続することで、高砂方面から新
庁舎へ直接アクセスが可能となる道路でありま

して、津波からの避難道路としても、有効な、重要度の高い道路であると、私も考えているところでございます。

しかしながら、当該道路の整備に当たっては、与市明川を渡河する橋梁や、道路用地などの協力が必須となっております、相当の事業費と事業期間が必要となります。

また、市の事業といたしましては、四季の丘から駅前に通じる新田1号線の廻角橋のかけかえを実施しております、その後に控えております大島橋の改修事業に着手する、そういった計画となっているところでございます。

当該道路の重要性は、十分認識しております、早期に事業着手できるかどうか、その可能性について、検討を進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） ぜひとも、実現できるようにしていただきたいと思っております。

実現が可能になるようでありましたら、新市庁舎の完成に合わせて、供用が開始ができるようになればと思っております。しかしながら、与市明川をまたぎますので、県との関係もあると思っております、早い時点で協議などをいただけますように、申し添えておきたいと思っております。

再質問になりますが、関連質問で、これも単なる提案になるかもしれませんが、市道高砂2号線の北進の検討に当たりましては、新市庁舎までの道路を、シンボルロード的に整備できればと思っております。県との協議の場には、あげていただければと思っております。

といいますのは、高砂地区では、災害時には液状化などが心配されておりますので、街路樹を植栽することで、幾分か改善が可能になってきます。そのためには、高木の街路樹の植栽が必要になります。

高木を使うことで、都市景観的にはシンボルロードのようになり、ランドマークと言いますか、目印にもなると思います。

南北の通りですので、常緑にしても、冬場でも終日、日陰にはなりませんし、防火帯としても機能を持たせることもできます。

市長には、何か御所見がございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、県との協議の場に、ぜひそういったお話もあげてもらいたいというお話でございます。

また、県ともいろいろと、これから協議する場が設けなければならないというふうに思っておりますので、そういった場所で、またお話もさせていただきたいというふうにも思います。

先ほど答弁をさせていただきましたが、事業実施の可能性について、これから検討する中で、山上議員の先ほど提案のあったことについてとか、また新たな視点からも、検討の中で協議してまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） まずは、道路計画を実現していただくということが先ですので、道路の断面構成などは、次の段階になりますけれども、協議では検討に含めていただきたいと思っております。

続きまして、新市庁舎へのアクセス道路に関しまして、もう1点お伺いします。

現在のところ、私どもに説明をいただいております計画では、アクセス道路が西部木材センター西側の道路1本となっているようですけれども、アクセス道路はバックアップ機能を持たせるためにも、複数のアクセス道路がないと、フェイルセーフというようなことも言われておりますし、あってはならないことですが、

交通事故などで、1本しかないアクセス道路ですと、通行ができなくなり、市庁舎や保育園へのアクセスが、一時的にせよ機能不全に陥る可能性もありますので、そのことを防止するためにも、2方向以上のアクセスができるようにしておく必要があると思いますけれども、どのように考えられているのか、お示しいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎へのアクセス道路が、議員おっしゃるように、複数あれば交通の分散や事故等への対応が図りやすくなるのが、そのように私も考えられるというふうには思っております。

現在の小深浦の造成計画は、既に用地取得している範囲での計画としておりまして、開発申請におけるアクセス道路は、西部木材センター横からの1路線を考えているところでございます。

先進地の和歌山県串本町では、高台造成地の山手側の高速道路が計画されたことで、工事用道路が必要となりまして、造成地までの道路が1路線追加で計画されたものというお話を伺いました。

宿毛市におきましても、造成地周辺では県道宿毛城辺線のかさ上げや、与市明川の河川改修も計画されておりまして、これは今までも答弁したところでございますが、そういった形の中で、四国横断自動車道のルート案の一つが、造成地の北側となっておりますので、今後、これらの事業の状況を見ながら、検討をしていきたいというふうに考えておりまして、そういったことについても、国土交通省の方にも御相談をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 複数のアクセス道路の例としましては、総合運動公園でもあったと聞いております。当初の計画では、メーンの東側のアクセス道路だけであったようですが、事業を進める中で、途中で計画変更をされて、西側の道路が追加されたと。そのことによって、機能分散をさせて、同時使用率を軽減して、スムーズな車の流れをつくっているというふうに思っています。

このようなことも参考になるかと思っております。

次にまいります。

市内の都市計画区域内の4メートル未満の狭隘道路の拡幅についてでございます。

少し説明が長くなるかもしれませんが。

建築において、4メートル未満の道路のことを、建築基準法第42条第2項に規定しておりますことから、一般的に2項道路というような呼び方をいたします。

都市計画区域内での建築は、敷地が4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければ、原則できません。

これは皆さん、多分御存じだろうというふうに思います。

市内には4メートル未満の道路が多く存在しておりまして、これらの多くは2項道路に指定されておりますけれども、建築行為があるにもかかわらず、道路は拡幅されていないようで、車も入りにくい地区もあつたりします。

道路が狭いと、消防活動など防災にも支障を来すのではないかと危惧をされます。

そこで、宿毛市も、建築基準法による限定特定行政庁になって、4メートル未満の狭隘道路の拡幅を推進すべきではないかということでございます。

建築基準法関係の事務を行う行政機関を特定行政庁といいまして、県内では、県のほかには

人口25万人以上の高知市となっております。

25万人以下の自治体でも、限定特定行政庁になれますので、木造の2階建て以下の小規模な建築物に限定した事務を行うことができるようになります。

限定特定行政庁では、みずからが行う建築確認等の建築行政について、独立した権限を持つて行うことができます。

県内では、該当する自治体はありませんので、宇和島市が参考になると思いまして、調査に行きました。

宇和島市では、限定特定行政庁になって建築行政を行っておりますが、平成23年以降は、特に2項道路の整備を推進しているそうでありまして、効果が出ているとのことでありました。

限定特定行政庁になるには、県知事との協議が必要で、同意も得なければなりません。限定特定行政庁になると、小規模な建築物の確認申請者は、幡多事務所まで行かなくても、宿毛市で用を足せることとなります。

そのこと以上に、2項道路に対しまして、規制、誘導、あるいは指導などができるようになります。

それも、宿毛市独自にできることになるわけです。市長が言われる新しいまちづくりにおきましても、建築行政は大きな要素にあがってくると思います。

現実には、宿毛市の状況を見ますと、先ほど触れましたように、2項道路で建築行為があっても、広がらない状況であります。これは、県に任せているからではないかというふうに思っております。

そこで、県の建築指導課のほうに調査に行つてわかったことですけれども、高知県では、2項道路に塀等があったとしても、それを既存不適格という扱いをいたしまして、塀の撤去などまでは求めずに、建築物自体を道路中心から2

メートル離すようにすれば、建築確認をしておりました。

一方、宇和島市では、2項道路での建築行為で塀等があった場合は、その塀等を撤去して、道路中心から2メートルまでのところには、何もない状態にしなければ、建築確認をしないという対応をとっております。

宇和島市も、当初は高知県のような対応をしていたそうですが、平成23年以降は、現在の対応に変更して、敷地の後退が進み、狹隘道路の拡幅が進展したとのことでありました。

やはり、宿毛市も限定特定行政庁になって、自前で2項道路に対して、積極的に取り組まなければならないと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

当市が限定特定行政庁となりまして、積極的に取り組むべきではないかという御質問でございます。

4メートル未満の狹隘な2項道路の拡幅につきましては、通常の通行のみならず、火災時の延焼防止及び地震災害時等の避難路の確保など、防災面でも非常に有益なものだと考えております。

しかしながら、当市が限定特定行政庁の指定を受けるためには、建築主事を宿毛市に配置する必要があります。現状では、建築主事の資格を有する職員はおりません。

そういったことから、2項道路の取り扱いにつきましては、特定行政庁の高知県に引き続き、お願いをしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 確かに限定特定行政庁

でも、建築確認などを行うためには、建築主事をおかなければなりません。

このことからか、前市長にも同様の質問をしたことがありましたけれども、人材不足でできないとの答弁をされた経緯があります。

建築主事は、行政経験が2年以上で、建築基準適正判定資格者の試験が受けられ、それに合格しなければなりません。

そこで考えられますのが、市の建築職員を県へ出向させるとか、県の建築主事の経験者を宿毛市に出向してもらうなどの方法があると思いますが、一度、知事と協議されたらどうかと思いますけれども、この件につきまして、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

山上議員の質問の中にもありましたが、建築主事になるためには、1級建築士の有資格者が高知県庁等に出向し、建築基準法に定められる確認申請検査業務の実務経験を2年以上積んで、初めて受験資格が得られることとなります。

知事等に御相談をということでございますが、当市の1級建築士は、現時点で1名しかおらず、今後の庁舎や保育園といった建築が続く状況を勘案した場合、2年間出向させることは、こちらの職員を県のほうに出向させることは非常に困難であると、そのように現在、考えているところでございます。

また、県庁から出向を願い出てはということにつきましては、宿毛市における申請件数を勘案しても、宿毛市に1名来ていただくことは大変難しいなというふうに思っているところでございまして、なかなか現状では難しいのかなというふうなところでございます。

しかしながら、先ほども述べました、狹隘道路の解消につきましては、通常時の通行、ある

いは災害時等の防災面を考えた上で、今後のまちづくりに非常に有益であると考えておりますので、それを推進する方法について、そういったことについて検討をしていきたいと思っておりますし、こういった件につきましては、しっかりと県とも協議をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 今後、新しいまちづくりに必要だと思っておりますので、ぜひとも前向きに検討されることをお勧めいたします。

次は、道路整備の中でも、生活道路についてでございます。

最近、市道だけではなく、各地区が管理するような、身近な生活道路の舗装が悪化していることが気になっております。雨が降りますと、水たまりができて、若い方でも歩きづらいところがあります。

それにも増して、年配の方々には、少しのでこぼこでも歩行の支障になったり、最近では、補助車というんですか、手押し車といいますか、そういうものを使われる方が多くなっておりますが、車輪が小さいために、でこぼこをひろうと言いますか、車輪が入り込むことで、非常に移動しづらい状況になっているのが現状であります。

そこで、地区から土木課のほうに、生活道路の補修等の要望をあげていきますが、補助の予算が少ないために、各地区からの要望に対応できないようでありまして、受益者負担を伴う生活道路整備の補助制度ですが、何とか予算枠をふやして、高齢社会に対応していくべきではないかと思いますが、来年度予算を見据えて、市長の見解をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

生活道路の維持管理につきましては、以前より地元で対応をしていただいておりますが、近年、地域住民の高齢化等の影響によりまして、地元での維持管理が困難となってきておりまして、宿毛市に要望があがってきているものだと、そのように考えているところでございます。

宿毛市といたしましても、要望がふえてきている生活道路事業に対しまして、ここ数年は、一定予算をふやしながら対応してきた経緯がございます。

少しお話をさせていただきますと、平成24年から、現在の当初予算ベースを見ると、約倍に上ってきているところではございますが、生活道路は、道路法上の道路でないため、補助事業がなくて、宿毛市の単独費と、それから地元の皆様方の15%の負担金で実施する事業であることから、そのほかの建設事業もある中で、十分な予算措置ができていなかった、そのようなものだというふうに考えておるところでございます。

生活道路の重要性は十分に承知しておりますので、厳しい財政状況ではありますが、できる限りの予算配分を、これからも検討をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 生活道路の整備は、弱者に優しいまちをつくるためにも必要ですので、ぜひ御配慮をいただければと思っております。

次にまいります。

大きな項目の2項目めになりますが、新市庁舎建設敷地の整備に関しまして、お伺いします。

敷地の造成は、開発行為になりますので、当然、調整池等を整備されると思います。

調整池は、降雨の際には機能しますけれども、その他のときには、無用の長物になってしまいます。

そこで、これも提案になりますけれども、調整池を野外音楽堂のように整備してはどうかというものでございます。

山側の斜面を利用して、階段状にしますと、そこが観客席になりまして、アテネのアクロポリスの南側にあるディオニソス劇場とまではいきませんが、コンサートや集会などにも利用できるのではないかとというふうに思います。

調整池は、ふだんは水がありませんので、利用の仕方によっては、いろいろな方法が考えられます。

あるところでは、テニスコートなどをとった例もあります。

せっかくの施設ですので、有効に活用できるようにしてはどうかと思いますが、何か活用方法など、考えになっておられましたら、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

少し山上議員のほうからも御紹介ありましたが、山林で造成工事を行うと、山の保水力が失われまして、短時間に雨水の流出量が増加することから、雨水を一時的にため、局地的な氾濫を抑える役割を果たす施設が、この調整池でございます。

そのため、豪雨時などは、大量の雨水と一緒に、土砂が流入しますので、管理や安全性の観点からも、現状では、活用について計画しておりませんが、相応の広場ができますので、何か有効な活用ができないか、今後は他市町村の例を参考に、それから先ほどの山上議員のそういったお話も参考に、調べていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 済みません。枝葉末節な質問になってしまいましたが、次の質問に移

らさせていただきますして、次は、公共交通の充実について、お伺いたします。

ことしの10月に、政務調査で能登半島の輪島に行かせていただきました。ここでは、ゴルフ場などで利用されている電動カートを、市街地で公共交通として活用しているのを視察するためでありました。

これがそのときのチラシなんですけれども。見にくいので、ちょっと拡大しておりますけれども、テレビでも撮っていただけたらというふうに思います。私を撮るより、これでも撮っていただいたほうがいいかもしれませんので、少しの間、ここへ置かせていただきます。

この運営主体は、輪島市商工会議所になっておりました。それは、導入の提案などをしたのが商工会議所であったからというようにございまして、市役所とはうまく役割分担をして、運営されていたと感じました。

そもそも論として、導入した目的は、高齢化が進む中、多くの市民の方々に、まちに出てきてもらって、消費活動をしてもらおうということに加えて、観光客のために、輪島の朝市とか、漆会館など、市内を巡ってもらうため、ということでありました。

市のほうでは、観光を主眼に置いた市街地の景観整備を図るために、景観法にいう景観団体になって、町並みの調和のための建築の規制誘導、それに屋外広告物の規制まで行っております。

さらには、都市計画マスタープランや、立地適正化計画も策定され、都市機能誘導区域や、居住誘導区域も設定して、後追い行政を発生しないようなまちづくりを進めておりました。

このような、輪島市で公共交通に電動カートを使って、市街地の主要な施設を結ぶように、3コースに分けて、いずれも3キロメートル程度で一巡するコースとなっております、要所

要所で乗り継ぎができるようにしておりました。

時速20キロ未満ですと、シートベルトも要らないそうで、また無料での運行ですので、運転手は2種免許も必要なく、商工会議所の女子職員の方々とか、市の観光施設の指定管理者の方々が、1時間程度の交代で運転をされておりました。

これは、運営経費を顕在化させない方法の一つであると思った次第です。

運行時間は、10時から3時までとなっておりますが、地元の方々が多く利用するコースは、輪島病院コースであるとの説明も受けました。

このカートですけれども、ちょい乗りで気楽に乗ってもらえるということで、将来的には、9コースにまで拡大する計画がありました。

現在、商工会議所では、4台の電動カートを所有し、そのうち2台は市から提供され、ほかの2台はメーカーから寄附を受けたとのことですが、電気代につきましては、市の施設で充電しているので、実質、市が負担しておりました。

宿毛市でも、このような電動カートを市街地に走らせてはどうかと思いました。

特に、市庁舎が移転することになりましたので、いろいろ不便を言われる市民の方々には、その足となりますし、高齢社会にも対応できる施策にもなり、消費活動の掘り起こしにもつながり、宿毛市の経済にも好影響をもたらすのではないかとこのように思います。

市長は、このような電動カートなどを導入するお考えはありませんでしょうか、御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

輪島市は現在、国土交通省や環境省が推進しておりますグリーンスローモビリティの活用

に、早くから取り組まれていると、そのようにお聞きをしておりますし、また、このグリーンスローモビリティ、テレビでもやっておりますので、私も見させていただきました。

このグリーンスローモビリティとは、時速20キロ未満で公道を走る4人乗り以上の電動車両のことをいうようでございますが、低速であるため、高齢者にも運転しやすく、環境にも優しいなどの利点があるため、今後、公共交通としての活用や、観光客向けの新しいモビリティとしての活用なども、期待されているところでございます。

庁舎移転に合わせまして、このグリーンスローモビリティを、市街地で活用してはどうかとの御提案でございますが、現在、国の実証事業段階ということもありまして、技術的、また法的な、さまざまな課題が発生することが予想されることから、早期の本市への導入は困難であると考えておりますが、環境問題や高齢化問題が進む中で、グリーンスローモビリティの活用は、今後、移動手段の主流になる可能性もあります。

また、技術の進歩も着実に進むと考えるので、動向を注視しつつ、どのように宿毛市へ取り入れることができるかを検討してまいりたいというふうに考えておりますし、また、そのほかの、以前とは違った交通手段、いろいろ出てきています電動カートであるとか、また自転車もそうですね。自転車も以前は歩道を走っていましたが、現在は車道のほうを走るようにという指導もしているところでございます。

そういった形の中で、地域の方々、住民の方々、新たな乗り物、そして新たなそういった交通事情をしっかりと理解されるというか、把握されて、そういった乗り物、そういった人たちにも優しいような交通環境を、まずつくるのが大切だと思います。

特に、スピード差とかもありますので、道路の整備だけではなくて、そういったソフト面も含めて、勘案しながら、そして広めながら、取り組みをしていかなければならない、そういう問題だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 電動カートなどの導入につきましては、新聞報道でも、環境省がことし8月に、これ新聞記事の内容ですけれども、環境省がことし8月、来年度予算の概算要求に、グリーンスローモビリティと呼ばれる低床電動バスの普及促進のため、約20億を盛り込む方針を固めた、ということがありました。

さらには、購入費を補助し、高齢化が進む地域で、住民の足がわりにしてもらうほか、観光客の移動手段としても、活用を期待しているともありました。

2年後には、東京のほうでも、自動運転のバスが実用化されるのではないかというふうに思いますので、宿毛市も今後、導入に向けて、積極的に手を挙げていくべきであろうというふうに思います。

最後の質問になりますが、これも市庁舎関連になりますが、市庁舎移転後の、現庁舎の利用計画について、お伺いをいたします。

これまでの説明では、市長のほうから、専修学校のサテライトキャンパスの誘致などのお話があったようですけれども、宿毛市では、若い方々の就業の場づくりとして、若い方自身が起業して、自分自身で仕事をつくり出すことへの支援策としまして、企業塾の開催場所とか、安価な貸しオフィスとして、インキュベーターの機能を持たせてはどうかというふうに思います。

また、1階部分につきましては、起業者のためのチャレンジショップなどの、屋台街のよう

なものにすることも考えられますが、こういうことをすることによって、周辺にも活気をもたらすこともできるのではないかと思いますので、選択肢の一つとして、御検討していただければと思いますが、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

庁舎移転後の現庁舎の利活用につきましては、新庁舎の建設と並行いたしまして、今後、取り壊すかどうか、そういったことも含めまして、検討をしているところでございます。

現庁舎をそのまま利活用するようになれば、これだけ大きな施設でございますので、多機能に活用できるのではないかと考えております。

御提案いただいた貸しオフィスや、創業支援などの活用ができるかどうかについても、今後、検討に入れて考えていきたいというふうに思っておりますし、また、現在も多岐にわたって、いろいろな方面から御助言、そしてアイデアをいただいているところでもございます。

議員の皆様、そして市民の皆様から、新しい提案について、そういったものをお聞かせ願えれば、ありがたいというふうに思っております。

現在、庁舎の移転後の利活用については、事例が少ないところでございますが、逆に、学校施設の廃校後の利活用については、全国的に非常に、先進地もありますし、真新しい事業もございます。

そういったのを見ていると、建築が昭和の初期のころに建てられた建物が、今もなお、それを生かした形で活用されているところがあります。

東京都の台東区のほうでは、当時の外観を生かして、内部にデザイナーの卵の方々を、期間限定で入っていただいて、先ほど、山上議員がおっしゃったような形で、バックアップを支援をしているという事例もございますし、また、

神戸のほうに行けば、北野だったと思いますが、そちらの小学校を、同じような形に、チャレンジショップ的な形で利用をしているところもございます。

そういった事例も見ながら、しっかりと考えていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 室戸の廃校を水族館にして、かなり人気を博しているというようなことがありますけれども、ここですと、なかなか水族館というわけにもいきませんけれども、積載荷重のほうを少なくするような施設ですと、割りと建物が重いと、水平力を多く受けますので、地震に弱くなりますけれども、荷重を減らすことで、必要なことを工夫すれば、今の建物でも十分対応できるのだらうというふうに、建築学的には思いますので、いろんな選択肢を検討していただければというふうに思います。

いろいろ軽い内容の質問にも、それなりのお答えをいただきましてありがとうございます。

今回の質問は、決して政務調査の報告ではありませんで、あくまでも答弁を引き出すための呼び水として話させていただきました。

それにしても、質問はクリーンヒットとまではいかなかったようですけれども。

以上で私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午前10時56分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様も、おはようございます。

3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

ことしは豪雨災害や庁舎の建設など、いろいろあったせいか、町を歩いていますと、行く先々で庁舎はどうなったんだとか、災害でがけ崩れたたくさんありまして、うちの裏のがけ、いつになったら直るんだ。あと、宿毛フェリー、今、騒ぎになっておりますけれども、フェリー、これからどうなるんだとかいう話を、行く先々で、そういう質問を受けております。

先月、全議員で行いました議会報告会においても、新庁舎や災害についての質問を多くいただいております。改めて情報というのは、なかなか伝わってないのだなということを感じました。

そこで、きょうは、今、いろいろ情報を欲しがっている市民の方々のために、私の質問にかえて、市長の答弁という形で情報を発信していただけたらと思ひまして、きょうはそのような形で質問をさせていただきます。

偶然にも、後ろのほうにテレビ局がたくさん来ておまして、やはり世の中、情報を欲しがっているんだなという、これが現実だと思ひまして。決して、私が呼んだわけじゃないので、そのところ、御了承ください。

それでは、まずは新庁舎の建設の進捗と、まちづくりについてお伺いいたします。

新庁舎の建設場所が決まりましたが、決定から約2カ月が過ぎまして、そのこと自体は、ほぼ全ての市民の皆様伝わったように感じております。

しかし、移転場所やその内容までは理解されていない方も、相当数おります。いまだ賛否も含めて、不確定な情報がすごく多く飛び交って

いるのも現実でございます。

市長は、11月30日だったと思いますが、市民説明会、庁舎の現状の市民説明会を開催したと思いますが、その中で情報提供や、皆様の意見の収集に努めていると思いますが、今現在の新庁舎建設の進捗状況と、まちづくりの今後、今、出せる情報で結構ですので、まずはお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

9月議会以降の進捗につきましては、全課長補佐で組織する庁舎建設プロジェクト調整会議を立ち上げまして、庁舎建設に係る基本構想案の作成を目的に議論をスタートさせました。

また、窓口業務のあり方や、市民の利便性向上を検討テーマに掲げた係長で組織する宿毛市市民サービス充実手法の検討会におきましても、コンビニでの証明書発行や、収納について議論をスタートさせているところでございます。

9月議会で承認いただきました高台造成に係る修正設計は、10月に市内の設計業者と委託契約を締結し、開発申請や交差点協議で必要となる資料の作成を行っているところでございます。

庁舎の建設につきましては、造成工事中に設計を行い、造成工事完了後、速やかに着手することで、平成33年度末の完成を目指してまいります。

そのほかにも、庁舎建設を行っている先進地の視察を行い、さまざまなことを学ばせていただいているところでございます。

続きまして、今後のまちづくりについて、説明をさせていただきます。

宿毛市においては、人口減少、高速道路の延伸、東日本大震災を踏まえた防災対策など、刻一刻と状況が変化しているところでございます。

そのような中、庁舎建設位置や、近く決定される予定の高速道路のルートなど、今後のまちづくりに大きく影響する計画を加味した都市計画マスタープランの改定を、早急に進めるべく、現在、課長補佐で検討委員会を立ち上げまして、課題等の抽出を始めたところでございます。

今年度は、庁舎にて課題整理を行い、来年度より本格的に改定に取りかかり、平成32年度の完成を目指しているところでございます。

既存市街地の住民の皆様への行政サービスの維持につきましては、庁舎が移転した後も、市民直結の窓口業務を担保した機能を残すことや、宿毛駅を起点に、既存市街地と新庁舎をつなぐ公共交通のネットワーク機能の充実を図ることで、よりよいまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、建設予定の宿毛小中学校の敷地の一部に、歴史を感じさせ、観光資源となる空間を創出するため、公園を整備することも計画しています。

林邸につきましては、供用開始以降、びいなす祭、サイクルイベント、ライトアップイベントなど、さまざまなイベントが開催され、まちのにぎわいの起点となりつつあると感じているところでございます。

先日、本町通りに開設いたしましたサテライトオフィスは、将来的に20名の雇用が計画されているとお聞きをしております。現庁舎については、今後、取り壊すかどうかも含めまして、まちのにぎわいにつながる取り組みをさせていただきたいと考えているところでございまして、先ほど、山上議員の答弁でもさせていただいたところでございます。

そのような中で、市民の皆様のお意見をいただきながら、今まで以上ににぎわいを取り戻すため、まちづくりのビジョンである都市計画マスタープランを改定していきますので、どうか

市民の皆様のお協力もいただきたい、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） というようなお話を、私たちは立場上、いろいろなところで説明も受けていますし、この前の11月の市民の説明会も、当然、市長は同じことを何度も何度も話していると思いますが、でも、やはりまだそれを耳にできるのは、ごくごく限られた一部の方なので、これをいろいろな形で、きょうは答弁の中で、また情報発信できますし、本当にしつこいぐらい、情報を出したらいいと思います。

それが、逆にどんどんいい庁舎をつくっていくため、スピード感を持ってやっていくための、逆に下がって説明するぐらいな行動をとってもらえる方がいいのかなと、すごく感じておりますので、ぜひお願いします。

それで、先進地の視察等を行かれていますと、先ほど答弁ありましたけれども、宿毛市と友好協定都市を結んでおります岐阜県の北方町の庁舎の落成式に、市長は行かれたと思うのですが、ここはさほど災害はない地域だと伺っておりますが、でも、その新庁舎も、防災拠点とか災害に関することに対応できる庁舎にしていると伺っております、関係の課長さんたちも、何名か、またそこで中とかを見させてもらった方もいると思うので、ぜひそういう関係性も視野に入れて、また改めて話なんかを聞かれたらいいんじゃないかと思っております。

一つ、再質問させていただきたいのですが、庁舎の建設で、県道のつけかえ工事があると思うのですが、かさ上げすることによりまして、当該エリアの方々から、今でもたびたび起こる浸水が、道路をかさ上げすることによって、さらに悪化するのではないかという心配な質問を、複数受けました。

それについて、市長のほうから、何度か説明はあったと思うのですけれども、これも先ほどの庁舎建設の話と一緒に、やはり伝わっておりませんし、相当数の方が、かさ上げしたら、単純に水に浸るんじゃないかという疑問を持っている方もいらっしゃると思いますので、またここで改めて、具体的な説明をしていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、小深浦高台へのアクセス道路となる県道宿毛城辺線及び錦地区を初めとする県道周辺地域では、台風などの大雨によりまして、議員も御承知だと思います、錦川から氾濫が発生し、冠水する被害がたびたび発生をしている、そういったエリアというか、地域でございます。

河川の氾濫対策といたしましては、高知県による与市明川及び錦川河川改修工事と、県道移設及びかさ上げ工事の計画がありまして、与市明川は河川堤防を計画高まで築堤するとともに、錦川の河川堤防も、与市明川合流部から、上流340メートルの区間をバック堤といたしまして、与市明川の堤防と同じ高さまで整備をいたします。

この事業によりまして、堤防の高さが上がるため、錦川からの氾濫は大幅に減少することになります。錦川から地域に向けて氾濫するのは、大幅に減少するというところでございます。

また、錦川の改修に合わせまして、錦地区上流域からの主な排水を錦川へ導くよう、排水系統を見直す計画となっております。

この氾濫しなくなった川に、できるだけ水を引きこもうということでございます。

結果といたしまして、錦川の左岸内水流域、これは錦川を流れて行く、下のほうに見ながらですが、そちらの左岸内水流域と、右側の右岸

内水流域へ流れてくる水量が減少いたします。この両側に流れてくる水も、減少するという計画でございます。

そして、降雨時における錦地区周辺の浸水被害が、現状よりも改善されることとなります。そのことによって改善されるということになります。

その上に、さらに内水対策といたしまして、宿毛市が与市明川と錦川の合流部付近に排水ポンプを設置する計画としております。

この排水ポンプというのは、今、流れてきたものを錦川のほうに入れるという、内水を川のほうに入れるというポンプでございます。そういう計画となっております。

県道宿毛城辺線のつけかえ工事は、改修する与市明川の堤防沿いに移設、及びかさ上げをするもので、河川等の排水を遮断するものではありませんので、錦地区周辺の冠水に影響することはない、そういうことでございます。

要するに、与市明川がありまして、ここの堤防も計画高まで上げていくと。ここの堤防を上げて、錦川は低いのですので、錦川がつながってますので、錦川もバック堤として、340メートル後ろに上げていくということです。

ここが上がります。ここの周りに流れてくる水を、この中に流し込むような排水計画でもっていきます。それで、なおのこと、その周りに流れてきたものを、宿毛市のポンプによって、川の中に入れていこうということでございます。このかさ上げする、かさ上げすると言われて、このかさ上げする、かさ上げすると言われている道路については、その堤防の上につけるということで、道路自体をかさ上げするというものではございませんので、このことによって、周りの浸水がさらに悪化するということはありませんという計画になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 今、御説明いただいたようなことを、物理的にもう大丈夫だと、うまくいくというような答弁なんですけど、結局、専門用語をたくさん使って、こうだから大丈夫だという話を、どれだけ地域の皆さんに浸透させるかということなんですね。

ですから、ぜひ今、市長が、物理的にも、最後、簡単に説明していただいたように、この情報をそのエリアの方々に、どれだけ説明してやれるかで、御理解いただけるかということになりますので、ぜひここだけのことで終わらずに、これを説明してあげてほしいですね。

ぜひ、そこのところよろしく願います。

それでは、続きまして、豪雨災害の復興の進捗と、今後について伺います。

7月の豪雨で、市内に点在するがけ崩れや、河川の改修はまだなのかという話を、これもたくさん、地元の方々からいただきます。

被災以来、土木課の皆様と応援職員の皆様、休む間もなく仕事に取り組んでおられますことも余り知られてなくて、ここで市民の皆様にお伝えしておきたいと思います。相当努力していただいております。本当にありがとうございます。

その中で、一方で被災箇所によっては、県とか国とか、市と、所管の違いもありまして、復興の情報は余り伝わっていない状態で、近隣住民の方々は、多少なりとも不安を感じて、生活をしているのも現状であると思います。

そこで、7月豪雨の復興状況、生活に直結しております、主のがけ崩れとか河川の改修でよろしいと思いますが、今後の見通しについて、その手順、やはり話を聞かれる方は、ちょっと遅いんじゃないかという前提のもとで話してきますので、今後の見通しと、その手順等も少し説明いただきながら、お答えをお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この件については、私のほうにも、再三、同じようなお話があがってきているところでございます。

その都度、うちの職員に対応させているところでございますが、先ほど、議員のほうからもねぎらいの言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。

職員もそういう対応をすることによりまして、また工事へ向けてのいろいろな業務が、またそこで遅延してしまうという悪循環に陥っておりまして、地域に入って説明もできる限りさせているところでございますが、そのことによって、また工事が若干ずつではありますけど、おくらしているという現状もございまして、非常に厳しい状況ではございます。

そういう状況ではございますが、現在の状況、お話をさせていただきたいと思っております。

今回の7月豪雨につきましては、道路や河川などの各施設等において、過去に例がないほどの、そういった甚大な被害となっているところでございます。

そのため、復旧に向けての膨大な作業が必要となったことにより、通常に比べ、手続等に多くの期間を要しているため、地元の皆様には、先ほどお話ししたような形の中で、大変御不便をおかけしているところでございます。

現在、12月末までの計画で、国による災害査定を受けている最中でございまして、その主な内容としましては、道路、河川などの公共土木施設の復旧費といたしまして、約30億円、そして農地、農林業用施設の復旧費が約5億6,000万円の規模となっております。

今後の予定といたしましては、災害査定が終了した来年の1月より、緊急性の高い箇所から、

順次、地元の関係者の方々や、関係機関との協議を行いたいと、そのように考えているところでございます。

本格的な早期復旧に向けまして、全力で取り組んでいきたいと考えておりますし、また、それに向けて、庁内あげて取り組みを、現在も進めさせていただいているところでございます。

そういった中で、先ほども申しましたが、本当に市民の皆様方には御不便をかけているところでございますし、また、一次産業に携わっている方々の中には、本当に死活問題のような状況のお話も、多々聞いているところでございます。

何とか元の生活を取り戻せるように、引き続き、努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これも、また先ほどと同じになるのですが、情報をどれだけ出すかで、早いか遅いかと感ずるのは、やはり情報の量だと思うのですね。

答弁の中で、今、来年の1月をめどにスタートしていけるのではないかという話があって、そういう一言が世の中に出回ると、進むんだというね。

同じ1月に始めても、1月ごろから始まるよという情報が出ていくのと、突然、1月に始まるのと、早い、遅いって、もう聞こえ方も全然違いますので、やはり裏のがけ崩れとか、すぐ横に通っている川に危険を感じている方々については、できる限り、本当に簡単な情報でいいですので、何らかの手段を使って出していただければ、市民の方々も、また安心できるのではないかと、この質問をさせていただきましたので、今後とも情報提供をしつつ、進めていただきたいと思います。

続きまして、豪雨と台風の話になりますが、避難場所の設定について、質問をさせていただきます。

これ、近所のお年寄りのグループから、直接お話をいただきまして、そんなものかと、ちょっと思ったのですけれども。

その方たちは、防災アプリを上手に活用して、豪雨や台風の避難勧告が出たときに、自分の家の近くの避難場所を考えてみたときに、避難場所が広く地域をまたがっておりまして、遠過ぎて避難できないと。今ひとつ現実的ではないですよ。

例えば、小筑紫方面ですと、すごい広いんですね。端から端だと、七、八キロありますので、歩きで避難できないと。現実的ではないという話を伺っております。

私、それを聞いたのは、一部の地域の話なんですけど、市内各所でも防災アプリで、避難場所、こことこことここに設定しますと聞くと、確かに数はそれほどないんですね。避難者の行動範囲に即した位置で、ポジションで、もう一度設定し直してもいいのではないかと、今回、思いました。

その件につきまして、開設方法なども、市の職員の方々がいろいろ出ていかなきゃいけないでしょうから、その開設方法も含めて、見直していただいたらどうかと思ひまして、そのあたりについて市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

台風・大雨時に、市が開設する避難所は、これまでの台風時等の浸水による孤立状況を踏まえる中で、市内12施設を基本といたしまして、それぞれの施設に、原則として職員を2人ずつ配置することとしております。

また、開設のタイミングにつきましては、風

雨の影響が少ないうちに避難行動に移ることができるように、リードタイム、時間的余裕がございますが、こちらをもって避難準備、高齢者等避難開始の情報を発令するように心がけているところでございます。

その中で、7月豪雨のような、突発的な災害時には、自主防災会等に呼びかける中で、地区の集会所を開設いただくなど、臨機応変に対応しているところでございます。

開設避難所をふやすことにつきましては、現在の庁内のマンパワーを考慮する中では難しい状況であります。例えば、自主防災組織と連携する中で、地区の集会所等を避難所として開設していただけるのではないかなど、どういった対応ができるか、今後検討していきたいというふうに思っております。

実際、近年、災害等も多くなってきているというふうに思いますし、また、開設、そして今度は閉めるまでの、あけている時間が長くなってきています。やはり早目早目に避難準備情報を出すという形の中で、職員のローテーションを組んでいるわけですが、避難所に職員を詰めさせているのですが、そのマンパワーがこれ以上の数をふやすには、限界があるというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 今、自主防災組織と連携してという言葉も答弁にあり、最後のほうでは、行政の職員だけでマンパワーは足りていないという、どっちかなという答えなんですけれども。

一つ再質問させてほしいんですけれども。

当然、避難場所は行政の皆様がマニュアルにのっとり開設して、一連の作業をして、最後閉めていくわけなんですけれども、自主防災組織の方々と事前に打ち合わせ協議をしておけば、別

に自主防災組織の方々があけることは問題ないという考えでいいんですか。今の答えだとどちらとも、ちょっとわからなかったので、ぜひそこをひとつお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在の避難所の数をふやすには、マンパワーが足りないという状況がございます。

そういった形の中で、自主防災組織であるとか、そういった地域の方々と話をしながら、どういった方法がとれるのかを検討していきたいということで、お話をさせていただきました。

要するに、今の宿毛市の指定避難場所をこれ以上、例えば20、30にふやすということは、現状では不可能でございますので、そういった宿毛市の指定の避難場所に行けない方が多数おられるというお話でございます。そういった方々をどう対応していくのかというのは、地域の自主防災組織とか、それから地区長さんであるとか、そういった方々とお話をさせていただきたいということで、答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 済みません、話をちょっと難しくしちゃったんです。わかりやすく言いますと、自分の地域の安全である集会所とかに避難できるのが、一番いいですよ。そうすると、現実的に避難しますので、そういうところは自主防災組織の皆様と話し合っ、開けられるように、一つでもなったらいいなと、そういう質問でした。

また、その辺、御検討ください。

それでは、次は、防災アプリのインストール強化について、お伺いします。

私、前回、防災無線が全てだと。防災無線を

強化しろと言っておきながら、防災アプリのインストールの強化をしろという、相反する質問になって、ちょっと恐縮なんですけれども。

これ、議会報告会の中でいただいた話なんです、防災アプリのインストールの強化に、もっと力を入れなさいというふうに、アプリとかネットとか、そんなのはわからんというようなことを、お年寄りの方々に拒絶させてはいけないぞという話をいただいたんですよ。

お年寄りの方から言われまして、私も防災無線が全てだ、お年寄りとは言ってた割に、目からうろこが落ちまして、よくよく観察してみました。うちの親たちも含めて観察してみますと、お年寄りは、アプリという横文字とか、インストールする作業に非常に拒絶感を感じておりまして、しかしながら、受信してしまった情報を理解できないということではないんですね。

アプリさえ入ってしまえば、新聞を読むのと、あとは孫たちとメールするとか、今はラインとかしているお年寄りの方もたくさんいますので、アプリさえ入ってしまえば、情報の共有は抵抗なく行っているのも現状なんですね。

要するに、防災アプリのインストール作業を、行政がどうやってスキップさせてしまうかという問題なんです、防災無線については、たびたび議員の中からも質問がありましたが、現在では増設するのは困難であるという答弁をいただいておりますので、このアプリの利用者をどうやったらふやせるかというのを、もう一度、真剣に考えてみたらいいんじゃないかと思って、アプリの質問、なかなか一般質問するのはどうかなと思ったんですけれども、やはり最終的に、被災したときには、このアプリからの情報というのが、確かに重要になります。

お年寄りも、来たものは読めます。ですから、今までのアプリ、インストールしませんかという情報では、追いつかないと思うんですね。も

っと踏み込んでやるべきだと思っておりまして。

そこでお伺いいたしますが、これまでの登録の状況と、今後の目標値も含めて、このアプリのインストールのことについて、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、現在の防災アプリは3, 128人、これは12月4日現在でございますが、御登録をいただいているところでございます。

このアプリは、災害時のエリアメールと異なりまして、市外にいる場合でも、宿毛市の災害情報などがプッシュ通知、向こうから一方的に入ってくるということから、遠方にいる場合でも、リアルタイムで宿毛市の状況を把握することができるという利点があるところでございます。

屋外子局からの放送が聞こえにくいといった御意見をいただいているところでもありまして、今後、状況調査を行っていくこととしておりますが、聞こえない、そういった地区の方や、聞き漏れがあった場合への対応策といたしまして、文字情報で確認できる防災アプリの活用が有効な手段と、私たちも考えているところでございます。

そのためにも、普及を促進することは大変重要なこととなりますので、引き続き、一人でも多くの方に御登録いただくことを目標として、普及に取り組んでまいります。

これまでも、防災アプリ普及に向け、携帯電話取扱店舗や、病院、金融機関などの待合室に職員が作成したポスターを貼ったり、自主防災会や学校などを対象とした防災関連の講演会などを通じた関係者への登録促進、そしてスーパーの買い物客や各種イベント時に登録を勧誘するなど、普及に努めてまいりました。

今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、現在まで、余り登録が進んでいなかったことが予想される高齢者の方々をターゲットとした登録促進につきまして、例えば、老人クラブなどの高齢者が集まる場での登録勧誘など、積極的に実施してまいりたい、そのように考えているところでございまして、可能であれば、そういった携帯電話、スマートフォンなどに、うちの職員が直接登録をさせていただくとか、そういったサービスといたしますか、そういったこともしていく予定というか、いかなければならないなというお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 最後のほうに、ちょっと光が見えた感じがしました。

わざわざ質問したので、ぜひ斬新な、インストールさせるキャンペーンじゃないですけども、やってほしいですね。

もう入りさえすれば、読むほうは大丈夫ですから、これは後で必ず役に立ちます。ぜひ、今までやってきた取り組みが、これ6分の1とか7分の1ぐらいですよ。子供は持ってないからあれですけども、この数字がいいのか悪いのか、多いのか少ないのか、ちょっと僕も初めて聞いて判断できませんが、ぜひ市長、これやらないと、永遠に防災無線聞こえません。防災無線つけろというやりとり、応酬になりますので、ぜひ、それこそ地域おこし協力隊でも、これ専門で仕事してもらおうとか、また新しくとって。それぐらいの感じでやってもらったらいいいと思います。それくらいやってください。ぜひ、よろしく願います。

続きまして、宿毛フェリーの現状と今後について、お伺いします。

先週から、新聞、テレビ等でも、情報は多数

出されておりますが、宿毛フェリー、一体どうなっているのかという話も、これもまた皆様の関心事で、私も相当、質問を受けました。

この件、とても宿毛市にとっては重要な問題でありますので、現在、運休しております宿毛フェリーの現状と、今後の見通しについて、今わかる範囲内で結構ですので、市長の御所見も踏まえて、お答えいただければと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 宿毛フェリーについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

株式会社宿毛フェリーにつきましては、燃油価格の高騰が大きな要因となりまして、10月19日から運航を休止し、船を運航する海上社員15名全員を解雇、そして陸上社員4名のうち1名が解雇となり、現在、3名体制で業務を行っている状況となっております。

運航休止以降、本航路に対する会社の意向確認のため、役員との面談の申し入れを行っていたところ、11月28日に高知県とともに、代表取締役と面談協議を行うことができ、再開時期は未定であるが、航路については、再開したいとの意向を確認させていただいたところでございます。

また、3月に定期検査を控えているニューあしずりにつきましても、会社側から、検査は受検する意向である旨を、面談時に伺ったところでございます。

現時点におきましては、運航再開に際し、会社から特段の支援要請はございませんが、今後におきましては、再開に向けての会社の動向を注視しながら、情報収集にも努め、高知県や関係市町村、また大分県側とも連携を図り、対応を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） この宿毛フェリーですね、宿毛市にとっては公共交通で大事な航路になるんですが、やはり運営しているのは民間でございますから、市長も今の答弁程度になると思います。

一つ再質問させてもらいたいんですけども、市長と私が、たまたま同席したイベントのところでもあった話なんですけれども、市民の方は、行政から補助を出しているのだから、事業へ介入したり、説明させる責任があるとか、逆に、市側の説明責任があるとか、そういう制度上、一部誤解されたような意見が多々出ております。

補助金入れているんだからという、単純にです。そういう声がたくさんありますので、このことについて、補助による事業への介入や、市もそうですし、フェリー側の説明責任はあるんじゃないかという話も受けたじゃないですか、同じイベント出たときも。

そういう声、たくさんありますので、ぜひそれも、きょう、僕の質問の趣旨の情報提供という形で、いま一度、そのあたりを説明いただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

株式会社宿毛フェリーが運航を開始した平成16年度から平成25年度までの間は、同社に対しまして、高知県を初め、宿毛市を含む幡多6カ市町村が、船体購入費や船舶修繕費等の費用の一部の補助を行ってまいりました。

補助金を支出してございました当時につきましては、補助金申請内容を精査する中で、経営状況についても、詳しく聞き取り、補助対象経費の妥当性を判断し、時には経営改善に向け、一緒に協議を行ってきた経過もございました。

平成26年度以降におきましては、会社からの申し入れによりまして、同社に対する補助金

は支出しておらず、そうしたことから、民間会社である株式会社宿毛フェリーに対し、経営に対して、行政が指導する立場ではなく、また経営内容につきましても、報告を強制するべきものではないと考えておりますが、地域の公共交通を担う、公共性の高い会社であると考えておりますので、一定の説明は求めてまいりたい、そのように、現在、考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） そうですよ。一定の説明は、やっぱり必要になりますね。

この質問の趣旨は、一つは、そういう誤解、または説明する必要がある部分は説明するということで、情報提供をしていただきたいということと、一つは、やはり相手は民間なんで、逆に説明責任とか、補助を出しているから、市もある程度、一緒になって、保障していかなければいけないということはないので、逆にそうであれば、いつまでも見ている必要もないのではないかと感じておまして、もう市長が答弁いただいたように、従業員の皆様の解雇の話とか、ドックの話とか、いろいろ説明を聞いておりますと、そう簡単にこれ、復活できるとは、普通は思いませんので、私も。特別な考えは持っていません。普通に、なかなか再開難しいと思います。

であれば、これは難しいかもしれないですけども、市長よく東京へ行きますよね。いろいろな市長のネットワークで国土交通省も行きまじ、いろんなところへ行きますね。

前もほかの議員から出たんですけども、国策として、国のほうで、いろいろ面倒を見てくれというぐらいな行動を、市長のほうでとっていただきたい。半分夢のような話になるかもしれないですけども。

会社待ってても、どうも好転するような雰囲気はないような気がするの、僕だけじゃないと思いますので、ぜひ市長、そういう行動に、県と一緒に、国のほうでどうにか面倒をみてくれと。国策としてやってくれと、いうようなことも視野に入れて、また東京にでも行かれる機会があったらお願いしたいと思っております。

これ、本当に民営の話ですので、これ以上、根掘り葉掘りはやめておきます。

以上で、市長に対する質問は終わりますが、きょうの趣旨は、やはり市民の皆様、どれだけ情報を提供するかということで、皆様の理解する程度がすごく変わりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、教育行政についての質問に移ります。

教育長、毎度この2つの質問、何度も何度もさせていただいております恐縮ですが。

1番目の児童生徒の問題通報システムについてでございますが、先月、千葉県柏市にいじめ通報アプリのSTOP i tというアプリについて、3党派で政務活動調査に行っておりまして。

中学生が、柏市は1万人おりまして、結論から申し上げますと、生徒数の少ないこの宿毛市には、いじめ通報アプリ、ぴったりの手段であるという考えに至りました。

その理由を少しお話させていただきますが、このアプリは、システムがいたってシンプルで、何よりも現代の子供たちの日常生活に限りなくマッチしているということ。

もう一つは、想像以上に初期費用がかからなかったことです。

そして、年間の利用コストは、ゼロであります。

初期費用については、金額は先方から教えていただきました、多分間違いないだろうと。1件300円だという話です。

もし間違ったら申しわけありませんが、先方のお答えはそうでした。

非常に初期費用がかからないということです。

もう一つは、宿毛市は生徒数が少ないので、これを入れることによって、既存の教育委員会と教育研究所の運用が、忙殺されることなく、通常の通報チャンネルを一つふやすことができるのではないかということ、この3つがその理由であります。

さらに、柏市も導入当初はいじめの抽出を目的として、このアプリを導入したらしいのですが、その副産物のほうが、すごく効果があったという話をしております、家庭内での問題とか、DVとか、教員と生徒の問題、なかなか出づらい、出しづらい。どのポジションにいても出しづらい。

教員と生徒の問題なども、このアプリによって、表に出てくるのがたくさんあるということで、この効果、副産物のほうを強く話しておりました。

このアプリの件、僕、3回目になりますが、今回、調査に行って、すばらしいなと思えました。

そして、もう最新ののものでもないんで、ぜひこの件について、教育長のお考えをまたお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。3番、原田議員の一般質問にお答え申し上げます。

いじめ通報アプリについての御質問でございます。

この件につきましては、9月議会でも御答弁をさせていただきましたが、本年度、高知県に

おきまして、国の補助事業を活用する中で、SNSを活用した相談体制の構築事業を、全公立高等学校と特別支援学校高等部を対象に、現在、実施をしているところでございます。

県の事業は、ラインというアプリを活用して、午後6時から10時までの間に相談を受け付けております。

そして、相談業務は、外部委託により行っているというふうに伺っています。

現在も、継続して事業を行っているところでございますので、最終結果は出ておりませんが、1日に数件の相談があるというふうにお聞きをしております。

相談内容は、いじめの問題よりも、心身の問題や友人関係、あるいは恋愛の問題など、学校で相談しにくい内容が多いというふうにお聞きしております。

先ほど申し上げましたように、県の事業も、現在継続中でございますので、検証結果等も出ておりません。こういったことから、今後も国や県の動向等の情報収集を行いながら、あわせて御提案をいただきました柏市の取り組みについても、調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これまた3度目に質問して、導入しますとはまだ言えないでしょうけれども。

先ほど答弁でありました外部委託と、あとは教育委員会とかが直接行っって、その話も聞きました。

外部委託は、当然、予算がかかると。この宿毛市の人数をお伝えして、それだったら別に外部委託する必要ないだろう。やっぱりそういう面も含めて、すごくハードルは低いんでね。

ぜひ入れてほしいということなんです。余

り考えなくて、それほど調査、調査。国の調査、県の調査、確かに、ものによっては必要です。先進の調査は必要ですけれども、この件について、本当に子供たちは、逆にその世界に、仮想空間、教育長とか私たちだと、仮想空間なんですけれども、子供たちは、仮想空間って現実の延長線だそうです。

ですから、余り研究調査を考えるとということ、いつまでもしていますと、このシステム自体が古くなっちゃいますので、ぜひ教育長、やってみてもらって。画面も見ました、まずは教育長のスマホに入ってくるようにして、御自身でやっていただいたら、本当にこれ、子供たちも家でいろいろ大変な思いをしている方、まだまだ陰に隠れていると思いますので、教育長に上がってきてない情報、まだまだあると思います。実際、あります。

ですから、ぜひ真剣に考えていただきたいと思っております。

以上です。

最後の質問になります。

ジュニアスポーツの一体的な支援について、お伺いします。

宿毛市は、東京オリンピック・パラリンピック教育推進事業指定推進地域になっておりまして、先月、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から、宿毛市の全小中学校が、教育実施校のようい、ドン！スクールに認定されましたが、その取り組みの内容と、これによってどのような成果、効果を期待しているのか、まずはお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

宿毛市の小中学校で実施しているオリンピック・パラリンピック教育の取組内容と、期待している成果についての御質問をいただきました。

本年度、高知県からオリンピック・パラリンピック教育、通称オリパラ教育の、教育推進地域の指定を受ける中で、市内の小中学校も、推進に指定をされているところがございます。

オリパラ教育の実施方針につきましては、4つございまして、スポーツを楽しむこと、国際理解、ボランティア、そして障害者理解の4つの分野で学習を深めることといたしております。

そして、各小中学校でそれぞれ全体計画を作成し、子供の学年に応じた学習を行っているところがございます。

事業内容といたしましては、車椅子バスケットや、車椅子ラグビーの選手を学校にお招きして、競技体験や講話をしていただいたり、パラスポーツを体育の授業の中に取り入れて実施をしたり、あるいは地域の美化活動や花いっぱい活動など、それぞれの学校で取り組みを実施いたしております。

去る11月には、リオデジャネイロオリンピックのシンクロ競技で銅メダルを獲得されました三井梨紗子さんを講師にお迎えして、宿毛小中学校で講話や陸上シンクロの体験も行いました。

期待をする成果といたしましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会への理解を深めることはもとより、スポーツを通しての人間教育、例えばフェアプレイ精神の育成や、努力することの大切さを学ぶこと。また、障害者スポーツを通して、互いに支え合うこと、違いを認め合える心を育てること等が挙げられます。

さらに、多くの国を知ることによって、他国の歴史や文化、言語について学ぼうとする気持ちを育てることや、ボランティアに積極的に参加する意欲を育てること等、オリパラ教育を通じて、児童生徒に多くのことを学習していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） これによって、まずはオリパラ教育で幅広く、全ての子供たちがスポーツに触れられる、またスポーツに関する人間形成に触れられるということができると思いますが。

そこで再質問させていただきますが、このオリパラ教育が時限的な取り組みで終わることなく、オリンピックのレガシーを、子供たちにどう残していくかということを考えることが必要だと思っております、やはりオリンピックというものがあると、そこまでは予算もついたり、いろんな取り組みもするけど、そのさきどうなのかという話になりまして。

高知県が行っております、正確に言いますと、高知県の体育協会になると思うのですが、各競技のトップクラスの選手を支援する制度で、特別強化支援事業というものがありますが、御存じですよね。

これで、このオリパラ教育等は、これ底辺を広げるという取り組み。支援事業、特別強化支援事業、県の事業は、これトップクラスの支援ですね。その間の中間の部分ですね。中間の部分、いわゆる宿毛市内で可能性を秘めた、今、一生懸命努力している子供たちに対して、中間部分の支援制度を、市独自でつけ足して、一体的に、幅広く親しむところから、中間のところまで努力していく子供たちを支援しつつ、トップまで持っていくという。これをできないかというのが、今回の質問の趣旨になります。

現在でも、体育施設の減免措置、大会の主催、後援などは、今も行っておりますが、具体的な教育長の方針ですね。これ、どのような支援ができるか。たくさんあると思います。どのような支援ができるか。

あとは、そこにどう予算を入れていくか、市長の政治判断、これで頑張る子供たちを一体的に、そして継続的に育てていただきたいと考え

ているのですが、教育長、市長、両方の御所見をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

将来、トップクラスとなる可能性を秘めた子供たちへの支援に関する御質問でございます。

現在、子供たちがスポーツに触れる機会は、学校における体育の授業や、クラブ活動、さらに放課後、休日等に行われている民間の少年スポーツクラブ等がございます。

スポーツには、競技力の向上や、健やかな身体の育成など、さまざまな目的がございますけれども、学校におきましては、学校教育基本計画にも記載をしておりますように、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を基本に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を、全国水準にするということを目指しております。

もちろん、運動能力や技術の向上は大切なことですが、それだけでなく、健全な心身の育成も目的としているところでございます。

さらに、オリパラ教育により、スポーツに対しての機運が高まるだけでなく、メダリストと触れ合うことで、子供たちに目標ができることは、キャリア教育の視点からも、非常に有効であり、スポーツを通じて競技力の向上だけでなく、人間として社会を生き抜く力についても、身につけてもらいたいというふうに考えているところであります。

一方、学校以外の少年スポーツクラブ等における競技人口の拡大や、選手の育成、競技力の向上等に向けた活動も重要であるというふうに考えております。

そのための取り組みといたしまして、本市では、トップアスリートの講師を招聘し、競技を楽しく体験しながら、一流選手のテクニックも

学べるボールゲームフェスタ事業の開催を初めといたしまして、昨年度からは、幡多6カ市町村が主体となり、トップアスリートによる講演や、スポーツ教室等を開催することで、競技人口の拡大を図るとともに、すぐれたジュニア選手の発掘にもつなげていく幡多エリア事業も行っております。

また、トップクラスの選手の支援につきましては、議員御指摘のとおり、高知県体育協会による特別強化選手支援事業がございますけれども、本事業の対象となるのは、ごく一部の選手でございます。その対象とならない、将来の可能性を秘めている子供たちへの支援は、検討課題の一つであるというふうに認識をいたしております。

こうした中、少年スポーツクラブ等は、子供たちがスポーツ活動に親しむだけでなく、トップクラスの選手へと成長していくためのきっかけとなる重要な役割を担っておりまして、指導者の資質向上を図っていくことが、何よりも大切であると認識をいたしております。

そうした意味からも、間接的な支援にはなりますけれども、まずは県や本市が実施する指導者向けの研修会や、講演会を充実させる中で、積極的に参加してもらえようような仕組みを整え、ジュニアスポーツ全体の底上げを図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を絶好の機会と捉えまして、子供たちがスポーツに触れる機会の拡充と競技力の向上、健全な心身の育成を目指し、学校や少年スポーツクラブ等を初め、体育協会や、地域で指導をされている方々と連携する中で、よりよいジュニアスポーツの環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長の政治判断ということですが、具体的な方針につきましては、先ほど、教育長が答弁したとおりでございます。

現在の取り組みといたしましては、議員御指摘のとおり、少年スポーツクラブ等に対しまして、体育施設使用料の減免を行うことで、予算面での支援をしている状況でございます。

こうした中、将来の可能性を秘めた子供たちへの支援につきましては、私も重要であると、そのように考えているところでありますが、さまざまな支援策がある中で、どのような形で支援を行うことが、ジュニアスポーツ全体の振興につながるのか、教育委員会とも連携し、関係団体や指導者等とも議論を深めていながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

子供たち、特に低学年の子供にとっては、そのトップの子だけじゃなくて、中間の、その下で位置している子供たちへの支援というの必要でしょうし、また、もう一つ下でやっている子供たちの支援をどうしていくのかという、全体の底上げをしっかりと考えながら、そういった中で、よりトップアスリートを育てていくような、そういった支援策を一緒になって考えていかなければならないというふうに考えておまして、それぞれのスポーツによって、また状況も違うと思いますので、そういった指導者の方々と、しっかりと話し合いをしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 子供が少ないというのは、余りよろしいことではないのですけれども、だからこそできることであるとも思います。

子供を育てていくということは、全ての市政浮揚の原点であると、私は思っております。もうこれが、将来の市政浮揚の原点。きょうはスポーツの質問ですけれども、全てはそこだと思います。

その時代に合った、いろいろな政策を打っていても、それはその時代のものであって、この宿毛の子供をどのように、どう活躍する子供たちを育てるかということ以外に、将来の市政浮揚はないと言ってもいいほど、僕はそこを強く思っておりまして、それをジュニアスポーツという形にかえて質問させていただいている次第であります。

それで、早稲田大学とのつながりもすごく強いんですね。でも、過去を振り返ってみると、いい関係はあるんですが、じゃあ受験で早稲田に行った方がいるか、推薦で、宿毛市がある程度の政策を打って、勉強していった子供たちが早稲田に、関係性も踏まえて推薦で入学したかとか、なかなかないですね。これがこれまでの結果だと思うんですよ。

ですから、今回のこのスポーツの件など、とてもいい機会ですので、ぜひ、市長の政治判断というのをあえて書いたのですけれども、やっぱり市長の政治判断で、一番わかりやすく言ったら、本当にこの早稲田大学との関係を考えると、スポーツで宿毛から、本当に早稲田にスポーツを通して入学できるというようなことぐらいは、本気でやればできると思うんですね。これは市長の政治判断だと思いますので、ぜひその辺は、市長、もうあなたしかできません。

今までの、歴代の市長さんからして見てみると、中平市長はスポーツに一番精通している方ですし、スポーツを一番体験なされている方ですから、ぜひこれは本気で、オリンピック、あと2年終わったら、何となく火も消えますので、ぜひ市長の政治判断ということで、よろしくお

願いたいと思います。

これで私の一般質問全てを終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時21分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 公明党の野々下昌文でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問内容は、引きこもり体制について、改正生活困窮者自立支援制度について、公明党の100万人調査運動から、中小企業支援、子育て支援、介護問題、防災減災対策の6点について、質問をいたします。

どうかよろしく願いをいたします。

初めに、引きこもりの実態について、お伺いをいたします。

近年、全国で社会問題となっている引きこもりの課題ですが、8050問題という言葉も、皆様は御存じでしょうか。最近は多くのメディア等でも取り上げられるようになってまいりましたが、引きこもりの子供の面倒をみる親が80歳、引きこもりの当事者である子供が50代ということ指しており、こうした親子が社会から孤立し、追い詰められている問題が8050問題と呼ばれております。

かつては、引きこもりの課題は、子供や若者の課題とされている時代もありましたが、現在は、中高年の引きこもりがふえている現状がございます。いじめや不登校などが原因で、学齢期から引きこもりになった方々も、引きこもり

期間が長期化し、中高年になっている状況です。

また、社会人として働いていた方でも、仕事のトラブルや病気、周囲との人間関係など、さまざまなことが原因で引きこもりになるケースもふえてきております。

また、最近では、主婦など女性の引きこもりもふえていることも、専門家が指摘をしております。

ストレスが多い現代社会に生きづらさを感じ、行き詰まり、引きこもりになる方々が増えています。ふえている状況でございます。

特に、先ほど申し上げました、引きこもりの子供の面倒をみる親が80代、引きこもりの当事者である子供が50代のようなケースでは、生活が困窮状態になったり、社会から孤立したりするケースが、全国各地でふえていると言われております。

そこで質問ですが、1点目に、本市の引きこもりの相談や実態について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、8050問題、まさに自分と同じ世代の問題でございまして、非常に重く受けとめているところでございます。

数字ということでございますが、宿毛市では、引きこもりの実態につきましては、調査を行っていないために、正確な数字の把握はできていないところでございます。

なお、生活保護受給者の方につきましては、親と住んでいて、就業していない49歳以下の方が数名いる、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、宿毛市では、引きこもりの実態は調査していないということ

でございますが、正確な数字が把握できなくて、生活保護の関係の皆さんが数名おられるという話でございます。

ことしの10月に、改正生活困窮者自立支援法が施行されまして、引きこもりを福祉政策の対象として、明確に位置づけられましたので、今まで、福祉の政策のはざままで光の当たらなかった方たちへの支援が大きく前進したことになります。

本市においても、これからが本格的に取り組みを始まるころだと思います。決して見捨けない、とのメッセージを発し続けるのが福祉だと思いますので、どうかよろしく願いをしたいと思います。

そこで再質問をさせていただきます。

ことしの1月、札幌市で痛ましい事件が発覚をいたしました。アパートの1室で、82歳の母親と引きこもりの52歳の女性の親子が死亡しているのが発見をされました。

報道によりますと、死因は、2人とも栄養失調による衰弱死であり、近所の人の話では、娘は10年以上も引きこもり、近所づき合いはほとんどなく、高齢の母親が娘の生活を支えていたということです。

遺体の状態から、母親が先に死亡し、娘はしばらくたってから亡くなっていたそうです。

母親がアパートに入居した当時は、収入は年金のみで、生活保護や福祉サービスは受けておらず、娘は学校を出てから就職したが、人間関係に悩んで退職し、引きこもり状態になったとのことでもあります。

こうした社会から孤立してしまい、気づかれないまま、親子が共倒れになる引きこもりの家族が多く存在することを、専門家は指摘しております。

引きこもりの子供を抱えた親にとっては、決して他人事ではなく、切実な問題として、本当

に心配をされております。

現在、国が39歳以下を対象に実施した引きこもりの実態調査では、全国で引きこもりは約54万1,000人と推計をされております。

専門家や支援者の間では、100万人以上いるともいわれております。大きな社会問題となっているこの引きこもりの課題、本市の実態は、生活保護の関係の、今、言われた数名しか把握されていないのですが、現在、厚生労働省の引きこもりの定義は、仕事や学校に行かずに、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態とされております。

この定義を当てはめるとするならば、本市にもたくさんの引きこもりと位置づけられる方がおります。

私も、引きこもり家族のいる家庭を知っておりますけれども、解決の難しさを実感しております。当事者や御家族は本当に悩み、苦しんでおられますし、ますます深刻な事態になる前に、一歩でも改善に向かうよう、なお一層の努力を、心からお願いをしておきたいと思います。

そこで、2点目として、今後の引きこもりの支援策について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

引きこもりの当事者が、御両親の収入等で生活されている場合、生活保護制度の適用が難しいことや、引きこもりといわれる方の中には、病気療養が必要であるにもかかわらず、そういった自覚のない方や、支援に応じていただけない方が多いため、この方たちの孤立を防ぎ、就労や病気治療等につなげていくためには、粘り強い取り組みが必要であるというふうに考えているところでございます。

まずは、宿毛市社会福祉協議会等の関係機関との連携や、有効な支援が行える、そういった

体制を議論し、構築していく、そういった必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 引きこもりが長期化した人たちは、本人との接触や関係性の構築が極めて困難な方たちも、本当におられますが、いわゆるニートといわれる若者、仕事や人間関係でつまずいて、引きこもりになっている方たちの中には、少しサポートすれば、また少し力のかしてあげれば、立ち直れる方たちもおられると思いますので、早い取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

再度、再質問でございますが、引きこもりの訪問支援について、お伺いをいたします。

国は、引きこもり等の支援の対策の強化を図ろうと、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施をし、また地域において、対象者がなじみやすい就労、体験先を開拓することや、就労体験先のマッチングを推進する事業を、今年度よりスタートをさせております。

引きこもりの家族にとっても、この事業は引きこもりから立ち直るきっかけとなるものとして、大いに期待をしているところであります。

そこで、3点目として、関係機関とも協議し、アウトリーチ型就労準備支援事業を実施し、引きこもりの訪問支援ができるように、ぜひ取り組んでいきたいと思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員より質問がありましたアウトリーチ型の事業とは、相談を待つのではなくて、積極的に支援が必要な方にかかわっていく考え方のもと、

事業を行っていく方法であると、そのように理解をしているところでございます。

このような考え方を踏まえまして、先進地の状況も研究し、引きこもりの方々の支援につながる、そんな有効な体制の構築に向けまして、先ほどと一緒にになりますが、関係機関と協議をしてみたい、そのように考えているところでございます。

やはりアウトリーチ型といいますか、そういうふうには、こちら側から手を差し伸べてあげる、そういうことが必要だというふうに考えている点では、一緒でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 先々日ですか、朝のNHKの番組で、ニートの方たちを工務店の大将が、本当に辛抱強くといいますか、支援しながら、職につけていく努力をされている番組がありました。皆様も、見た方もおられるかもしれませんが。

そういう、本当に根気強い支援が必要になってこようと思っておりますので、努力のほう、よろしくをお願いをしたいと思います。

この引きこもりの方たちというのは、宿毛市でも窓口で掌握されている方は、本当にわずかだと思っておりますが、今、見えている相手だけを支援する、そういう考え方ではなくて、まだまだたくさんいらっしゃるんだという、それをどうつないでいくかということを考えていただきながら、体制づくりをお願いをしたいと思いますので、難しい課題と思っておりますが、どうかよろしくをお願いをしたいと思います。

続いて、生活困窮者自立支援制度の取り組みについて、お伺いをいたします。

生活保護までには至らないが、暮らしに困窮している方が多い状況の中、自立に向けた、きめ細やかな支援を実施するために、2015年

4月に、生活困窮者自立支援制度は開始をされました。

施行後2年間の新規相談件数は、約45万件、プラン作成件数は、約12万件、約6万人が就労や増収につながり、着実に成果をあげてきております。しかし、制度が始まり3年が過ぎましたが、多くの事業が自治体の実施に判断を委ねる任意事業ということもあり、各自治体の取り組みにおいて、格差が出てきているのが現状でございます。

昨年度の全国の任意事業の実施状況は、就労準備支援事業は393自治体で44%、一時生活支援事業は256自治体で28%、家庭相談支援事業は362自治体で40%、子供の学習支援事業が504自治体で56%という状況であります。

親の介護で、離職や転職を余儀なくされた方、さまざまな事情により、配偶者と離婚したひとり親など、困窮の理由はさまざまでございますが、大切なことは、一人一人の置かれた状況に寄り添う支援体制の構築が重要だろうと思っております。

今年度、国では、予算を拡充し、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を、より一層促進するため、制度の充実に向けた取り組みを開始をしております。

そこで、質問でございますが、初めに、本市の生活困窮者自立制度の取り組みについて、相談件数等の支援状況や、成果についてお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市では、生活困窮者からの相談に応ずる窓口となる自立相談支援事業を、宿毛市社会福祉協議会に委託をし、平成27年度より実施をしております。

相談状況につきましては、平成27年度は、

新規相談39件、支援プラン2件、そして平成28年度は、新規相談49件、支援プランゼロ件。平成29年度では、新規相談52件、支援プラン1件を作成しているところでございます。

そのうち、支援が必要な方には、宿毛市社会福祉協議会の各種福祉事業や、市生活保護係への窓口につなげておまして、相談者の状況に寄り添う支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 引き続き、よろしくお願いをします。

若干、再質問でございます。

任意事業の取り組みについて、お伺いをいたします。

本市の任意事業の取組状況と成果について、また実施していない任意事業の理由について、お聞かせを願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市では、先ほどの生活困窮者の相談窓口となる自立相談支援事業のほか、任意事業である家計相談支援事業を、同じく社会福祉協議会に委託をしているところでございます。

これは、生活困窮者の家計の管理を支援していくものですが、困窮者の方々との信頼関係を築くことが難しく、そして相談のみにとどまり、支援までには至っていないところでございます。

生活困窮者自立支援制度のその他の任意事業には、就労準備支援事業、就労訓練事業、子供の学習支援事業、一時生活支援事業等がありますが、他の部署と重複している事業や、体制構築の困難性等を考慮いたしまして、家計相談支援事業以外の任意事業は、行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 根気強い取り組みをお願いしておきたいと思えます。

改正生活困窮者自立支援法を受けての支援体制強化策について、お伺いをいたします。

ことしの6月1日に成立をした改正生活困窮者自立支援法では、生活困窮者の自立支援の基本理念や定義の明確化、自立相談支援事業等の利用勧奨、努力義務の創設、関係機関の間で情報共有を行うための支援会議の設置、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施の促進、都道府県による研修など、市町村への支援事業の創設、子供の学習支援事業の強化などが、新たに規定をされました。

また、この3事業の一体的な実施により、家計改善支援事業の国費割合も、2分の1から3分の2、補助率が引き上げられました。

本市の生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化のため、情報共有のための支援会議の設置や、さらなる任意事業の取組強化を実施していくべきと考えます。

次の質問として、改正法を受けての本市の生活困窮者に対する支援体制強化の取り組みについて、どのようにしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

生活困窮者自立支援法に規定された事業について、宿毛市では、先ほど答弁しましたとおり、必須事業の自立相談支援事業と、任意事業の家計相談支援事業の2事業を行っております。

改正生活困窮者自立支援法では、これに加えて、任意事業の就労準備支援事業を合わせた3事業の一体的な運用が、努力義務として規定され、補助率にも優遇措置が講じられました。

今後は、この3事業を一体的に運用ができる体制をいかに築いていくか、関係機関と協議をし、体制強化の議論を進めてまいりたいと、そ

のように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本当に引きこもりの問題、また生活困窮の問題、課題というのは、本当に大変な課題だと思いますし、一朝一夕には解決がしない課題だと思いますが、本当に寄り添っていくような気持ちで、今後も支援をお願いしたいと思います。

一日でも早く、悩み、苦しんでいる皆さんが心から笑顔になれる日を願っております。

続いて、100万人訪問調査運動について、質問をいたします。

初めに、中小企業支援について、お伺いをいたします。

ことし4月から6月にかけて、公明党は全国で100万人、訪問調査運動を展開してまいりました。きょう、資料を先ほど回しましたけれども、調査結果でございます。

私も宿毛市内で300人弱でございますが、アンケートをとらせていただきました。

地域に入り、事業所を訪問し、さまざまな機械を捉えて、できるだけ市民の皆様と直接顔を合わせて、喫緊の課題であります中小企業、子育て、介護、防災減災の4つの分野について、アンケート活動を行いました。

そこで、今回はアンケートで寄せられた小さな声を大切に、現場の声に基づいて、質問をしたいと思えます。

最初に、中小企業への支援について、質問をいたします。

数の上では、国内企業の99.7%を占め、全労働者の約7割が働く中小企業は、まさに日本経済の屋台骨ですが、ところが、現在の中小企業は、経営者の高齢化と後継者不足に悩んでおります。

中小企業庁の分析では、2025年までに中

小企業、小規模事業者の6割を超える約245万社で、経営者が平均引退年齢に当たる70歳を超え、その約半数の127万社で後継者が決まっていない、そういう状況にあるそうです。

このほか、人手不足や資金繰り、生産性向上への設備投資、業務改善に向けての取り組みなど、さまざまな課題を抱えている経営者は少なくありません。

そこで、1つ目に、中小企業支援の現状と、支援を活用するためのサポートについて、伺います。

今回の中小企業アンケートでは、主に国の中小企業支援策の活用について、調査をいたしました。

全国の集計結果では、支援策を利用した経験のある企業は、約6割にのびました。一方、支援を活用したことがない企業に理由を伺うと、そもそも制度を知らないが56%となりました。ここには、設備投資に係る固定資産税の減免措置、賃上げのための所得拡大促進税制、IT導入補助金、事業承継支援税制を利用、もしくは利用したいとの回答がありました。

また、実際に支援を利用した感想を聞くと、全社とも満足とのお答えでありました。

支援策をまだ利用したことがない理由は、制度の要件に当てはまらない。そもそも制度を知らない、との回答が多く、制度を利用したことがある2社からも、手続きが煩雑との指摘がありました。

本当に中小企業に役に立っているのかどうか、感じたところでもあります。

そこでお尋ねをいたします。現在、本市が行っている中小企業支援について、主な支援内容や実施状況など、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市の主な支援策といたしましては、事業者の販路開拓や拡大を支援するため、宿毛市販路開拓支援事業を実施しております、これは県外などで開催される展示会や、商談会に出展する経費の一部を補助しております。

本年度は、現在のところ、4事業者に対しまして、補助する予定となっているところでございます。

また、生産性向上を目的とした先端設備を導入しようとする事業者に対しましては、あらかじめ導入計画を作成し、承認が得られれば、導入した設備の償却資産の固定資産税を3年間免除するなどの支援を設けておまして、本市では、現在のところ、6事業者が認定を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 宿毛市では、開拓支援事業に4事業者、先端設備等導入計画の認定事業に6事業者がおられるということですが、国や県の支援事業を含め、事業所が有利な支援事業があるのを知らずに、使えなかったということのないような取り組みを、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

再質問でございます。

実際に制度を利用した企業からは、申請時の記載内容がわかりにくい、申請しにくい、もっと簡単にしてほしいとの指摘があり、使えないように、わざと煩雑にしているのではないかと、厳しい話もまわっていく中では、わしらにはなかなかわかりにくい、やりにくいと。けど、担当課に聞くと、丁寧にやってあげているということ、担当課は言っておりました。

そういう指摘もありました。きちんと申請までに至り、支援を受けることができるように、中小企業の支援については、伴走型の窓口の体制を整え、寄り添ったサポートを提供する必要

を感じます。

そこで、2点目に、国や市が行う支援等の事業について、その申請や利用などのサポートを、どのようにするのかお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

中小企業に対する支援制度につきましては、中小企業庁のホームページで紹介されているもののほか、市町村に対しても、文書で通知をされているところがございます。

宿毛市では、その都度、市のホームページやフェイスブックに掲載するとともに、宿毛商工会議所へお知らせをし、できるだけ多くの事業者へ情報が行き渡るように、工夫をしているところでもございます。

また、制度の内容についてお問い合わせいただいた事業者に対しては、事業者が求めている内容をお伺いする中で、中小企業庁などに照会をかけながら、制度が活用できるよう、お手伝いをさせていただいているところでもございます。

野々下議員のお話にもございましたが、引き続き、事業者に寄り添った形でのサポートができるよう、商工会議所等の関連機関と連携して、取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、まず、この商工会議所、そして宿毛市担当課が、この事業者の方々と、しっかりとそういったお話が、日ごろよりできるような関係を築くのが肝要かというふうに考えておりますので、そういった関係も築く中で、しっかりとサポートをしていきたい、そのように考えているところがございます。

これからさらに努力をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） よろしくお願いを

しておきたいと思えます。

次に、事業承継支援について、お伺いをいたします。

アンケートでは、事業承継における課題については、人材、後継者探し、相続、贈与税が多くあげられました。

実は、2018年度予算税制改正関連法では、事業承継支援策が大幅に充実をされております。

事業承継制度を抜本的に拡充し、今後10年間、株式の相続税、贈与税については、雇用要件の見直しや、対象株式の上限撤廃などを図るとともに、承継時の納税を全額猶予し、承継時と売却、廃業時の納税額の差額を免除することになりました。

こうした改正により、税の面においては、1円もかけずに事業承継できるようになっていて、事業者には朗報となっております。

そこでお尋ねをいたします。

本市経済の活性化と、雇用の確保のために、事業承継への支援は待ったなしの状況であります。

今後、大事なものは、税制改正など、事業承継を促進するための国の制度が十分に認識され、実際に活用されなければなりません。

国の支援メニューの活用なども含めて、本市における事業承継への支援は、一層強化すべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

中小企業庁では、各都道府県の商工会議所等の認定機関に相談窓口を設置し、中小企業や小規模事業者の事業承継の支援を行っております。

本市におきましても、経営者の高齢化に伴う後継者不足や、事業承継に伴う相談がございましたら、事業者の相談にしっかりと耳を傾け、商工会議所や中小企業庁などの関係機関と連携を図りながら対応をしてみたい、そのよう

に考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） よろしくお願いをしておきたいと思えます。

私がとったアンケートの中にも、中小企業を雇用の源とも捉えて、保全していく制度をもっと充実してほしいという御意見もありましたので、参考にしていただきたいと思います。

続いて、子育て支援について、お伺いをいたします。

今回の子育てアンケートでは、子育てと仕事の両立、経済的な負担、親としての心配事など、教育についての悩みや不安について、調査をし、直接には、67人の方から回答をいただきました。

まず、子育てと仕事の両立では、病児保育ができる場所がもっとあれば助かります。共働きが望ましいのかどうか、保育所も決して安くはない、学校に預けられる時間は、保育園に比べて早いので、仕事は定時まで働けないといった、一層の保育の環境整備を望む御意見が多くありました。

そして、経済的な負担については、高過ぎる教育費の心配、県外進学時の費用、塾、大学の学費負担が大きく、大変でしたなど、子育て、教育の負担軽減を望む声。

また、親としての心配事では、子供を預けること自体が不安である。青色回転灯装備車による防犯パトロールなどの巡回強化を望む声もあります。

そこで、幼児教育の無償化について、お伺いをいたします。

アンケートの声では、病児保育や学童保育など、保育の環境整備や子育て、教育の負担軽減を望む声が多くみられました。

全国の集計では、実に7割以上の方が、学費などに不安を抱えておりました。

一方で、新聞では、都道府県庁所在地や、政令指定都市などの全国の主要都市に聞いたところ、保育無償化の影響で、66%の自治体が待機児童がふえる予想となっておりました。

回答した81の自治体のうち、無償化賛成は36の自治体にとどまるとの内容で、新聞がございましたが、市民ニーズとの違いがそこに見られました。

そこでお尋ねをいたします。教育負担の軽減は、少子化対策のかなめであり、幼児教育の無償化は、市民の強い要望でありますから、実現すべきだと思いますが、本市の所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

幼児教育、保育の無償化につきましては、来年10月から、国が消費税増税分の一部を活用いたしまして、非課税世帯の子供と、3歳以上の子供に対しまして、幼稚園や保育施設の利用料を無償化にするというものでございます。

宿毛市におきましても、行政方針の5本の柱の一つに、子育て支援対策を掲げておまして、宿毛市子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、すくすく、健やかに育てるまちづくりを基本理念といたしまして、子育てしやすい環境づくりの支援に努めているところでございます。

その中の独自政策の一つといたしまして、平成28年度より同時入所の2人目以降の保育料の無償化の実施をしており、子育て世代の経済負担の軽減に対し、支援しているところでもございます。

このように、宿毛市では、早くから取り組みを行っておりますので、国の取り組みについては、大変喜ばしいと感じております。

今後も、国の動向を見ながら、そのほかの政策と合わせまして、引き続き、財政支援はもとより、多様化するニーズに沿った子育て支援に

努めてまいりたいと考えております。

なお、無償化による待機児童の影響につきましては、宿毛市では、12月1日現在の3歳以上の就園率が99.2%、またゼロ歳児から5歳児全体を見ましても、現在のところ、待機児童はゼロとなっております、影響は少ないものと、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 既に同時入所の、2人目以降の保育料の無償化を実施している本市においては、幼児教育・保育の無償化は喜ばしいことだということですが、この28年度からの市の取り組みは、わが党の重点政策と共通する部分がございますので、大変評価をしているところでございます。

続いて、介護問題について、お尋ねをいたします。

総務省が9月16日に発表した人口推計によりますと、70歳以上の人口は、前年から100万人ふえて2,618万人となり、総人口の20.7%、国民の5人に1人となりました。

団塊の世代の先輩方が、2017年から70歳を迎え始めたことが要因ですが、2025年には、団塊の世代、約650万人が全員75歳を迎え、後期高齢者人口は2,000万人になると見込まれております。

社会保障制度の見直しなど、超高齢化社会への早急な対応を迫られている状況が、数字の上からも浮き彫りとなりました。

介護アンケートでは、介護サービス利用者とその家族には、利用状況など、サービスを利用していない人には、介護に対する将来の不安などを聞き、157名の方から、回答をいただきました。

結果、大変気になることが2点ございました。

一つは、御自身の納めている介護保険料の金

額について、ほとんどの方が知らない。もう一つは、地域包括ケアシステムを御存じですかとの問いに対して、言葉は聞いているが、中身はわからない、あるいは聞いたことがないという方が、大変多かったことであります。

そこでまず、介護保険料についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、市が保険者となって運営する介護保険制度は、40歳以上の市民が加入者、被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払って、サービスを利用できる仕組みとなっております。

保険ですから、負担と給付で成り立っており、制度の運用と存続のためには、担い手と利用者の負担、相互理解が不可欠であります。

そこでお尋ねをしたいと思います。

アンケート結果では、自分が納めている介護保険料の金額を、ほとんどの方が知らない。にもかかわらず、多くの方が、自分の介護保険料は高過ぎると、感覚的にとらえているようでございました。

保険料を含め、制度への理解は、介護保険の存続にかかわることだと思います。

そこで1点目に、介護保険料の周知などについて、御所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

介護保険料の周知についての質問でございますが、65歳以上の第1号被保険者の方への周知は、それぞれの被保険者へ、介護保険料額の決定や、変更時に文書にて通知を行っております。

通知時に介護保険料額の所得段階別に表示したリーフレットを同封し、通知書の見方や、保険料額納付方法について、お知らせをしております。

また、賦課決定通知を送付する時期に合わせ

まして、広報7月号に、所得段階別の保険料や、納付方法を掲載しております。

次に、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険による算定方法を基本としているため。保険料額の通知も、各医療保険者により行われております。

保険料も含む介護保険制度についての周知は、厚生労働省より、各医療保険者と介護保険者の双方に対しまして、厚生労働省が作成した第2号被保険者向けリーフレットを活用し、周知することが示されており、介護保険者としては、長寿政策課の窓口にて、このリーフレットを設置し、周知に活用しているところでございます。

今回、実施された訪問調査により、特に第2号被保険者から、保険料について認識が薄いとのことでもありましたので、周知につきまして、医療保険者や、そして県、国とも連携を強化してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

本市といたしましては、介護保険制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成し、窓口などで市民の方に対して、制度についての理解や、介護保険のサービスを効果的に利用してもらうために活用しております。ホームページにおいても、介護保険の仕組みや、保険料、サービスの種類など、制度に関するさまざまな情報を掲載することで、介護保険制度の周知を行っておりますので、引き続き、介護保険の周知について、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

まず、この第2号被保険者の方々に、この介護保険について、興味といいますか、自分たちがしっかりとお金を納めているわけですので、そういった関心を持っていただきたいというふうに思っております。そういった取り組みも、合わせて行っていききたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 第2号被保険者の人たちが、高いというのは、全然知らずに高いと言っているわけですが、1号被保険者の高齢者の方たちが、年金から引かれる額が多いということで、非常にそういうことを皆さんが言うので、1号被保険者の方も、知らずに高いととらえているというような感じをいたしました。

知るということは、理解を深める基本だと思いますので、わかりやすい周知を、引き続きお願いいたします。

そこで再質問でございます。

介護保険料については、基準額が80万円以下の中には、80万円の人も10万円の人もいて、同じ保険料、年間5万6,754円を支払った後、手元に残る金額には、大きな差があるという御意見もありました。

保険料については、国が示す基準が9段階となっており、細分化されているのは、所得が多いほうに対してであって、所得が少ないほうに対してはありません。

そこで、2点目に、本人は非課税で、世帯では課税。世帯の年収、80万円以下の年間保険料に関して、もう少し段階的、弾力的な料金設定ができないものか、御所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

第1号被保険者の介護保険料額は、本人とその世帯員の課税状況、本人の合計所得金額などによって決まります。

御質問のケースで申しますと、課税世帯である場合は、本人の所得金額が低くても、世帯員に課税所得があると判断し、第4段階の年額5万6,754円の介護保険料となります。

介護保険料の段階設定は、国の基準として9

段階制となっております、特別の必要がある場合においては、高所得者の所得に応じた保険料負担を求めるなどの観点から、市町村ごとに、独自に所得の高い第9段階のみ、多段階設定ができることになっております。先ほど議員のおっしゃったとおりです。

なお、宿毛市の介護保険料の段階設定は、第9段階の多段階設定を設けておりませんので、国の基準と同様の9段階制としているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 負担と給付のバランスを図るということは、大変難しいと思えますけれども、所得が10万円の中から5万6,000円余り引かれたら、残りはわずかだと。そうした切実な声があることも知っておいていただきたいと思えます。

次に、地域包括ケアシステムの周知について、お伺いをいたします。

アンケートの全国集計で顕著だったことの一つは、現在、介護サービスを利用していない人の5割が、将来希望する介護の形として、自宅で介護サービスを利用したいと回答されていたことです。

御案内のとおり、地域包括ケアシステムとは、年をとっても、住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、医療、介護、予防、生活支援、住居が一体に提供される仕組みであります。

本市でも、2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定、実施を通じて、本市の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めておりますが、ですから、なおのこと、言葉は聞いているが中身がわからない、聞いたことがないというアンケート結果を、大変残念に思いました。

そこでお尋ねをしたいと思えます。

地域包括ケアシステムは、厚生労働省を中心に考え方が整理をされてきましたが、海外では、非常にシンプルに、エイジングインプレイス、まちで年を重ねると表現をされているようであります、そのほうがわかりやすい、とおしやすいということであろうと思えます。

言葉一つですが、ネーミングというのは、市民への浸透性、周知にも大きく影響することだと思います。

今後、地域包括ケアシステムの名前の周知について、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

高齢化の進行が著しい中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の将来像を見据え、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを一体的に、切れ目なく提供していく、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めているところでございます。

介護が必要な状況になっても、住みなれた地域、つまりなじみの人間関係にある場所や地域で、安心して、自分らしい、普通の暮らしが実現できるため、地域の人同士もつながり、医療、介護現場などの関係機関もつながり、支える、そういったシステムを本市で構築するということを目指しているというものでございます。

議員御指摘の地域包括ケアシステムの周知につきまして、市民の方にわかりやすい言葉でお伝えするとともに、取り組む内容につきましても、さまざまな機会を捉えて、繰り返し説明をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。

本年度につきましても、住みなれた地域で、自分らしく暮らせるために出した、講演会や介護に関する専門職等への研修会、さらにシステ

ム構築に係る事業に関する広報、SWANテレビでの周知、介護予防に取り組む地域の自主グループや健康相談の場での啓発など、さまざまな場で実施をしてきたところでございます。

地域の自主グループや健康相談の場での啓発など、そういったことも、これからさらにそういった場所での啓発を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今後も、今回の議員紹介のアンケート結果も踏まえまして、引き続き、先ほど言ったような場所で、啓発であるとか、いろんな取り組みであるとか、引き続き、周知に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、何かいい名前とかありましたら、ぜひ御提案いただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） よろしくお願いをしておきます。

次に、防災・減災アンケートについて、お伺いをいたします。

9月議会でも質問いたしました。近年、大規模な自然災害や異常気象が頻発し、各地で甚大な被害が出ております。

こうした災害から、国民の命や財産を守るには、安全な国土の形成を進め、地域の特性に合った防災・減災対策を強化する必要があります。

防災・減災アンケートでは、74人の回答をいただき、地域の危険な個所や、行政に力を入れてほしい防災対策を挙げてもらいました。

その結果、地域において、危険で改善が必要だと感じている場所の上位に、3つは、空き家、側溝、河川でございました。

全国の調査においても、空き家が最多で、続いて道路、河川となっております。直接伺っ

た理由や御意見では、空き家については、老朽化による倒壊がある。台風の時、心配。倒れた空き家は、道路や近隣住宅を襲う危険がある。火災などが心配、減災のためにも、空き家解体の補助などがあればいいとなっております。

また、側溝や水路については、大雨が降った場合に、あふれてわからなくなるので、人が落ちると危険、水路横の道をよく子供が通っている。グレーチングのない側溝に、下校中の子供が落ちたことがある。そして、河川、橋については、最近、雨量が多いため、河川がいつ氾濫するかわからない。特に古い橋は、台風や地域に対しての強度は大丈夫かどうかとなっております。

そこで、防災・減災の観点から、地域において危険で改善が必要な場所について、お伺いをいたします。

今議会でも、平成30年7月豪雨災害に関する復旧関連事業が掲載をされておりますが、アンケートを実施したのは、ことしの4月から6月でしたが、地域発の現場の声、実に的確であると思いました。

そこで、特に市民から指摘や要望が多かった空き家倒壊による被害の防止について、今後、本市はどのように取り組むのか、また豪雨などに備えた側溝水路への転落防止策について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

空き家、側溝、水路に関する防災・減災対策についてでございますが、まず、空き家対策についてであります。人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家が増加している中、適正な管理が行われていない空き家によりまして、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが危惧されておまして、平成27年5月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行を

されております。

この特別措置法の施行を受けまして、宿毛市でも平成29年3月に、宿毛市空家等対策計画を策定するとともに、平成29年1月から4月までの4か月間で、本市内の空き家等の実態調査を行ったことは、御承知のとおりでございます。

この実態調査の結果を受けまして、危険度の高いD、Eランクの空き家を中心に、所有者の把握や現地確認を進め、意見聴取や助言、適正な管理を促すための文書の送付などを行っております。

また、空き家解体に関する補助事業につきましては、平成26年度から実施しており、平成30年6月30日受付分まで41件、総額4,525万8,000円の実績となっております。

今後も空き家の増加が予測される中、引き続き、現地確認や関係機関への調査を行う中で、特に危険度の高い空き家を中心に、補助制度の説明も含め、適正な管理の依頼を行ってまいります。

次に、豪雨時の水路等への転落防止策についてでございますが、議員の言われるように、市内で大雨によりまして、道路等の冠水が発生した際に、水路等との境がわからなくなり、通行に支障が生じている状態は、至るところで見られます。

冠水の発生する個所全てに対策を講じることは、対象箇所が大変多くなるために、難しい状況ではございますが、地域の皆様の御意見や、これまでの実態等を勘案し、緊急性が高い、そういった個所については、優先順位を決め、対策を検討していきたいと考えております。

なお、大雨により道路冠水が発生しそうな状況の際には、大変危険ですので、外出は控えていただきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 冠水した中での避難行動というの也被るわけでございますが、地域とよく協議をしての対策をお願いいたします。

また、マイタイムラインの活用で、早目の避難行動の徹底を、なお、お願いをしておきたいと思っております。

再質問をさせていただきます。

9月議会において指摘をいたしました篠川流域の護岸対策、また河床対策の進捗状況について、また今後の取り組みについて、対応は県ですが、把握できている範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

篠川の護岸復旧と堆積した土砂等の撤去について、現在の進捗状況と今後の予定ということでございますが、河川を管理する高知県によりますと、被害を受けた護岸の復旧は、現在、ほとんどの被災箇所について、工事を発注もしくは発注の準備中でありまして、本格的な復旧に向けての作業を進めていると伺っているところでございます。

また、河川に堆積した土砂等の撤去につきましては、補正予算にて、緊急性の高い個所を既に実施しておりまして、そのほかの個所については、2月の補正予算や来年度予算の中で、優先順位の高い個所から、順次実施していくと、そういった予定だと伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ありがとうございます。

田んぼや畑については、午前中の原田議員の

答弁の中のお話で了解でございますが、特に田んぼに関しては、よく聞くのが、苗の注文があるので、時期を明確に伝えてほしい。できれば1月初旬には、いつできるのか、それを言っていただかなければ、苗の注文があるということで、非常にそういうことを言われましたので、そのことを十分をお願いをしておきまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時30分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 11番、松浦でございます。睡魔に襲われる時間帯でありますけれども、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、通告をいたしている問題について、市長に対する一般質問を行います。

宿毛市議会は、議会基本条例に基づき、去る11月12日から4日間、市内8カ所において議会報告会を実施しました。どの会場の議会報告会でも、参加をされた市民の数が非常に少なく、低調でありました。このことについて、議会としても、次回開催に向けて、真摯に反省しなければなりません。

しかし、参加をされた市民からは、市政に対する率直な御意見をお伺いすることができ、一定評価もされます。

今回の議会報告会でいただいた市民の声をもとにしながら、以下、質問をさせていただきたいと思います。

まず、初めは、宿毛フェリーの問題について

であります。

この問題につきましては、午前中にも原田議員も質問されました。重複する事案もあろうかと思いますが、私なりに質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

御案内のとおり、宿毛フェリーが休止してから早くも2カ月近くになります。この航路は、海の国道ともいわれ、九州と高知県を結ぶ大変重要な航路であります。そして、今回の休止による物流や観光面及びスポーツ交流等、多方面に影響を及ぼしているのではないかと思います。

議会報告会や、私のところに届く市民の声は、一日も早い再開を望むとの声であります。

また、高知新聞の声の広場の欄にも、全国から、早く再開をしていただきたい、との声が多く届けられております。

そこで質問いたしますが、市長として、この航路の重要性について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

あわせて、今回の宿毛フェリーの休止により、地域経済に及ぼす影響ははかり知れないものがあると考えますが、市長として、この影響についてどのような受けとめをしているのか、まずお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛佐伯航路の重要性につきましては、高知県と県外とを結ぶ唯一のフェリー航路でありまして、幡多地域のみならず、高知県全体の物流面や観光面でも、重要な役割を果たしているものと考えているところでございます。

市へのフェリー休止による影響等の情報は少ないものの、本市といたしましても、各方面への影響を危惧しているところでありまして、新聞報道等での再開を希望する声なども、承知をしているところでございます。

原田議員の一般質問でもお答えしましたとおり、現時点では、運航再開時期は未定とお聞きをしておりますが、運航休止が長期にわたった場合、地域経済への影響が大きくなることが懸念をされますので、今後の動向を注視していく必要があると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そういった面で、今、市長の認識と私のそういう面での認識は、全く一緒だろうと思います。

地域経済、本当に全体の中でも厳しい時世でございます。ひとつよろしくお願ひします。

次に、市長として、10月19日からのフェリーの休止以来、今日まで、再開に向けと言いますか、どのような取り組みをしたのか、経緯についてお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

原田議員の御質問の答弁と重複する点もございますが、これまでの経緯及び取り組みについて、お答えをさせていただきたいと思ひます。

10月19日にフェリーが運航を休止した後、まず10月22日に国土交通省高知運輸支局、高知県交通運輸政策課、そして宿毛市の三者で情報共有の会議を開催いたしました。

休止以降は、企画課職員が今日まで、随時、情報収集を行っておりますが、休止後の情報が少なかったこと、また航路休止に係る会社の意向、方針を確認させていただくため、10月25日に、口頭にて会社役員との面談協議の申し入れを行いました。

役員との面談につきましては、再三、申し入れを行いました。進展が見られなかったことから、11月19日に文書にて、会社への面談

協議の申し入れを行ったところでは、

また、11月21日には、大分県及び佐伯市との情報共有の会議を開催し、高知県及び幡多6カ市町村との情報共有のための会議につきましては、11月26日に開催をしたところでございます。

宿毛フェリー役員との面談につきましては、11月28日に代表取締役との面談協議を実施することができ、再開時期は未定であるが、航路については、再開したいとの意向を確認させていただいたところでございます。

なお、フェリー航路休止以降、国、高知県、大分県、関係市町村とは、随時情報共有を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今の答弁の部分に触れる部分があるかと思ひますけれども、次の質問に移らせていただきます。

多くの市民が希望しているように、宿毛フェリーの再開に向けて、いろんな取り組みをされておると思ひますけれども、その取り組みの具体的な内容、そして航路の再開に向けては、先ほども海の国道という部分を言わせてもらいました。

そういった関係で、国や高知県はもちろんのこと、関係する近隣市町村との連携が重要になってくると思ひますが、現在、これらの市町村との取り組みについて、どのような取り組みをしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現段階では、会社側に航路再開の意思があることは確認できましたが、具体的な支援要請はない状況ですので、市といたしましては、当面は再開に向けて、会社の動向を注視しながら、

引き続き、情報収集と情報共有に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

これまでも、随時、情報共有、連携を図っておりますが、国、高知県、近隣市町村、並びに大分県側と、今後も一緒に協議を行う中で、航路再開に向けて、行政として何ができるか、そういったことをしっかりと見きわめていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 現在では、財政的な支援という部分については行われておりませんが、過去の額からすると、相当な額がこのフェリーの航路運行に向けられたというふうに思います。

そういった面では、金も出せば口も出す、そういった姿勢で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、咸陽島の整備計画について、お伺いたします。

議会報告会の中で、御婦人の方から、咸陽島公園を市民の憩いの場として、子供たちが安心して遊べるように、公園として整備をし、利活用できるようにすべきではないかとの声がありました。

咸陽島には、以前は水族館があり、桜の木々なども植えられていて、大変にぎやかであり、子供連れの家族を初め、多くの市民に親しまれた公園であったが、今では大木が目立ち、桜の木はほとんど見られず、以前に比べ貧相な状態ではないかとの声であります。

あるのはビーチバレーのコートがあるくらいであります。

この利用状況については、後でお伺いたします。

しかし、現在では、民間の方が、自分の所有

する咸陽島を臨むことができる場所に、元気盛森という木製の展望台を自費でつくり、設置されており、咸陽島を訪れる方からも、大変喜ばれております。

宿毛市として、子供たちが安心して遊べる場所として、今以上に市民が集う公園として整備する考えはないのか、お伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

咸陽島公園につきましては、春は桜の花見、そして夏は海遊び、秋から冬にかけては、だるま夕日が鑑賞できるなど、絶好の立地条件のもと、家族連れや写真愛好家など、1年を通してお楽しみいただける、そういった観光拠点の一つでございます。

数年前に比べますと、利用している方もふえてきていると認識しておりますが、まだまだこの公園のポテンシャルを生かし切れていないと、そのように考えているところでございます。

咸陽島公園は、絶好のロケーションに加えまして、公衆トイレや温水シャワー設備が完備されていることもありまして、キャンプをされる方も多くいらっしゃいますが、夏のシーズン中は遊具を設置している芝生のスペースにテントを張ったり、バーベキューをしていることもあり、小さなお子さんを遊ばせるのに支障を来している場合もあるとの御意見もお伺いをしているところでございます。

このような課題を解消するためにも、これまで以上に、利用しやすい公園となるよう、オートキャンプ場としての機能整備も含め、さらなる利活用について、検討をしてみたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 整備をしていく方向で、という決意でございます。ぜひ、本当にみ

んな楽しめる、親しまれる公園にすべく、取り組んでいただきたいというふうに思います。

先ほど申しましたが、咸陽島公園に設置されておりビーチバレーコートの利活用の状況についてであります。年間を通じて、どれぐらいの利用がされているのか、まずお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

咸陽島公園に設置していますビーチバレー等ができる広い砂場につきましては、どなたでも、さまざまな用途で、自由に御利用いただけるようになっておりますが、占有して使用する場合には、あらかじめ使用申請書の提出が必要となっております。

申請のあった利用の状況につきましては、昨年度26回、延べ901人の方に利用されておりまして、主な利用といたしましては、宿毛高校のバレー部がビーチバレーの練習に、そのほかには、幼稚園や中学校の遠足などで利用していただいております。

毎年、多少の前後はございますが、20回前後の利用がありまして、多い年で、延べ1,000人程度に利用をいただいている、そういった状況でございます。

ビーチバレーのコートとしての利用が多くなっているのは、多目的に御利用いただければと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、利用状況等について、お答えをいただきましたけれども、聞く範囲の中では、利用については、一部に限定されているような感がしてなりません。

市民の利用は、非常に少ないのではないかと考えます。こうした状況を見てみると、市長と

して、所期の目的は達成されているのかどうか、お伺いをいたします。

建設当時の中西市長は、議会答弁の中で、ビーチバレーの競技人口も増加傾向にあり、関係団体と連携を図りながら、ビーチバレーの実技とか、指導者の講習等を行っていきたい。あわせてこの場所をビーチバレー等、ビーチスポーツができる場にしたいと言われておりますが、こうした所期の目的が達成されているのかどうか、答弁を求めます。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

このビーチスポーツのできる砂場ができたことで、競技としてもビーチバレーやビーチサッカーなどを行える環境が整備されたと、そのように感じております。

競技の普及についても、地元宿毛高校や、宿毛工業高校のバレー部がビーチバレーボールの県大会に出場いたしまして、宿毛高校につきましては、全国大会へも出場しているところでございます。

先ほどもお答えいたしました、多目的に御利用いただき、その中でビーチスポーツ等の普及にもつながるよう、活用していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） このコートについて再度、もう1点お伺いをいたします。

端的に質問しますが、市長として、このビーチバレーコートは、咸陽島公園にとって必要な施設であると認識しているのかどうか、端的にお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

定期的にビーチスポーツの大会や練習、そし

て園児等の遠足などでも、現状、使われているということでございます。

一定、必要な施設であると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 議決した当時、市長も議員として参加されておりますので、なかなか難しい答えになるとは想像しております。

次に、このビーチバレーのコートについては、以上で終わります。次に、大島桜公園について、若干、質問させていただきます。

先日、同僚の山戸議員と、大島桜公園を訪れ、調査をまいりました。私として、恥ずかしながら、この桜公園を訪れるのは初めてであります。

訪れてみて、本当に唖然とする状況であります。ほとんどの桜の木がテングス病に侵されており、このような状態では、桜公園として、自慢のできる状態ではないと感じます。

宿毛市として、こうした状況にある大島桜公園を、どのように位置づけているのか、まずお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

大島桜公園の桜につきましては、ほとんどの木がテングス病に感染をしていることと、もともとの植樹間隔が狭かった影響で、枝が横に張らずに、木が上へ上へと伸びまして、人の手が届きにくいほどの背の高い木が多くなっているところでございます。議員も見てこられたということでございます。

このような状況ではございますが、春にはきれいな花を咲かせていますし、群生したあれだけ多くの桜がある、桜のトンネルはほかではなかなか見ることができないと、そのように思っておりますので、県内有数の桜公園であること

には、現状間違いないと、そのように思っております。

現在は、定期的到大島地区の皆さんに草刈りをお願いし、森林組合には、計画的に間伐やテングス病感染木の枝打ちをしていただいておりますので、桜の季節以外でも、木漏れ日が差し、宿毛湾や、秋から冬にかけてはだるま夕日が臨めるスポットとなるなど、1年を通して、散歩できるようになってきております。

この大島桜公園は、桜の里すくもの象徴であると認識しておりますので、引き続き、多くの方々に気軽に利用していただける桜公園として、整備をしまいたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 桜公園として整備をしていく、決意は、思いはわかりますけれども、あの状態を見ると、本当にさきがしれたというか、木がテングス病に侵されて、腐っていくのを待つばかりであるというふうな気もいたします。

そして、このような状態まで放置してきた宿毛市の責任は、非常に大きいものがあると思います。

今日までの管理状況について、お伺いいたします。

宿毛市として、今後どのような対策を講じようと考えているのか、あわせて市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほどもお答えした内容に重複するところでございますが、この大島桜公園は、桜の里 宿毛を象徴する桜公園ですので、今後も定期的な草刈りや、計画的な間伐、そしてテングス病の感染木の枝打ちなども引き続き行いまして、丁

寧に管理をしていきたいというふうに考えておりますが、議員おっしゃるとおり、テングス病というのは、なかなか、非常に厳しい状況でございますので、これからの展望については、しっかりと考えていかないといけないというふうに考えているところでもございます。

そういった思いもありまして、利活用につきましては、毎年、桜の里推進協議会の中で協議を行っておりまして、今年3月に開催した協議会では、公園内を車で通り抜けできるよう、道路整備と駐車スペースの確保について、早急に取り組むよう、委員の皆さんからの御提案をいただいたところでもございます。

来年2月には、自然体験にスポットを当てたポスト維新博が、高知県全域を舞台として開幕することもございまして、サイクリングロードといたしまして、公園内を通り抜けできる道路整備など、桜の花見だけに限らず、そのほかの利活用も、検討をしているところでございます。

この大島桜公園の整備が始まって間もなく30年を迎えようとしています。このポスト維新博を契機といたしまして、本市の強みである自然観光のさらなる磨き上げを行いまして、多くの方に親しまれる、そんな公園となるように、取り組みをしたいというふうに考えておりまして、せっかくのあれだけの場所ですので、桜の花見以外にも、利活用できないか、もう既に現在、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 宿毛市としても、年間約100万近く、毎年、草刈り等に補助金を出しながら、取り組みをいたしております。

本当に、名実ともに、桜公園として、胸を張って、市内外の皆さんにPRできる、そうした公園にすべきであるというふうに思います。

がしかし、テングス病に侵された桜、本当に

私からすると、無残な状態に陥っておるわけでございます。大変な事業になろうかと思えます。

ぜひ、先ほど私が言いましたように、市民に親しまれ、そして市内外にPRすることができる公園にしていきたいというふうに思います。

次は、防災対策について、お伺いいたします。

これも午前中、避難所の関係で、原田議員からも質問されました。若干、内容が違いますので、私なりに質問させていただきます。

まず、7月豪雨により、本市は甚大な被害をこうむりました。豪雨により被害を受けられた皆さんに対し、一刻も早い復旧をされますよう、御祈念申し上げます。

また、今回の復旧対策に当たっては、市長を先頭にして、全職員一丸となって取り組まれていることに対し、心から敬意を表します。

特に担当する職員の皆さんには、昼夜を問わずに頑張っておりまして、その御苦勞は並大抵のことではなかったと思います。本当に御苦勞様です、感謝を申し上げます。

本市は、甚大な被害を受けましたが、幸いなことに、人的被害がなかったことは不幸中の幸いであったと思います。

そこで、私自身が今回の7月豪雨を体験する中で感じたことを申し上げながら、今後の宿毛市の防災対策なり、取り組みの一助になればとの思いから、以下、お伺いをいたします。

それは、避難所のあり方についてであります。

これまでの答弁によると、避難指示を発令しても、宿毛市が指定をしている避難場所に避難を行った市民は、非常に少なかったとのことあります。

私が貝塚の地に住居を構えて約35年が経過いたします。今回の豪雨で、初めて避難をいたしました。私が経験した豪雨当時の状況であります。家の東側に水路がありますが、その水

路があふれんばかりの状態となり、あわせて山からは大量の石や土砂が流れており、流れる石や土砂の音は、物すごい状態でありました。これでは山崩れが起こるのではないかと思い、身の危険を感じ、避難をしたのであります。

後日の復旧工事でわかったのでありますが、流れた石や土砂の量は、ショベルカー等、重機を使った工事でも、1週間くらいかかった、大変な量であります。

宿毛市の防災アプリのエリアメールで示されたのは、文教センターに避難してください、という指示はありましたが、あの時間帯の雨の状況を考えると、とても避難場所である文教センターまで、到底行ける状態ではありません。

しかも、貝塚から文教センターに通じる道路は冠水しておりました。私たちは、土砂崩れから身を守ろうというときの判断で、貝塚集会所に避難をいたしました。

貝塚集会所は、宿毛市が指定した避難場所ではありません。まさに自主避難という形であります。そして、避難をする際には、近所の方々に大きな声をかけながらの避難であります。それに呼応して、近所の住民も同じ行動をとっていただきました。

自宅から集会所に行く道は坂道でありますので、道そのものが、まさに川のような状態でありましたのが、命からがらの中での避難でありました。

結果的に、土砂崩れは起きませんでした。今回ほど、逃げるが勝ちということを感じたことはありません。

このように、市が指定した避難所ではなく、各地で集会所等に自主避難をした方々も多くいたのではないかと思います。こうした方々の把握について、どのように行っているのか、お伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

7月8日の豪雨災害は、御承知のとおり、明け方の気づきづらい、そんな時間帯にゲリラ豪雨に襲われまして、急激な水位の上昇による浸水や、土砂災害が発生したものでございました。大変な状況になりました。

こういった状況下での避難指示発令となりましたので、冠水により職員がたどりつけないという指定避難所もありましたが、そういった地区については、近くの集会所を管理する地区長に、集会所を避難所として使用させていただくなど、臨機応変な対応を行いました。

しかし、御質問にもありましたように、市がエリアメールや防災アプリで周知した指定避難所まで、冠水等によりまして、行けないという方々もいらっしゃったようでございます。

各地区集会所などで、独自に避難者を受け入れていただいたケースがあったということでございます。

そういった場合の把握につきましては、今回、市内全ての自主防災組織にアンケート調査を実施いたしまして、7月豪雨時における災害対応を行ったか、また行った場合は、その内容をお聞きし、回答を得ることで把握をしたところでございます。

現在、市内96組織ある自主防災組織のうち50組織から回答を得る中で、災害対応を行った組織は20組織あり、うち貝塚地区を含め、6つの集会所等では、市からの依頼がない中で、自主避難者の受け入れをしていただいたと把握をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そういった面で、各地域による自主防災組織との連携という部分が、非常にウエートとしては大きくなると思います。

ので、今後の自主防災への対応、全力で取り組んでいただきたいと思います。

そして、次、1点、自主避難をした方への支援についてでありますけれども、公的な、宿毛市が指定をした避難所については、一定の支援があるわけですが、こうして自主避難をしたところへの支援については、どのようになっているのか、まずお聞きをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

地区といたしまして、独自に開設した避難所につきましても、要請を受ける中で、物資等につきましても、指定避難所と同様に、可能な範囲で対応をいたしましたところでございます。

今後におきましては、自主防災組織と連携をする中で、自主的に避難所を開設する必要がある場合のルールづくりといったものを検討していかなければならない、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そういう面で、いつ起こるかわからないのが災害でございます。今回は、特に夜中の2時、3時という時間帯で、情報の伝達等についても、大変厳しかったかなという思いがいたしますけれども、これについても、こういうことはあり得るということ、皆さんが肝に銘じながら、取り組みをしていただきたい。

行政だけに頼るのではなしに、そういった面で、地域でのコミュニティーを大切にしながら、取り組みをしていくべきであるというふうに、肝に銘じたところでございます。

それでは、最後になりますけれども、藻津漁港へのアクセス道の整備について、3たびお伺いをいたします。

私自身、これまでの議会においても、早期実

現を求めて、2回ほど質問した経過があります。

29年6月議会では、同僚の議員からも、同じ趣旨の質問がなされております。

その中で、市長から、宿毛市の水産振興を考えた場合に、必要な道路であり、アクセス道の整備は宿毛市にとって、喫緊の課題であるとの認識を示されています。

そして、市長としては、道路整備に当たっては、緊急性や必要性を勘案しながら、優先順位をつけて整備を進めていくが、この藻津漁港へのアクセス道については、優先順位が高いとの認識であります。

そのために、有利な補助事業を検討しているとの答弁がありました。このように、市長として、このアクセス道の整備について、強い思いを示されております。

こうした市長の強い思いに、アクセス道の早期実現を求めている地元の関係者は、勇気づけられております。しかし、こうした市長の強い思いが示されているにもかかわらず、現在においても、全く進展が図られておりません。地元の住民は不安を感じておられるところでございます。

そこでお伺いいたしますが、市長として、今でもこのアクセス道は必要であると考えているのかどうか、まずお伺いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

藻津漁港は水揚げ量も増加傾向である上に、後継者となる組合員が増加をしております、今後も持続的な発展が見込まれる、そういった漁港でございます。

現在、県道宿毛城辺線から藻津漁港へ、11トン車などの大型車両がアクセスできる道路は、市道藻津4号線や、市道藻津海岸線などを通行するルートがありますが、いずれのルートも、道路幅員が狭いために、大型車両の通行が非常に困難な状況でございます。

しかし、藻津漁港を初めとする宿毛市水産業のさらなる発展のためには、運搬車の大型化が必須の課題となっておりまして、藻津漁港へのアクセス道路整備は、優先的に整備する必要がある道路の一つであると、そのように考えているところでございます。

このアクセス道の整備に関しましては、平成23年度から要望がなされてきたと認識しております。

これまでに、藻津地区長や地区役員などと現地確認を行いまして、複数のルートについて、アクセス道として活用できないか、検討をしてみました。ルート案について、地元調整が難航するなどによりまして、ルートの見直しを行ってきた経緯があります。

その後、平成29年には、地域の御協力のもと、関係者の承諾を得られた上で、現在のルートでの要望書が提出されております。

また、事業の早期実現に実施に向けまして、財源についても、有利な補助事業等の検討を行ってきた、そういった経過でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、市長のほうから、要望書が23年ぐらいから届けられており、ということで、最近も、29年12月25日付で、地元の地区長を初めとする地区の役員の方々や、藻津漁協の組合長等の皆さんから、関係者の署名捺印を添えて、市長宛てに要望書を提出されておるところということですが、これは間違いないですね。

提出はされていますね。確認です。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

藻津漁港へのアクセス道の整備につきましては、平成23年度から継続して要望されておる

という話は、先ほどさせていただきました。

直近では、平成29年、議員おっしゃるとおり、12月25日付で、藻津地区長より藻津漁港への幅員の広い新設道路について、地区長や漁業協同組合からなる道路建設推進委員会の捺印とともに、早期建設の要望書が提出をされております。

また、あわせて、道路建設予定地周辺の土地所有者の同意書もいただいているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 直近で、去年の12月25日に提出をされておるということであります。

そしてもう1点、宿毛市として、建設に向けて、財政的に有利な補助事業を検討していくとのことでありましたが、その検討内容についてお伺いいたします。

そして、今後の見通しと建設に向けての取り組みについて、市長の決意をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

藻津漁港へのアクセス道の整備に活用が可能と考えられる補助事業等は、水産事業の漁港関連道整備事業や、道路事業の社会資本整備総合交付金事業などがあります。

漁港関連道整備事業につきましては、地元負担金が必要となることや、そして一方、社会資本整備総合交付金事業は、他事業との調整が可能なことなど、そういったことを総合的に判断をいたしまして、社会資本整備総合交付金事業を活用したいと、そのように考えているところでございます。

また、アクセス道の整備に着手するため、平成31年度より道路実施設計を行うべく、社会資本整備総合交付金事業の予算を要望をしてい

るところでございます。

なお、事業の詳細なスケジュールにつきましては、実施設計を行った後に、当該事業の事業費や、そのほかの事業のスケジュール、市の財政状況等を勘案し、詳細な計画を立てていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、一步進んだ感がするし、今日までの御努力に敬意を表します。

これまでの質問を通じて、私の質問した内容は、水産業の発展、地域産業としての漁業の発展という捉え方で、このアクセス道の整備については、申し上げてきたところでございますけれども、昨今の防災面を考えると、以下、提起をできるのではないかなという思いがいたしますので、質問をします。

先ほども質問いたしました、防災対策にも関連いたしますが、この道路は、避難道路としても活用できる重要な道路ではないかと、私自身、考えておるところでございます。

藻津地区は、南海トラフ大地震の発生の際、津波の浸水深は約11メートルを超えると予想されております。

その対策の一つとしての藻津地区における避難道路の建設は、喫緊の課題であります。

私としては、このアクセス道の早期建設は、宿毛市の水産振興とあわせて、住民の命を守るという防災対策にもつながると考えます。まさに水産振興と防災対策という一石二鳥ではないかと考えます。

早期実現に向けての、再度、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

この道路整備は、津波被害が想定されている、

そういった藻津地区の避難道路としても、活用できるのではないかとということでございます。

この地域におきましては、沿岸部から高台につながる道が、既に複数あることから、防災上の喫緊の課題、そのようには捉えておりませんが、新たにこの道が整備されれば、当然、当該道路を避難経路としても活用することができるかと考えております。

先ほども申しましたように、可能な限り、早い整備に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 上の県道まで逃げる道については、今、市長が言ったように、二、三あるわけですけれども、その道が、全てが、現在、車1台通ったら入れ違いができない状態であって、車での避難については、防災上、余りよくないという動きもあるわけですけれども。高齢化が進む地区でも、そういう面でもありません。

とにかく命を守るために、車を使って逃げる、そういった面で活用できるというふうに思います。

ぜひ、今日までの御努力に敬意を払いながら、さらなる早期実現に向けての取り組みを要請をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（山上庄一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山上庄一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時14分 延会

平成30年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（平成30年12月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉子 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	岩本 敬二 君
市 民 課 長	山岡 敏樹 君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
福祉事務所 子育て支援室長 兼保育係長	川村志保君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。

5番、山本。4項目ほど質問させていただきます。

質問に先立ちまして、9日、日曜日に行われました篠山小中学校の文化祭の一部を見学しましたので、御紹介いたします。

中学生の職場体験学習及び京都、奈良、姫路をめぐる修学旅行の研さんした内容の発表が、パソコンを駆使し、的確な内容のブリーフィングとなっており、教育の質の高さを感じました。

この研さん姿勢が続けば、早稲田大学の推薦入学をかち取る子供たちではないかと感じ入った次第です。御報告までに。

さて、第1問は、補助金について質問させていただきます。

山形県との県境にあります新潟県の黒川村の村長で、豪雪と貧困と闘い、13期連続して村長を務められた伊藤孝二郎の談話を紹介します。

補助金制度は、町や村を振興させるためにつくられた制度です。したがって、その制度を大いに活用して、黒川村を発展させることは、私が果たさなければならない義務です。

しかし、補助金で事業を実現させようとするには、国や県に陳情して、相手を納得させるだけの能力が必要です。俗に言う政治手腕というものです、と述べております。

市は、胎内川の常統的氾濫に、改良復旧という思想で対処するとともに、村営ホテル、スキー場等で冬の出稼ぎをなくして、活力のある村づくりに努められました。

今、村は合併して、胎内市となっております。さて、質問に入ります。

国や県の補助金制度の件数と、宿毛市が活用している件数は、4年間のトレンドで数字を教えてくださいませんか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

山本議員の御質問にお答えをいたします。

平成27年度から平成30年度における一般会計当初予算ベースでの国庫補助金及び県補助金件数についてでございますが、まず、国庫補助金の件数は、平成27年度が24件、平成28年度が25件、平成29年度が25件、平成30年度が23件となっております。

次に、県補助金についてでございますが、平成27年度が89件、平成28年度が99件、平成29年度が101件、平成30年度が103件となっております。

なお、平成30年度で申し上げますと、国庫補助金の23件のうち2件が、そして県補助金103件のうち、20件の補助金については、補助金の交付において、市民の方に直接関係する補助制度となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 市長及び執行部の方々が御努力されている件数が伺われるところでございます。

引き続き、先ほどの伊藤村長の姿勢に倣って、補助金の獲得等に向けて、頑張ってもらいたいと思います。

さて、そのほかに、宿毛市が単独で定めている補助金制度というのは、あるでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成30年度一般会計当初予算ベースでの宿毛市単独の補助金は、防犯灯設置費の補助金な

ど、72件の補助制度がございます。

なお、平成30年度で申し上げますと、72件の補助制度のうち、15件が補助金の交付において、市民の方に直接、関係する、そういった補助制度となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 補助制度については、市当局が知っているだけでは、十分とは言いがたいところでございまして、市民にいかにか、そういう制度がありますよ、御活用くださいという宣伝をするかが、大変重要になってくるのではないかと思います。

一つ例を出して申し上げておきますけれども、各地区の高齢者が、100歳体操だとか、元気クラブ等で利用する集会所へのクーラーの設置、これについては、市が管理する隣保館と同等の施設と同じように、高齢者を配慮することが望まれますけれども、クーラーと合わせて、地区の電力料金に配慮し、太陽光パネル設置の補助があれば、なお各地区は大いに助かります。

太陽光発電への経済産業省所管の助成制度がありますので、それを調べてみましたけれども、規模の大きな事業所対応であり、市で補助するか、あるいは長寿政策課が案内している介護予防拠点の整備で、一体的に呼び込んでもらうかであると思っております。

高知県の補助はありませんが、県内11の市町村では、2018年度も太陽光の補助事業を組んでいます。一般住宅向けであります。

なお、香川県では、県も補助し、なおかつ15市町村も追加の補助ということで、組み込んでおります。

この辺のあり方について、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

まず、周知についてでございますが、これまでの具体的な対応事例といたしまして、広報、ホームページ、フェイスブック、地区回覧、関係機関の窓口等における広告の配布や、口頭での周知及び補助対象者への文書送付による通知などを行っているところでございます。

また、市政懇談会における広報についても、考えていかないといけない、そのように考えているところでもございます。

それから、集会所ということでございますか。クーラーの設置全般でございましてか。

それについて、どちらについて答えたらいいのか、よろしいでしょうか。済みません、ちょっとそこが聞き取れていなくて、申しわけないです。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 各地区は、集会所を活用して、地区の老人の方々の健康管理等の100歳体操だとか、あるいは元気クラブと称して月に1回、先の100歳体操なんかは、週に1回やっております。

夏は、非常に暑くて、汗だくだくでやっているのが実情で、例えば二ノ宮の元気クラブを例に出しますと、7月、8月は休まざるを得ないというふうな格好で、1年のうち10回やっているのが実情です。

もし、クーラーがあれば、7月、8月もそういった対応がとれるということで、私としては、隣保館というのは、市の施設ですよね。そこでは、クーラーが設置されて、そういう環境の中で、伸び伸びと体操をされている方もおられるので、それと比較して、同等の待遇が、各地区の老人の方々にも差し向けるべきではないかと。そういう意味で、各地区にクーラーをつけたらどうか。

クーラーをつけるだけではなくて、一体的に、

そこで電力料金が上がりますので、各地区の負担を軽減するためには、そういったものを補助してつければ、より効果的な補助になるのではないかという趣旨でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、市が推進しております地域介護予防活動支援事業において、住民が主体となった地域や、グループで介護予防に取り組んでいただける活動につきまして、地域の実情に合わせた支援を行っています。

本事業における支援内容としましては、主に地域での自主的な活動が行える組織の育成や、継続して実施ができるようなサポート、中心的に活動を行っていただける人材を育成するための研修を実施しているところでございます。

この組織の育成につきましては、平成26年度から取り組んでおり、現在、この活動を行っているグループは44になっております。そのうち7グループが、公共施設を使っております。そして、1グループは、自宅でやられておられて、また1グループが、地域のカラオケ喫茶を活用し、実施をしております。残りの35グループは、各地の集会所で実施をしているところでございます。

この活動は、会場や設備、物品などの準備等、運営を自分たちで行ってもらうことを条件として、支援を行うものとしているために、地域の資源を有効に活用して、それぞれのグループで工夫を凝らしながら、自主的に活動を実施しているのが現状でございます。

この自主的な活動が、施設を原因として続けることが困難、そういった場合には、県の補助を有効に活用していきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。ぜひ、宿毛市全員の老人の方々が、同等の環境下で、長寿に向けて頑張ってもらえるような体制をとっていただきたいというふうに思います。

次に、教育長にお伺いしますけれども、小中学校にクーラーを設置するということが、これは国の事業として、大々的に行われております。

クーラーだけに着目するとそのとおりなんですけれども、つけばつけたで、先ほどの例に申しましたとおり、電力料金がかさみます。ここら辺の対策もとりながらの、設置をするべきではないかと。

予算が少ない宿毛市としては、そういうことも考えていかなきゃならないんじゃないかと思えます。

この大規模的な場所になりますので、ひょっとしたら経済産業省の現在の補助の対象になるかもわかりませんし、文部科学省が別途考えてくれるかもわかりませんが、そこら辺の御所見をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、5番、山本議員の一般質問にお答え申し上げます。

小学校へのエアコンの設置による電気代を削減するため、太陽光パネルの設置等について、検討してはどうかという御質問だったと思っております。

現在、学校施設におきましては、小筑紫小学校、山奈小学校、平田小学校の3校に太陽光発電設備を設置をいたしているところでございます。

太陽光発電導入に当たっては、文部科学省の交付金が活用できまして、導入に係る費用の2分の1を、交付金を受けることができることと

なっております。

太陽光発電の導入によって、どれほどのランニングコストの削減効果があるのかを検証させていただきましたところ、これまでに設置をしている学校での設置費用と、電気代の縮減額を比較をいたしますと、交付金を受けるものと考えたといたしましても、電気代の縮減額よりも、設置費用のほうが大変高くなり、ランニングコストの削減という意味だけを考えますと、太陽光発電の導入は、余り効果がないのではないかとこのように考えているところであります。

しかしながら、クリーンエネルギーとしての再生可能エネルギーの利用でありますとか、あるいは災害時における自家発電機能を備えるための太陽光発電導入の観点については、重要であるというふうに認識をいたしておりますので、新たな学校の施設の建設に当たっては、太陽光発電の導入についても、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 再質問させてもらいます。

ランニングコストのランニングとは、何年間のランニングなんですか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 再質問にお答え申し上げます。

縮減額を計算しますと、学校の使用電力等で、キロワット／アワー当たり、例えば平田小学校に設置している例を挙げますと、14円というふうになっております。年間使用量縮減額が、14円に1万923キロワット／アワーを掛けますと、年間で15万2,922円の縮減になるという計算になっております。

これを20年間といたしますと300万円。これに対しまして、初期投資額が2,328万

4,800円、そのうちの、先ほど言いましたように、文部科学省の交付金を受けて、2分の1を受けますと、約1,160万円と。

したがって、20年間の縮減額が300万円、初期投資額が、約1,200万円ということでもありますので、単純に計算しますと、70年近くで差し引きゼロということになります。ただ、太陽光発電の設備についても、一定、経年劣化がございますので、常に更新をしていかなきゃいけないということもございますので、単純に差し引きだけ計算すると、先ほど申し上げましたように、太陽光発電が、財政的にプラスになるということではないということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 大変失礼な質問になりました。

売電行為がないもので、そうなるんでしょうね。そうですね。そういうところでの電力は売れませんので。失礼しました。

次の質問に入らせてもらいます。

津波避難道を含む避難路の被害の数と復旧の現状について、お尋ねしてまいりたいと思っております。

有事というのは2通りありますが、広義の有事というのは、災害等も含めて有事と申します。狭義の有事というのは、戦時中のことを有事と申しますが、ここでは広義の有事ということで、御理解いただきたいと思えます。

狭義の有事立法の思想を、この広義の有事のほうに取り組んで考えてみますと、避難路として採用していながら、その被害対象は、平時の判断基準で対処する。

例えば、生活道に認定されないところや、そこを活用しないと、その先の避難道や避難所が生きてこない。にもかかわらず、例えば政教分

離の原則と、平時の思想で対応が困難というふうなことになっているのではないのでしょうか。

この意味で、広義の有事という意味では、ここにも災害に対する有事立法は必要なんではないかなという所見を持っております。

いかがでしょうかね。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

いろいろな考え方があろうかと思いますが、平時と有事というお話でございます。

宿毛市におきましては、そのあたりを十分勘案しながら、対応していかなければならない、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 要するに、所期の目的といいますか、避難をスムーズにさせるためには、スムーズな復旧が必要なわけですし、その目的に沿った、柔軟な対応を、ぜひお願いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

次に、新しい法律が次から次へと出てきておりますが、私が気になりました3つの法律について、取り上げて御質問させていただきたいと思ひます。

この3つの新法は、これは国のこととか県のことと傍観するのではなく、地方自治体として、市としてはどういう視点で関与していくことが問われることになってまいりますので、法の施行前に、十分検討しておいてもらいたいと思っております。

なお、これは別に、中央の自民党に弓をひく意味では、全くありませんで、視野の一部に入れておかねばならないと思われることを、申し述べてまいります。

まず、一つの法律としては、所有者不明土地

の利用の円滑化等に関する特別措置法についてであります。

本法律の趣旨は、所有者不明の土地を円滑に利用する仕組みとして、一つは、公共事業における収用手続の合理化、円滑化や、2つ目としては、地域福利増進事業の創設を促進することであり、6月に成立し、来年の6月までには施行されることになっております。

関連の政令等の法整備が残るものの、大いにこれを活用するべきであると考えております。

2年前に質問しましたが、例えば、自然公園法の目的から類推すると、いまだ完結していない大島桜公園の整備、管理車両のみ出入りできる遊歩道の整備等につなげ、公園法に即した体裁をつくり上げることにつながるのではないかと考えている法律であります。

私も、大島桜公園の推進協議会ですか、2年前に参加したときに、問題点は、所有者不明の土地があつて、どうしても管理道路がつかれない。管理道路がつかれないと、例えば簡易トイレを運び込む車両が入れない。

桜公園ですので、多くの人がいるところには、そういう簡易トイレ等の設置も必要でしょう。

それから、きのう話題になっておりましたテングス病の除去についても、高いところに行つて、高所作業をしなければなりませんので、ある種の機力が必要になってくると思っております。

そういう意味での管理道路ができれば、大島桜公園のさらなる進歩につながるのではないかなというふうに思っております。

いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、こういったのがありまして、これに

つきましては、公共事業における収用手続の合理化、円滑化を図ることや、公益性のある地域福利増進事業の創設などに活用できる法律となっているところでございます。

今後、この法律の活用について、検討する必要があると考えておりますが、大島桜公園につきましては、土地の境界が確定できていないところなどがありまして、この法律の活用が困難な、そういった部分もある状況となっております。

このような状況でございますが、松浦議員の答弁でも申し上げました、公園内を通り抜ける道路を、市が所有する、そういった土地の範囲で、サイクリングロードとして整備するよう、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 十分理解できなかつたんですけども。

サイクリングロードですか。管理車両が入れる道路なんですか。

僕は、遊歩道じゃない。遊歩道は、管理車両でしか入ることはできないようにするべきだと思うんですよ。自転車も車の一部です。あちらこちらで、自転車と歩行者の衝突事故が新聞沙汰になっていることを考えれば、歩行者で桜見物をする人、あるいは四季折々の草花が咲き乱れるという公園になれば、さらに多くの人があるとありますが、そういう人たちの遊歩者との接触事故が起こる可能性もあるので、僕は自転車の乗り入れは禁止すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

見解の違いが多少あるかとは思いますが、そこらあたりは、ルールづくりをすれば危険なも

のじゃないというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ここは相違点でということで、ペンディング状況にあると思っております。

国民宿舎「椰子」は、市内外から多くの方に御活用いただいているようであります。

したがって、2年前に御答弁いただいた大島桜公園と咸陽島との一体的な公園整備が進めば、宿毛の観光名所としてさらに飛躍するのではないかと思います。その進捗状況をお知らせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

大島桜公園と咸陽島との一体的な活用ということでございます。

場所自体が、咸陽島の上に大島桜公園があるような、位置的なところもありますし、当然、活用すべきだというふうに、一体的な活用をすべきだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一歩か2歩は進んでいるんですか。

2年前にそういうことを検討しますということでしたので、検討したアウトプットをお示しいただければと思いますが。なければないで結構です。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前10時31分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、咸陽島公園と、それから大島桜公園のほう、一体的に活用していくべきだというお話をさせていただきました。

そういった形の中で、以前からここをどういうふうな形で、今現在、進めてきているのかというお話でございしますが、昨日も答弁しましたように、咸陽島公園につきましては、オートキャンプ場であるとか、そういった整備に向けて、現在、検討を進めているところでございまして、大島桜公園につきましては、先ほどお話をさせていただいたように、サイクリングロードという形で、道路整備をしまして、大島桜公園のほうに上がって、反対側からおられるような、そういった道路整備をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） お手数をとらせました。

先ほど申しましたとおり、桜だけではなくて、「私の城下町」という歌は知っていますか。四季の草花が咲き乱れる公園にしてもらえれば、もっと価値の高い公園になってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、私の所見のみとなりますけれども、ちょっと聞いてもらいたいと思います。

先般の議会報告会で、沖の島を訪れた際、周回道路のミッシングとなっております、残り約3.6キロの整備も本法でというのは、先ほど言いました特別措置法で可能になるのではないかと感じておりました。

これは県事業ではありますけれども、宿毛市の島のことであり、この周回道路は、地元の

方々も大いに期待しているような感がありました。

そこで、なぜできないかを調査しましたら、2つの関門があるように伺いました。

一つは、事業認定です。県道なら、国土交通省の認定が必要で、なかなか難しいとのことでした。ならば、ここの3.5キロだけ市道に切りかえれば、県知事の事業認定で済むわけです。この問題はクリアできるんじゃないかと思えます。

もう一つは、当該地が地図混乱や境界未確定の土地であって、用地買収が可能なルートが設定できないということにありました。

所有者の存在しない土地もあるやに伺いましたが、この場合は、国庫に帰属することになるので、本法律に依存する必要はありません。

登記簿等の公募により、調査してもなお所有者が特定できないし、判明しても連絡がとれない場合は、この法が適用されます。すなわち、最終的には、登記されている公図、登記簿謄本等で、現状で判断、処理するしかないではないでしょうかと考えております。

政府も、今回の特別措置法は当面の対策と位置づけているようで、今後、一定期間、管理されていない土地には、所有権を手放したとするみなし放棄制度の創設等を視野に入れているようであります。

なお、私の例を出しますと、圃場整備で、篠川の堤防の一部になっている祖父の田んぼが、ずっと課税台帳に載っておりました。田んぼとしての存在がありませんので、筆界未定どころではありません。

5年ほど前に、県に寄贈することで処理しましたが、仮に沖の島の問題も、付近一帯の所有者が一括して寄贈すれば、境界未確定等の問題は処理できます。

いずれにせよ、どうすれば問題が解決できる

かとの努力が望まれます。

そのほかにも、本法を活用してできる場所があるのではないかと。今、日本の国土の中で、九州の面積に匹敵する土地が、所有者不明等になっているようです。間もなく北海道の面積に近づくとのことです。

そういうことで、宿毛市も、ほかにもこの方法を活用して、公の福利厚生に努められるような場所がないのか、あればこの法を適用して、大いに活用してもらいたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市道として取り組みができないかとかいう問題でございますが、それについては、非常に困難であるというふうには考えておりますが、この道も、どうしても宿毛市にとっても沖の島にとっても必要な道でございますので、いろいろな手法を、これからも考える中で取り組みをしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一朝一夕でできる問題ではありませんので、市長、今、御答弁いただいたとおり、一つの課題として、表に捉えて、取り組んでももらいたいと思います。

次の質問に入ります。

水道法改正の対応について、質問してまいります。

自治体が、水道事業の認可を受けたまま、民間業者に運営を委ねるコンセッション方式が可能となる法改正が、国会で成立しました。

昔読んだ本の中で、日本人は、水と安全はただだと思っているというのがありました。イザヤ・ベンダサンの、「日本人とユダヤ人」とい

う本だったでしょうか。

しかしながら、その認識は、もはや通用しません。飲料水の安全確保は、最も重要な公共サービスであり、食糧安全保障のかなめです。民間企業への委託はいかがなものかと、私は考えます。

ましてや、外国企業に委ねることは、問題が残ります。

まず、現在、宿毛市が民間に委託している業務内容は、どのようなものがあるかをお知らせください。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

水道事業に関する委託についての内容になりますが、水道メーターの検針や水質検査、電気動力設備等の保守点検、そして広範囲にわたる漏水調査など、専門的な業務を含め、委託することによりまして、事業の安定業務の効率化を図っているところでございまして、こういった事業に関しましては、外部のほうに委託をしている状況でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 私もそれを期待して、質問したつもりだったんですけども。

先ほど言いましたように、コンセッション方式ですので、民間に委託することはできるという前提の法律ができたけれども、現状はどのような民間委託が、水道の中でやっているのかということの確認でございました。

先の決算委員会では、県が広域化を検討しているようだということのお話がありました。宿毛市としては、この広域化については、どのような感触で取り組んでおられますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

広域化につきましては、今のところ、検討していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） なかなか広域化については、難しい話になるのではないかと思います。

奈良県では、県が水道用水供給事業を行っておりますけれども、一体的に地方公共団体が、市民の窓口としては市がとり行っておりますので、全体として、地方公共団体が一括管理しているということで、安全が保たれているようであります。

次の質問ですけれども、県の管路経年変化率、40年以上たった管路の件ですが、14.4%になっているというデータが出ておりました。

宿毛の管路の経年化は、今現在、どのような率になっておるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市の水道管の管路経年化率についてでございますが、この管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長を、管路総延長で割った値に100を掛けた数値でございます。その値が高いほど、施設の老朽化が進んでいることになるということでございます。

宿毛市の管路経年化率は、平成28年度決算時点におきまして、10.3%となっております。高知県全体と比較すると、約4%下回っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） かなりまだ余裕があるというふうに見えていいのでしょうか。

漏れ聞いた、調べたわけではないんですけれども。水道料金の半額は、将来の管路更新に備えてストックするというのが、一般的な話だというふうに聞きましたけれども、宿毛がこの管路更新に対して備えている予算といいますか、これは十分なものがあるというふうに判断してよろしいですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

管路更新につきましては、水道事業は公営企業会計となっていますので、その費用は料金収入と起債により賄っているところでございます。

総務省のホームページで公表されている宿毛市の経営比較分析表でも、経営の健全性や効率性は確保されていますが、今後、人口減少等により、水道料金収入の減少が見込まれていまして、水道施設等の老朽化対策としての計画的な管路更新のため、昨年度策定した宿毛市水道事業経営戦略を踏まえ、効率的な事業運営に取り組んでまいりたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 人口減少で、収入のほうも減少していくということになると思いますので、今の戦略をしっかりと持ちながら、将来の市民の負担をいかに軽減していくかという視点も持って、対応していただきたいと思います。思っております。

次に、入管難民法への対応として、この法律について問題を見ていきたいと思っております。

労働力不足の対応として、枠の拡大が図られました。

そこで、宿毛に居住する外国人の数、そのう

ち技能実習生と労働者の人数等の実態把握は行われておられますでしょうか。お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

外国人住民に係る住民基本台帳制度につきましては、平成24年7月に施行されておまして、中長期在留者や、特別永住者等を対象として、住民票を作成しているところでございます。

平成30年11月末現在、本市における住民基本台帳にございます外国人につきましては、78名となっております。技能実習生の人数につきましては、29名となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 十分に実態把握をされながら、今、国会等で話題になっておりますトラブル等が、宿毛市等では起きないように、これはフォローしていく必要があるのかなというふうに思っております。

ちなみに、安全保障の観点からこの法律を見ますと、どこの国籍の方が入っておられるのかということが極めて重要な視点になってまいります。

例えば、中国の国防動員法というのができました。これは、国外にいる中国人も、動員の対象になったのです。

ここら辺の国籍の、当該国の法律等も視野に入れながら、見ておかなければいけないというふうな所見なんですけれども、そこら辺、いかがお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

国のほうが、しっかりとそのあたりは考えていただかなければいけないというふうに考えて

いるところでございます。

ただ、そういったものも注視していきたいというふうに、アンテナを張っておきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） そのとおりだと思います。

この中国の国防動員法は、ちなみに、その中にイギリスのパワーアクトを模倣したものが入っております。これは、フォークランド紛争、1982年に英国とアルゼンチンが戦った戦争なんではありますが、このときに、イギリスは女王陛下のサイン一発で、有事立法ができて、クイーンエリザベス2世とキャンベラ、客船を徴用して、アルゼンチン沖のフォークランド沖まで兵員物資を輸送したという経緯がありまして、中国も動員をかけるときには、民間の船を全部活用するというような話になっているようであります。

余談に入りますけれども、クイーンエリザベス2世というのは、艦齢39年で命を終えています。

それから、キャンベラは、36年で船の命を終えております。19世紀後半から20世紀前半にかけて、主要海軍国は有事の軍隊輸送船確保のために、運輸会社に補助金を出しておりました。

海上自衛隊の操船は、3隻しかなく、民間のフェリーの活用が必要になることが十分予想されますので、国の補助という話が、きのうありましたけれども、求めたらどうかという話がありましたけれども、ここら辺は十分、視野に入ってくるのではなからうかと思えます。

次に、JAPICの現状について、御質問をしていきます。

海底資源の開発状況次第では、誘致の可能性

なきにしもあらずということで、当たって砕けるの精神で、訪問すべきと提案しておりましたが、関係機関に確認されたのでしょうか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成27年9月議会におきまして、山本議員より、海底資源の探査船、掘削船の母港化と、精製プラントの誘致について、宿毛市として乗り出すべきではないかとの御提案をいただいております。

前市長にはなりますが、海底資源が分布する場所を踏まえても、可能性はあるという考えのもと、情報収集と合わせて、関係各所の協力を得ながら、検討してまいりたいと、お答えをさせていただいておりますが、現時点では、具体的な誘致活動には至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 先般、柏市に訪問した際に、腰痛で訪問できませんでしたので、JAPICに電話で確認をしました。

現状は、31年度から実証作業に入って、その後、産業化するという線表になっておりましたけれども、現状は、担当の理事からは、海底熱水鉱床の場所の調査はほぼ終えておりますけれども、引き揚げたメタルの精錬技術が我が国にはなく、国内で開発するか、外国の技術を導入するか、検討しなければならない。

また、精錬場所を地上とするか船上とするかも、検討していく必要がある、とのお話をいただきました。

事業化には、まだまだ時間がかかるようであります。熱水鉱床だけを取り上げましても、伊豆七島沿い、及び南西諸島沿いの海底にござ

まして、宿毛はその中間点にあります。

陸上1カ所の精錬なら、誘致に乗り出す余地はあろうかと思えます。また、私は今回、とりませんでしたけれども、JOGMECにもコンタクトすべきであろうと思えますが、ここら辺の御所見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

国におきましては、技術的課題や、そして生産コスト課題を克服することに前提に、平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトをスタートさせる計画としているため、山本議員が言われますように、事業化には時間がかかることが予想されているところでございます。

そのため、本市といたしましても、関係各所からの情報収集に努めてまいりたい、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ継続して、情報の収集に当たっていただきたいと思っています。

最後に、安全保障関連について、御質問させていただきます。

間もなく閣議決定がされると思われまます新防衛大綱でございますが、市長としては、どのような文言を期待されておりますでしょうか、お知らせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本年6月1日に、自民党の安全保障調査会などは、新たな防衛計画の大綱、及び中期防衛力整備計画の策定に向けた提言を、政府に対して行いまして、この提言には、南西方面の防衛に当たる自衛隊の後方支援拠点を、西方や四国に設けるべきだとする内容も盛り込まれているところでございます。

本地域におきましては、南西地域の、近からず遠からずの後背地といたしまして、地勢的条件を固有に備え、根拠地としての最適な候補地であると考え、これまでも議会、商工会議所と一体となって、防衛省への要望活動に取り組んできたところでございます。

年内に決定されると言われております防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画につきましては、本市といたしましては、今後の要望活動の追い風となるような、そういった内容を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 自民党の提言、市長が申されたとおり、四国という文言が入れば、さらにいいなということで、現在、待っている状態なんでしょうけれども。

もう一つ、見落としがちになっていたのは、中央、南西における常設の統合司令部の設置という文言が、自民党の提言の中にあります。

この中央、南西における常設の統合司令部というのはどんなものだろうかということをお申し述べていきますと、まず、中央の司令部は、陸の総隊、海の自衛艦隊、空の航空総隊を傘下に置く、そのトップに立つ統合司令部だろうと思われれます。

南西の司令部は、南西諸島防衛。少なからずも、島しょ奪還作戦に当たる部隊の統合部隊の指揮所になるのではないだろうかと思われれます。

これらは、ことしは残念ながら委員会とバッティングして行けなかったんですけれども、去年、おととしと、掃海部隊OB会と称しまして、そこに行って、現状を確認して、議長宛てにレポートも書いたところですが、掃海隊群司令が、この島しょ奪還作戦の統合の指揮を持つというふうにおっしゃられておりました。

もしそうなれば、掃海母艦、母艦で指揮をと

りますので、母艦。それから、陸上の提携港として入ってくれば、陸上の施設も必要になってきます。

輸送艦も、この掃海隊群に編入されました。LCAC（エルキャック）の積んである輸送艦ですね。掃海部隊に輸送艦が入っているんです。これは、その作戦を念頭に置いた組織の編成がえそのものでありますけれども。

余談にはなりますけれども、我々議員のほうは、政務調査をした暁には、議長宛てに調査報告書を出しておりますので、ぜひお時間がございましたら、議員のそういった報告書もお目通しいただければ、いろいろな情勢が共有できるのではないかと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

先般、政務調査で伺った柏市では、下総基地特別委員会を、なかば常設的に設置しております。

柏市は沼南町と合併して、海上自衛隊下総基地が編入されたことに伴い、下総基地にかかわる諸問題を調査研究して、その対応策を立てるために、36名中12名以内の定数で、下総基地特別委員会を設置するというふうになっております。

宿毛でも、誘致活動が本格化すれば、議会でも誘致すべき部隊等の、あるいは提案された部隊等の調査活動のため、特別委員会を設置する必要があると考えておりますが、宿毛市としては、未来につながる話ではありますけれども、どのような体制で、この誘致活動に取り組んでいかれるおつもりでしょうか。そこら辺の具体的な話があれば、お教えしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

政務調査の報告書、私もずっと、12年間書いておりましたので、ぜひそういったものも、

しっかりと目を通させていただかなければならないというふうに、改めて感じたところがございます。

御質問に対して答弁をさせていただきます。

現在、どういった組織、そういったものを持っているのか、そういった方向で取り組みしているのかという御質問でございますが、自衛隊誘致活動につきましては、現在、市議会、商工会議所と一体となって、要望活動を行っているところでございまして、議員も御承知のとおりでございます。

しかしながら、現時点におきましては、どういったものを誘致できるかなど、具体的な内容は全くの白紙でございますので、組織についても、市民に説明のできる状況ではございませんが、今後におきましては、国の動向やタイミングを見定めまして、市民の方々の御意見も聞かさせていただく中で、組織の設立も検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） また奈良県の例を出しますけれども。

五條市及び11市町村が一体となった組織をつくり、さらに県がこれに、強烈にバックアップしているという体制で、防衛計画の大綱にならない誘致が、半ば成功しつつあるやに聞いております。

やっぱり強固な組織をつくって、市民の声を反映しながら、要望活動、請願等を続けていく必要があるのではなかろうかというふうに考えます。

今後、大綱が発表になるまで、どのような内容になるか、大いに期待して待ちたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代です。

きょうは12月11日。きょうは宿毛市の特産品の一つであります直七が、また新しい形で全国展開をするスタートの日です。アサヒビールの缶酎ハイブランドに、もぎたてがあります。きょうのニュース映像やきょうの新聞紙面でごらんになった方もいらっしゃると思いますが、この直七の缶酎ハイ、全国の方を初め、この宿毛市民の皆さんにも御愛飲いただければと、期待をしております。

私、市会議員になりまして、もう3年半が過ぎました。残念ながら、もぎたてのような新鮮さは失われておりますが、直七のように、すっきりと、後味のいい一般質問を行いたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

今回、私は4項目について質問をさせていただきます。

まず、風疹対策、そして2番目が、窓口業務の安全対策、そして3つ目が、観光振興、そして、最後4つ目が、性教育についてでございます。

まず、風疹の対策について、質問をさせていただきます。

現在、首都圏では、例年の約20倍以上ともいわれる風疹が、大流行をしております。高知県には、その流行の波、押し寄せてきてなくてよかったなと思っておりますけれども、先月

末、11月30日に、平成27年以来3年ぶりに、20代の女性が風疹にかかるという、発症の報告が出ております。

この風疹という病気、三日ばしかという表現もありますように、私自身もかかったことがありますが、3日間ほど、はしかのような高熱が続いて、確かにその数日間はつろうございますが、それほど重篤化する病気ではありません。

ただ、この病気が非常に注目され、また怖いと恐れられているのが、妊娠初期の女性がかかった場合に、胎児に非常に悪影響を及ぼす。例えば、難聴ですとか、心臓に疾患ができる赤ちゃんが生まれる確率が高いということで、この風疹、怖い病気だという認識もされております。

しかしながら、この風疹、予防接種を受けましたら予防できる病気ではありますけれども、予防接種を受ける年代、それが非常に波がございまして、現在の大流行にもつながっているというふうに伝え聞いております。

そこで市長に御質問させていただきましても、この風疹の予防接種、宿毛市ではどのような状況で行われておりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私も昨日、直七の缶酎ハイの、高知県知事へ行って、お話をされている映像、見させていただきました。

本当に喜ばしいことでありまして、また非常においしいというふうに聞いておりますので、ぜひ皆様方も御賞味いただきたいというふうに思います。

ただ、年末でございますので、飲酒運転等は決してなさらぬよう、そして飲み過ぎにも十分気をつけていただきますように、そして楽しんでいただきますように、よろしく願いを申し

上げたいと思います。

風疹でございます。

関東を中心に、夏ごろから風疹が流行している、そういったニュースが報道されておりますが、幸いにして、現在のところ、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、高知県内では、風疹の感染者が1名との報告があるのみでございます。

厚生労働省のホームページでは、風疹は、かつては小児のうちに感染をしまして、自然に免疫を獲得するのが通常でしたが、風疹ワクチンの接種率の上昇に伴いまして、風疹の患者数が減り、風疹ウイルスにさらされる機会が減少していることが、原因の一つとして考えられていると、記載をされておりました。

風疹の予防接種につきましては、平成2年4月2日以降に生まれた人は2回、公費でワクチン接種を受ける機会がありますが、昭和37年4月2日から、平成2年4月1日までに生まれた女性及び、昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性は、受けていても1回の接種でございます。

そして、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は、1回も接種機会がない、そういった状況でございます。

現在は、麻疹・風疹混合ワクチンとして、第1期となる1回目の接種を1歳のとき、第2期となる2回目の接種を、就学前1年間で接種するようになっております。

本市の平成29年度の麻疹・風疹予防接種対象者の接種率は、第1期が75%、第2期が92%となっている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 今、市長からも御説明をいただきましたように、予防接種を受けて

ない、今、30代から50代の男性が、非常に首都圏の風疹の大流行のもとになっているということで、この年代の男性の方々には、ぜひとも抗体検査を受けたり、また予防接種を受けていただきたいと思っております。

また、この大流行を受けまして、国、政府といたしましても、補正予算に計上するなど、風疹の対策、いろいろと考えられ、また行動に移されているようですけれども、国や県のほうから、何か風疹対策について対応、指導のほうはおりてきておりますでしょうか。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現時点では、国や県から、今回の風疹の流行について、具体的な取り組みについて、新たな対策は示されていませんが、風疹にかかったことはなく、ワクチンを1回も受けたことがないなどの、気になる方は医療機関に相談していただくよう、勧めているところでございます。

今回の風疹の流行状況や対策など、国や県の動向に留意しつつ、必要に応じて、市民への啓発などを行ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、今後につきましては、麻疹、風疹の予防接種のみならず、そのほかの予防接種についても、必要性などを広報するなどし、引き続き、接種勧奨をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 今回の市長の答弁の中にもありましたけれども、啓発というお言葉、実は私、先月の30日に3年ぶりに風疹の患者が出たこの高知県において、大流行の兆しもないのに、なぜこの一般質問に風疹を取り上げさせていただいたかと申しますと、先ほども申し

ましたように、胎児に非常に悪影響があるということですので。

妊娠1カ月目、4週目までの胎児でしたら50%、8週目、2カ月目までですと35%、そして妊娠3カ月で18%、4カ月になりますと8%という、こういう妊娠初期の妊婦さんがかかりますと、このような割合で胎児、赤ちゃんに悪影響を及ぼす。

妊娠1カ月、2カ月というのは、妊娠している御本人でさえも、妊娠している自覚がないような、そういった時期でございます。

そういったことから、ぜひとも市民の皆様にご注意喚起、また啓発を行う意味で、この風疹の対策、一般質問で取り上げさせていただきました。

今も市長のお言葉にありましたように、何か不安なこと、わからないことがある方は、ぜひともお近くの医療機関や、また市役所の窓口のほうにお問い合わせをいただきたいと思っております。

本来でしたら、健康に生まれるはずであった赤ちゃんが、大人たちの、本当に無責任な、また無自覚なことによりまして、何らかの障害を持って生まれる、こういう不幸なことが、本当にならないように、皆さんのお気をつけをいただきたいと思っております。

以上で、私の風疹の対策に関する質問は終わります。

次に、2つ目ですけれども、市役所の窓口業務の安全対策について、質問をさせていただきます。

市役所で、さまざまな窓口でトラブルあることがあります。これがただ、荒い言葉をはくとか、言葉の暴力的なものでしたら、まだいいんですけれども、近年はいろいろな、本当に危険行為、暴力行為に及ぶ事案が発生しております。

高知県内で見ますと、ことし6月ですけれども、土佐市の市役所で、窓口に包丁を持った女性の方がいらっしゃいました。

また、最近では、11月ですけれども、南国市役所で、職員に対して書類を投げつけた男性が、公務執行妨害で逮捕をされております。

この2件とも、職員の方にけがはなかったんですけれども、県外に目を向けますと、ことし3月には、金沢市役所で男性が包丁を振り回して、職員が4名けがを負うということがございました。

それから、これは窓口業務ではないんですが、岡山県の美作市では、6月に、委員会を傍聴に来ていた男性が、議員に包丁を突きつけておどすということも起きております。

また、これらの刃物を使ったものではないものとしては、数年前のことになりますけれども、大阪の藤井寺市では、ペットボトルに入ったガソリンをばらまいて、火をつけようとした事案もあります。

また、実際に火が発生した事案としては、兵庫県の宝塚市で、ガソリンの入った火炎瓶を投げつけて、職員2人が負傷するというような、大変、危険きわまりない事態が発生をしております。

そこで市長にお伺いをいたしますが、宿毛市役所でこういった危険行為、暴力行為があった事案はございますでしょうか、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

窓口業務における職員への暴力事例についてでございますが、過去に、実際に起こった事例として把握しているものにつきましては、腕をつかまれる。そして、足を蹴られる、頭突きをされる、水を浴びせられる、胸ぐらをつかまれ、殴られる、といった事例がありました。

そして、20数年前にはなりますが、公務執行妨害で警察に通報したケースもございましたが、ここ数年で、職員に危害が加えられたような報告は、上がってきていないところでございます。

また、言葉としては、非常に脅迫じみたことを発せられたということについては、何件か承知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） ここ最近では、重大な事案が発生していないということで、安心をいたしておりますが、先ほども申し上げたような、非常に危険きわまりない暴力行為が起こった市役所、またその近隣の役所では、例えばさすまたですとか、催涙スプレーですとか、そういった防犯グッズを窓口近辺に備えつけている役所もあるようですが、宿毛市役所は、そういった何か防犯グッズですとか、そういったものの備えはあるのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、窓口業務の安全対策といたしまして、マニュアル作成や、さすまたなどの防犯器具の設置はできていないところでございます。

接客中にトラブルが想定されるような場合におきましては、早期に複数の職員で対応するなど、そういったことをいたしまして、来客者に落ちついていただくように努めているところでございます。

また、職員をクレーム対応能力向上研修等に参加をさせまして、他の職員に、また研修内容を伝達することで、クレーム対応力の向上に努めているところでございます。

まず、そういったことにならないように、できるだけ対応をしているところでございまして、そういったものの設置はしていないところでござ

ざいます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） いろいろな防犯グッズを予算計上するのが難しいということでありましたら、例えば、ゴルフをなさる方、執行部の方にも多いことと思いますが、私なんか実践しておりますが、知人から要らなくなったゴルフクラブを二、三本いただきまして、それを玄関先や枕元に置いて寝ております。

これだけでも、全然違いますので、もし要らなくなったゴルフクラブや、また剣道をなさっていて、竹刀が要らなくなった、こういった方は、市役所に持ち込んでいただければ、これも小さなことかもしれませんが、小さな防犯グッズとなるのではないかと考えております。

そして、この防犯に関して、もう一つお伺いをしたいのですが、先ほど申しあげましたガソリンを入れた火炎瓶を投げつけられた宝塚市役所などは、その後、9台の防犯カメラを設置したと聞いております。

また、2年前に広島県の呉市が新しい庁舎にしました折には、81台の防犯カメラを設置したとも聞いております。この防犯カメラ、一時はプライバシーの問題があるということで、非常に否定的な考え方の方もいらっしゃいましたけれども、近年は防犯抑止力にもなりますし、また、犯人の検挙や、そういうことにも大変強い力を発揮するというので、皆さんの認識も変わってきたと聞いております。

市長、新しい庁舎、まだそこまではお考えが及んでないかもしれませんが、防犯カメラの設置については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎建設に向けての窓口業務の安全対策と

いうことですが、議員がおっしゃる防犯カメラの設置であったり、防犯器具の常設等につきまして、今後、新庁舎建設議論を進めていく中で、しっかりと対応していきたい、検討していきたいというふうに考えているところでございますが、やはり防犯カメラというのは、必要になってこようかというふうに考えているところでございます。

現時点で、まだ装着はなかなか難しいところではありますが、ドライブレコーダーであるとか、そういったしっかりと映像として残すということで、いろいろな意味で抑止力も働きますし、安全運転にもつながるといふふうに考えておりますので、そういったカメラ類の映像機器ですか、そういったものの設置については、しっかりと検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 窓口業務の安全対策、窓口業務に限らず、市役所という公共の場の安全対策、危機管理という面で、これからもいろいろと、市長初め執行部の皆さんにはお考えをいただきたいと思っております。

最後に、これに関して、一言申し上げたいんですけれども、先ほど申しあげましたような、刃物を振り回すとか、火炎瓶などを投げつける、こういった危険行為に及び窓口というのは、お金にまつわる窓口が、どうしても全国的にも、事件の発生事例を見ていると多いんですね。

生活保護ですとか、年金ですとか、税金ですとか、こういったお金にまつわるトラブルで、そういった非常に危険な行為に及んでしまう方が多いんですけれども、私も一番懸念しますのは、職員の方の安全性、また来てくださる市民の方の安全性なんですけど、この市役所でも、例えば子育て支援の御相談ですとか、小さなお子

さん、赤ちゃんや、まだよちよち歩きのようなお子さんを連れて市役所にお見えになる方も多いんですけども、こういった重大な危険行為が起きやすいような窓口等、そういった子育て支援等の、小さいお子さんを連れてくる窓口というのは、ちょっと距離を置いたほうがいいのではないかと。極端に言えば、フロア自体を変えてしまうとか、とにかく大人なら防げることで、子供さんでは防げないこともたくさんありますので、そういった小さいお子さんがお見えになる頻度が高い窓口というのも、より厳しい目で、安全対策を考えていただきたいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

それでは、続いて、観光振興に移ります。

観光振興、今までもさまざまに問題提起といえますか、質問をさせていただきましたが、今回は、近隣の市町村とのコラボ企画、連携をしていた企画について、お伺いをしたいと思います。

と申しますのも、ちょうど11月3日ですが、その数日前に、こういったチラシ、新聞に挟まれておりました。こちらが大月町の産業祭、マグロまつり、こっちが三原村のどぶろく祭り、どぶろく農林文化祭ですけども、今回、初めて、この大月町と三原のお祭り、同日11月3日に行われるということで、コラボ企画として、特定の商品、三原で買いまして、チケットを持っていくと、こちらの大月町でまた粗品がもらえる。

また、大月町の会場で指定のものを購入した、そのチケットを持っていくと、また三原のほうで粗品。三原の場合はお米でしたけれども、それをもらえるというような、こういった企画を、大月町と三原が提携をして行っております。

また、こちらのほうは、これも最近11月17日に片坂バイパスが開通いたしましたけれど

も、四万十町と黒潮町の間が、バイパスによって、よりスムーズに通行できることを記念して、黒潮町と四万十町で、それぞれ特典、500円以上ですけども、買い物をしましたらシールがもらえて、また特産品が当たるといような、近隣市町村のこういったコラボ企画が、最近、多くなっております。

宿毛市では、これまで、こういった近隣市町村とのコラボ企画を実施されてきましたでしょうか、その辺の状況など、教えていただければと思います。お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

他市町村とのイベントのコラボ企画につきまして、大月町のマグロまつりと、三原村のどぶろく祭りにつきましては、当日、私も両会場を回らせていただきました。

また、この日はジョン万まつりもやっております、その会場にも行ったところでもございました。

この2つのイベントにつきましては、毎年、重なっていた2つのイベントをコラボレーションした企画ということでございまして、非常によい取り組みだというふうに感じたところでございますし、また、両イベント、大変多くの人でにぎわっておりました。

当市の市役所の職員も、結構いたんだというふうに感じました。家族連れで楽しくやっておりました。

本市におきましては、幡多6カ市町村と四万十町などが、共同で四万十足摺無限大チャレンジライドという、サイクルイベントを実施しております、宿毛市総合運動公園がスタートとゴールになっております。

本年度の開催は、3月9日と10日の2日間を予定しているところでございます。

こういったコラボをしております。

また、土佐清水市、大月町、そして宿毛市の観光協会が共同で、昨年度まではグレ釣りダービーを、本年度からは「釣り遊BINGO!」という名前で、こういった釣りに関するイベントを実施しているところでもございます。

そのほかにも、宿毛市内の事業者が、近隣自治体の産業祭に出展することや、近隣自治体の事業者が、宿毛市の産業祭に出展したということは、今までもございますので、こういった経験やつながりを生かしながら、他市町村とコラボできるような、そういったイベント等は積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございまして、何よりも、今、幡多は一つということで、観光を進めているところでございまして、またこの幡多に、先ほど言いました四万十町も一緒になって、幡多7カ市町村という取り組みも、自分たちでさせていただいているところでございます。

しっかりと協調して、それぞれが連携をもって取り組みを進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 観光について、各市町村、幡多を中心に連携を強めて、振興に力を尽くそうという市長の姿勢、大変期待をしております。

ここで一言申し上げたいのが、どうしても観光の振興、観光客誘致となりますと、外へのアピールばかりが注目されてしまうのですけれども、何かそこで市民が置き去りになってないかなというのを、非常に感じるところです。

例えば、今、市のほうが力を入れておりますお魚しゃぶしゃぶなどは、例えば、市民自体が食べたことない人が多いですね、正直。そういった中で、どうやってしゃぶしゃぶを売り出すのか。やっぱり地元の人が、いつも食べて、お

いしいと感じているものじゃないと売り出せないんじゃないかなど。それは、非常に思います。

これは、委員会の中でも、何度か言われることですが、わざわざ予約をしてまで食べにいかないといけないものが、そんなにはやるわけじゃないかというのがあります。

実際、宿毛は日本一お魚のおいしいまちということで売り出そうとしているのですから、日本一お魚のおいしい店なら、メニューを限定する必要はないと思うんですね。宿毛なら、いつ行っても、いろんなお魚がある。きょうのタイは刺身にしたほうがおいしいとか、きょうのブリはしゃぶしゃぶがいいとか、いつ行っても、何かしらおいしいお魚がある宿毛市で、私はもういいと思うんです。

例えば、嵐の日、海が荒れて、なかなか新鮮な魚がとれなかったときは、実は新鮮なときに、たくさんつくった、おいしい干物があるから食べていってくれと。そういう売り出し方をしないと、お料理を提供する業者さんも大変ですし、来るほうも、何か面倒くさいなというような感じで、どうしても足が遠のいてしまうんじゃないかと危惧しております。

何より市民を巻き込んだ観光スポットをつくらないといけないなと感じて、いい例だなと思うのが、高知市のひろめ市場です。

このたび、20周年を迎えたひろめ市場は、高知市の方はもちろん、この県内の方、また全国的にも有名になりました。また、海外の豪華客船が高知新港に寄港しました折には、ひろめ市場を目指して、あの帯屋町を外国の方が歩いていると。そしてまた、ひろめ市場へ行きますと、きょうは外国の方ばかりだよというような、高知県を代表する一大観光スポットとなっております。

しかし、あのひろめ市場は、もともとはああいう観光を目的としてつくられた市場ではござ

いません。あそこはもともと小さな食堂や、八百屋さんや果物屋さん、そういった小さな商店がたくさん並んでいるところで、都市計画の一端として、あのあたりを整備をし始めたんですけれども、数年間、更地にしておくのはもったいないから、ちょっと屋台村みたいなのをやってみようかという、そういう、何げないというか、そういう発想で、しかも何年間かの期間限定で、ひろめ市場はつくられました。

ところが、近隣には、土佐女子中高、そして大手前高校など、学生たちもたくさんいるので、ソフトクリーム食べたいな、ちょっと小腹がすいたから唐揚げってありますし、また、高知はやはり県民性ですか、昼間っからお酒を飲みたいという方もたくさんいらっしゃいます。

また、どうしても結婚式ですとか、いろんな各種総会なんで、昼間の懇親会をやって、2時や3時に、まさに、はい、終わりですよって投げ出されても、居酒屋もあいてないし、スナックもそもそもあいてない。行くところがないのにどうしようというときに、おっ、ひろめで飲めるやないかと、そういうことで、だんだん高知市民に浸透し、そしてそういう中から、県外の観光客の方がいらっしゃって、そこがまた高知県民のいいところなんですけれども、おんしやあ、どこから来たなという話から始まって、これ食べてみんかえと。ああ、高知の人はこんなにフレンドリーで楽しいお酒が飲めるんだなということで、全国にどんどん発信をしていって、そしてもう、期間限定であったひろめ市場が、こうしてずっと、20周年を迎えるほど続いているという歴史があります。

こうやって市民が自然発生的につくり上げた観光スポット、それがひろめ市場であると思います。

もちろん、ひろめ市場自体も、いろいろとリニューアルを重ねる中で、切磋琢磨しております

すけれども、やはり地元の人を巻き込んだ観光、こういった観光でないと長続きしないし、何か一過性の寂しいものになってしまうんじゃないかという印象を受けております。

また、宿毛市には、大変いい観光スポット、たくさんあります。

横瀬川ダムも、今はまだ建設中ですが、建設段階を見学するツアーも、今月の14日までですが、非常に盛況であったと、新聞紙上でも伺っております。

宿毛市には、坂本ダム、中筋川ダム、そして横瀬川ダムと、3つのダムができるわけですので、この3つのダムを何とか利用して、新しい観光振興につなげることができないか、そういったことも思っております。

それから、もう一つ、沖の島の周遊道路の話、さっき出ておりましたが、沖の島にも、本当にいい観光資源がございます。

私は、宿毛市は「宿毛の21人」ということで、21人の近代日本の礎を築いた偉人の方たちを、観光に役立てようという動きもありますけれども、私は、沖の島の弘瀬の出身の荒木初子さんに、もっとスポットを当てるべきではないかと思っております。

宿毛の21人というのは、ほぼ、ここに家がありましたよって、石碑があるだけです。でも、荒木さんのところに行きますと、荒木初子さんの生家が残っておりますし、また、2017年には、荒木初子さんの像も、あそこの弘瀬の港には築いております。

また、宿毛の21人というのは、何か一般の人からは遠いんですね。コマツという大会社をつくったとか、早稲田の創設に携わったとか、例えば総理大臣になったとか、若干、一般人とは遠い。でも、荒木さんなら、保健婦として、非常に島民の生活向上や、保健衛生に携わった。つまり、荒木初子さんを、そういった保健師さ

んや介護士さんや、そういったことに携わる方たちの勉強の場、聖地として盛り上げていったらどうなのか、そういったことも感じますし、また、土佐清水市は、ジョン万次郎を大河ドラマにと運動しておりますが、私は、ジョン万の大河もいいけれども、荒木初子さんをベースにした朝ドラもいいんじゃないかと思っております。

こういったことから、どんどんと、宿毛市はまだ発掘すべき観光資源が眠っていると思います。

そこで、市長、これからの宿毛市観光について、どのようにお考えなのか、お願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ただいま川村議員のほうから、多岐にわたって、いろいろ御提案をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、今の取り組みとして、少し現状をお話をさせていただきたいと思います。

本市における今後の観光振興につきましては、「志国高知 幕末維新博」の中で取り組んでまいりました宿毛歴史館や、まちの駅 林邸を中心とした歴史観光の磨き上げを継続しながら、来年の2月からスタートする県の自然体験型観光キャンペーンを契機に、本市の強みである釣りやスキューバダイビングといった、そういったマリンレジャーを初めとする、自然を生かした体験型観光の推進に、力を入れていきたいというふうに考えております。

また、昨年度、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における、オランダのホストタウンとして登録されまして、オランダ自転車女子ナショナルチームのトレーニングキャンプも行われたほか、ロードバイクのレンタ

ルサイクルなど、自転車を活用した事業も実施しておりますので、自然体験型観光キャンペーンに合わせまして、宿毛の自然を楽しめる、そういったサイクリングコースのプランニングなどにも、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

こういった取り組みを進めていくために、今議会におきまして、県の自然体験型観光の補助金を活用し、マリンレジャーやサイクリング等の観光資源の磨き上げを行うために、スタンドアップパドルボードを初めとするマリンレジャー備品の整備や、電動アシストマウンテンバイク整備などのサイクル関連事業を実施するための補正予算を計上させていただいたところでございます。

先日でしたか、一般質問の中に、電動のモビリティというか、電気自動車というか、カートというか、ああいったものを使ったらというお話もございました。

このマウンテンバイクのほうも、Eバイクといいまして、電動でかなり走行距離、80キロから100キロぐらい走行ができる、そういった自転車になっています。

非常に広範囲にわたって、観光に使えるというようなものでございます。

また、先ほど、お魚しゃぶしゃぶのお話もありました。

確かに議員おっしゃるように、若干、敷居が高いようなものになっているのかなというふうなことを危惧しているところでございまして、例えば値段の部分であったりとか、予約の部分であったりとか、そういったものを、もう少しカジュアルにというか、食べることができるようなものにできないかな。

そういったことも、これから検討をしていきたいと思っておりますし、何よりも市役所職員を初めとする、市民の皆様方の、忘年会はきっと予約

制でいくと思いますので、予約する際には、このお魚しゃぶしゃぶをということで、指名をしていただいて、盛り上げていきたい、そのように思っているところでございます。

それから、ひろめ市場のお話もありました。ひろめ市場、本当に最初に行ったときは、どぎもを抜かれました。

朝から喫茶店に入って、モーニングといいますが、普通はトースト、もしくは高知の場合はおにぎりが出てくるんですが、飲み物は、普通コーヒーか紅茶というところでございますが、何と生ビールを飲みながらトーストを食べているお客さんを見て、ひろめ市場には、モーニングの飲み物が生ビールという、そういったセットがあることにもびっくりしたところでございます。

そういったのも、市民から自然発生的というお話がありましたが、そういった形の中で、県民性が非常にあらわれた、そういった場所になっているのではないかなというふうに感じているところでございまして、宿毛市も、そういった形の中で、今の宿毛市の現状の中、いろいろなものを発信していきたい。そのためには、宿毛市の市民の方々が、当然、そこには集まっていたらいい、また親しんでいただいて、食べていただいて、そういったことが必要なのかなというふうに思っております。

また、荒木初子さん、これに関しては、沖の島のほうからも、非常にそういった取り組みについて、要望が上がってきているところでもございますし、また宿毛市としても、しっかりと生かしていかなければいけないというふうを考えておりますので、これからしっかりと、その点についても検討をしてみたいと思いますし、また、朝ドラの、ぜひそういったことが、夢のようなお話ではありますが、実現すれば素晴らしいというふうに思いますし、そのときに

は、川村議員もぜひ、出演をされたらというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） その折には、ぜひエキストラとして出演はさせていただきます。

宿毛市観光、どんどんこれからも市長のリーダーのもと、期待をしております。2020年の東京オリンピック、そしてまた2025年は大阪万博の開幕も決定をいたしました。

また、今月19日からは、LCC格安航空会社も、高知空港に就航いたします。いろいろ宿毛にとっては、プラスなことがどんどん起こっておりますので、どうか市長、今後とも観光振興、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の、性教育の問題について、質問をさせていただきます。

私が、どうしてこの性教育について取り上げようと思ったかと言いますと、ことしですけれども、東京都の足立区で、中学校において、性交渉ですとか、それから避妊についての教育を行いまして、これをまた都議会のほうで非常に問題になるなど、性教育に関して、一石を投じたということがありまして、実際、この高知県、また宿毛市において、性教育とはどういうふうになっているんだろうかと、そういう疑問を持ったことが始まりでした。

実際、私が小中学校を過ごしたのは、もう昭和40年代から50年代になりますけれども、そのころ、自分の記憶では、性教育というものは、受けた覚えがないように思っています、実際、学校現場でどういう性教育が行われているんだろうかなと、興味と疑問を持ったのが、この一般質問の、まずは初めの一步です。

そこで教育長にお伺いをしたいんですが、宿毛市における性教育の現状、どのようになっていますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番、川村議員の一般質問にお答え申し上げます。

宿毛市の小中学校における性教育の現状についての御質問をいただきました。

小学校におきましては、小学4年生以上の児童に対しまして、担任教諭と養護教諭が協力をして、性に関する教育を行っているところでございます。

内容といたしましては、成長とともに、大人の体に近づく現象や、思春期における異性への関心の芽生えなど、体の発達、発育について、理解をさせようとするものとなっております。

一方、中学校におきましては、全学年の生徒に対して、保健の授業の中で、保健体育の担当教諭が、性に関する教育を行っております。

内容としましては、中学校1年生における心身の機能の発達と、心の健康について理解をさせようとするものから、中学校3年生におけるエイズ及び性感染症等の疾病概念や、感染経路、さらには予防方法についての学習など、幅広い範囲での教育が行われております。

子供たちが性の健康を守り、将来、パートナーを得て、豊かな人生を送るためには、性教育はとても大切なものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうもありがとうございます。

性教育を取り上げる際に、この問題は答えがないというのが、実際のところなんです。私も先ほど、足立区が行った、性交渉や、また避妊に関する教育、それに関する是非について、この場で言及しようとは思っておりません。

性教育は、本当に道德教育と同じように、因数分解や漢字の書き取りのように、簡単に答え

が出る問題ではないと思っております。

また、性に関する考え方は、御家庭でもいろいろと、家庭ごとに、非常にオープンな家庭もあれば、また触れずにおこうというような家庭もあるのももちろんですし、また、児童生徒の心身の発達も、小学校高学年から中学生にかけては、非常に個人差がありますので、そういった児童生徒を一律に、このような段階まで教えていこうと、それはこういう場で、安易に申し上げるべきものではないと思っております。

ただ、一つ事例を申し上げますと、秋田県は非常に先進的な性教育を行っております。ここ14年ほど行っている教育なんですけど、これによって、10代の人工妊娠中絶が324人だったところが、近年、71人にまで減少したというのがあります。

この先進的な性教育に関しては、学校現場からあがった声ではなくて、医療現場、産婦人科の先生が、こんなに10代の人工妊娠中絶が多いのは問題であると。きちんと若いときから妊娠の可能性が体に備わった事態から、そのことについて、きちんと学校現場で教えなければならぬという、医療現場の産婦人科医の先生方の声があがって、この教育が始まって、実際に人工妊娠中絶の減少にはつながっているという、こういう事例もありますので、これもまたひとつ参考として、考えなければいけないことだと思います。

そして、何より、私が申し上げたいのは、性教育ということを、妙にタブー視するような、何か隠微な教育であるというような、そういったお考えは改めていただきたいということです。

性教育の「性」の字は、「りっしんべん」に生きると書きます。「りっしんべん」というこの部首は、心をあらわしております。つまり、心が生きる、心を生かす教育が性教育です。

これは、下半身の教育ではなくて、上半身、

心の教育だということを、皆さんにいま一度、認識をいただきたい。

性教育というものは、本当に皆さんお一人お一人で考え方も違いますし、一律に自治体などが指針を示すものではないかもしれませんが、お心おとめいただきたいのは、心の教育だということです。相手を思いやる心、そして自分の生き方を尊重する心。

最近では、LGBTを、生産性がないといった国会議員もおりました。また、こういう時代にもかかわらず、セクハラを繰り返す人もおられます。こういった人は、本当に貧しい性を、稚拙な性を生きてきた人だなど、私は思っております。

こういったことで、性教育に関して、皆さんに認識を改めていただきたいということで、この一般質問の場に取り上げさせていただきました。

これはいろいろ難しい問題ですので、教育長もいろいろ心を悩まされることもあるかと思えますけれども、どうか答えのない教育ですが、よりよい答えが出るように、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、私、今回の12月議会での一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時32分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 今回、私は、宿毛小中学校建設のPFI事業と、臨時職員の処遇改善の2点について、お尋ねしたいと思います。

宿毛小中学校のPFIによる建設、運営事業に関しては、本年6月議会でも、一般質問として取り上げさせていただきました。

またかよ、と言われることになりはしないかと思いながらも、宿毛小中学校の整備事業の展開が、ここにきて急速に動き始めた感じですので、前回のPFIという事業展開の概論的な質問とは別途に、今議会の補正予算議案に債務負担行為として計上されている関連経費についての質問を含めて、極力、具体的な形での質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これまで、委員会等を通じて、PFI事業に関する説明を、再三にわたって受けてきた関係もあって、議会レベルでは、学校建設のタイムスケジュールについて、一定、認識されているのですが、市民の中には、どこまで話が進んでいるものやら、一向にわからないとする意見があります。

これまでの議会レベルでの説明では、平成30年2月22日付の（ア）から始まる事前方針の公表から始まって、平成33年4月からの、（ナ）開校、（ニ）既存校舎解体、その他外構公園整備まで、（ア）から（ニ）まで、2段階にわたるスケジュールが示されているのですが、市民の理解を促す意味で、これまでの事業経過というか、進捗状況と現状、今後の日程、スケジュールについてお尋ねいたします。

煩雑を避ける意味で、主要な事項に限る形で結構ですので、どうかよろしくお願いをいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

スケジュールについてでございます。

（ア）から（ニ）までということでございますが、その主要な部分について、御説明をさせ

ていただきたいと思ひます。

現在の進捗状況につきましては、平成30年10月9日に、特定事業の選定を公表し、同日付で募集要項及び要求水準書等を公表し、そして宿毛小中学校建設PFI事業について、公募を開始しました。

そして、11月9日締結で、参加表明書の提出があり、参加資格を審査、確認したところでございます。

現在、ここまできております。

今後のスケジュールにつきましては、今議会で債務負担行為の予算の可決をいただきましたら、来年1月18日が企画提案書の締切となります。平成31年2月初旬に、優先交渉権者を決定しまして、平成31年3月議会で契約議案を承認いただけましたら、事業契約を締結いたします。

契約締結後からは、民間事業者が設計業務に着手することとなりまして、平成33年4月開校を目指し、事業が進む、そういった手順となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまのスケジュールについて、再質問がございます。

現段階では、（コ）参加資格審査、一次審査及び資格確認通知書の発送まで進んでいる。つまり、宿毛市側からの事業への参加募集に対して、応募してきた事業体に関して、参加資格の審査を終えて通知を出した。そして、（サ）債務負担行為の予算計上という、全体22項目の中のちょうど中間部の11番目に差しかかっていると、そういうことのようにですが、このPFI事業の事業展開については、幾つかの頓挫要因、つまりPFIでは無理だとして断念せざるを得ない要因が、その段階、段階に応じた形で、幾つも存在していて、それぞれをクリアしてい

かなくてはならない。まるで地雷原を一步一步探りながら進んでいくような、スリリングな展開を迫られているという印象があります。

担当の部局、職員の方々にかかるであろうストレス、陰ながら思いやらずにはられません。

というのは素人考えである。途中で地雷を踏んでオジャンになったり、空振りをくらったりといったようなへまはしない。状況を予測し、場合によっては、根回しを図り、十分、生産ありと踏んだ上で取り組んでおりますので、どうか御安心ください。

要らん心配しなさんなど、そんなことかもしれませんが、まずは、市がこのような内容と条件で、こういう事業をPFIで実施したいと。実施に向けた方針や、要求内容の水準を発表しても、それに関心を示して応募してくれる事業体がなければ、全く話にもならない。

しかしながら、現状では、参加資格を満たす事業体が見つかっている。今議会で債務負担行為の議決を含めて、次の段階へと進めることが可能となった。

一つの大きな関門は突破したので、次に進めるための裏づけとなる議決が欲しいと、そういう段階なんだろうかと、そのように解釈します。

今後の事業展開として、スケジュールでは、来年1月中旬。来年といっても、もう目と鼻の先の話ですが、その1月18日に、対象となる事業体からの企画提案書の提出が締め切られ、2月中旬には、優先交渉権者の決定及び発表と進み、3月中旬には、仮契約の締結と、非常に効率的というか、早いテンポで進められる予定となっています。

それだけに、先方の事業体から提出された企画提案書の妥当性の検討には、市による要求水準書との整合性を中心に、相当な作業と日数が必要になるのではないかと、気になります。

特に、事業体による自主提案事業などが含ま

れる場合には、その費用対効果の検証も含めて、このようなスケジュールで、果たしてやれるものなのか。その実施体制について、お尋ねいたします。

もともと、これも先ほど申し上げました、地雷原の地雷の一つで、事業者側が参加資格は得たけれども、諸般の事由で、到底やれそうもないから、企画提案書の提出は辞退するなどということになったら、はらはらものではありませんが、市長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

企画提案書の審査につきましては、今年度、アドバイザー契約を締結しているコンサル業者とともに、提出された企画提案が、要求水準を満たしているかどうか、審査を行います。

その後、市が依頼をする有識者に審査を依頼し、専門的知見から提案の内容を評価していただきます。

さらに、市が選定する選定委員会と、有識者が同席をし、事業者のプレゼンテーションを受け、選定委員会が採点を行い、一番高い点数の評価を受けた事業者を、優先交渉権者に選定をいたす、そのような流れで行う予定としているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいまの御答弁では、しかるべき専門の方々をお願いして、じっくりと検討していくということのようです。

次は、事業費の妥当性についてなのですが、先の6月議会での一般質問で、事業費の妥当性についてお尋ねした際に、市長からは、総事業費はPFIに精通した専門家に積算をしてもらうことによって、妥当性のある事業費を設定し、募集要項を公表する際に、総事業費の上限額を公表することとなるために、事業費の妥当性は

確保されると、いう趣旨の御答弁をいただきました。

この事業費の上限額は、どの時点で事業者側に提示されたのか、要求水準書と同時に提示されてあるのか、企画提案書はその上限額を反映したものであるとして提出されると、そういう理解でよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

事業費の上限額につきましては、平成30年10月9日に公表しました募集要項に、サービス対価予定額として明記をしているところでございます。

そこで、事業者からの提案は、サービス対価予定額を下回ることで、条件をつけておりますので、企画提案書は、上限額の範囲内での提案となるということでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 本事業のスケジュールに従えば、当初は、来年31年の6月議会での成立を想定していたPFI事業に関する議会議決が、同じく31年3月議会に前倒して図られることとなっています。

そうすると、来年4月の統一選挙による改選後ではなしに、現在の議員、つまりここにいる14名の議員によって審議決定が行われることとなります。果たしてPFIによるこの事業が、宿毛市にとって好ましい事業であるか否かの判断を、私たち議員一人一人が下さなくてはならない。そのときが、すぐ目前に迫っているわけです。

しかしながら、この事業、肝心な部分では、尋ねても答えてはもらえない。黒塗りで隠されている部分があって、現状では判断を下すにも下しかねる部分があります。

幾つか例を挙げて申し上げますが、事業費の算出

の基礎となる設計費、建設費、維持管理費といった、核となる金額、つまり、先ほど質問いたしました、事業の上限額となる基準値等の内容は、果たしてその事業目的に照らして、妥当なものであるかどうかを判断する上で、最大の要因となるにもかかわらず、渡された文書では、黒丸の状態です。

また、この事業に参加する意思を示した事業体が存在し、参加表明書が出されたとなると、事業体同士で、一体どのような競い合いが期待できることになるのか。一種の競争入札の要因が加わることも期待されると思うのですが、その件に関しても、その数、幾つの事業体に参加を表明したものか、単数か複数かさえも答えてはいただけない。

現在のところ、PFIによる学校建設が終了した段階、つまり開校までのスケジュールと、9月14日付での小中学校整備事業に関する業務要求水準書案と、9月14日現在の要求水準書案に基づく事業費算定という3つの表が、PFI方式での予定価格44億3,912万4,234円、VFM（バリュー・フォー・マネー）9.6%として掲げられている形で示されていますが、基準となる数値は、全て黒丸という状態であるために、肝心の部分については不明のままとなっています。

このままの状態では、議会としては、契約に賛成も反対も、全く言いようがないというのが実情です。

あれこれの数値、事業体の選定に至った経緯、事業の具体的内容、仮契約の内容等、議会の審議に必要なと思われる情報の開示は、先ほどお尋ねしたスケジュールのどの時点で、どの程度まで公開、説明いただけるのか、その点お尋ねいたします。

その内容について検討するだけの時間的な余裕が、どの程度、議会側に得られるものか、気

にかかるところでもあります。

市長の答弁をお願いします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、初めに平成30年9月議会の総務文教常任委員会にてお示しをした事業費算定資料は、若干の内容の変更がありまして、現在、公表の予定対価は42億9,923万6,753円で、バリュー・フォー・マネーは、4.9%となっておりまして、それを募集要項にて公表しているところでございます。

なお、事業費の算定の内容については、外部に公表できない情報となりますので、この場で御説明できないことを、御了承いただきたいと思っております。

事業者の選定経緯及び事業内容につきましては、来年2月の優先交渉権者決定後、仮契約内容等につきましては、来年3月議会で説明ができるものではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 現時点では、公表するとかえって支障を来すということのようですので、これ以上、この件についてはお尋ねいたしません。

直営でやる場合の情報公開の流れとは、いささか事情が違うのだと。しかし、時期が来た段階では、洗いざらいPFIマイナスLCCの設定率、今後確定されることになる、より正確なバリュー・フォー・マネーの値も含めて、出してもらおうということにして、これからは事業費の問題で、今議会に提出されました一般会計補正予算第7号の第2表、債務負担行為追加について、お尋ねいたします。

宿毛市における小中学校整備事業について、平成31年度から平成60年度までの期間、つ

まり30年間で39億8,077万5,000円という金額が、債務負担行為として提案されているのですが、この金額は、金利や物価の変動、消費税等の不確定要因を除いた事業額の正味の部分、つまり事業体に対する純粋な支払額、いうならば設計費、建設費、維持管理費を合わせた30年間の純事業費総額の上限値と、そういうことになるのでしょうか。

お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員お見込みのとおりでございます。予算計上している債務負担行為額は、設計費、建設費、維持管理費を合わせた事業費の総額でございます。39億8,077万5,000円の根拠は、公表しているサービス予定対価の42億9,923万6,753円から、8%の消費税を除いた金額となっているところでございます。

以上です。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 再質問でございます。

先ほど申し上げましたように、9月14日現在の要求水準書案に基づく事業費算定に従えば、PFI方式での予定対価としては、44億3,912万4,234円が提示されていたのですが、この金額は、今言われました42億9,923万6,753円に修正された。そして、今回、債務負担行為として提案された金額は、それに合わせて算出されたと、そういうことでよろしいのでしょうか。再確認いたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 事業費の算定も、要求

水準書の内容の変更によっては、変化する。事業の見直しなどによって、30年間という設定であった額も、こういう事情によっては、短期間で変化するというようなことになりはしないか。

今回、提出の債務負担行為にもられた39億8,077万5,000円という金額は、根幹となる金額であって、社会的な要因等によって変動する分と、消費税額の変更等に伴う調整分、いうならば付随的な経費に係る金額の増減、変動はあったとしても、この部分に関しては、対象期間中、つまりこれからの30年間では、一切増加することはないものと判断してよろしいのでしょうか。

つまり、言いかえれば、これ以外には、現在進行中の事業区分にかかわる新たな債務負担行為の想定はないものと判断してよいのか、その点お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本事業には、天災のリスクや、大規模修繕が含まれておりませんので、それらが必要となった場合には、新たな費用が発生することとなりますが、通常の事業実施であれば、新たな債務負担行為は必要ないものと、そのように想定しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次は、支出の形態ですが、債務負担行為の執行というか、30年間にわたる継続的な支出について、どのような割合での支出が想定されているのか。

今後、企画提案書の内容や、事業体との契約内容によって、特に建設後、建物は市に移管し、事業体は運営のみを担当するBTOの方針となるのか、あるいは事業体は建設後、建物を所有しながら運営を行って、終了時、つまり30年

後に市に移管するBOTの方式になるのかによって、支払いの形態にも相違が出るのか、それとも、違いが発生するのは、市の財源としての国からの補助があるかないかだけであって、事業体に支払う額に変わりはないから、初年度幾ら、建設終了後に幾ら、その後は幾らといった形になるのか、どのような形態というか、年度ごとの支払いの比率を想定なさっておられるのか。

つまり、PFIの最大のメリットとされることの一つである平準化という点について、どういう形がとられるのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

30年間の事業期間における、年度ごとの予算の執行についての御質問であったかというふうに思っております。

設計、そして建設に係る費用につきましては、国からの補助金と、借り入れる起債については、市が受け入れをしたものを、一括で支払いをし、市の持ち出しとなる残りの費用については、平準化して支払うこととなります。

その後、維持管理費につきましては、市の想定としては、定期的な管理や点検等の費用は、できる限り平準化して、支払う計画としておりますが、一定の年数経過後に、想定される予備修繕や、機器の更新などにつきましては、その都度、支払うことを想定をしている、そういった状況でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 議会では、このような一般質問や、議案審議、その他さまざまな機会を通じて情報の収集や分析を行う中で、議案に対する判断を行うことになるのですが、議会の下す判断に関連して、最近、9月議会での市庁舎の小深浦高台への移転の議決が行われて以降、高知新聞の声ひろばに、宿毛市民の方々からの

投書が相次いでありました。

いずれも、議会議決に疑義を呈するものであり、ある投書では、市議会が住民の意見を十分に把握して、慎重なチェックがなされていないのではないか、とするとともに、3,000人の反対書面を添えての、継続審査の要請にもかかわらず、議会は不採択としたとして、市民の間には、何を言っても通用しないという喪失感が漂っているとする意見が述べられていました。

また、先日、11月20日には、同じく、高知新聞、声ひろばに、「間接民主主義の実践は」と題する、佐川町の塾講師の方からの意見として、カジノ法案採択に関して、世論調査では、国民の7割が反対、もしくは時期尚早とする意見を示しているにもかかわらず、自民党は、政権与党の歴史が長く、政策決定運営に長けているとはいえ、国民の意思を国会で代弁することなく、可決するのでは、民主政治ではなくなると、議会制度の根幹を問う形での批判が、宿毛市民の方からの投書と相通じる形で述べられていました。

この代議制民主主義という体制の中での、有権者とその負託を受けた政治家との間に生じるギャップという問題については、それぞれ立場、主義主張の違いによる見解の相違や、利害関係を抜きにとらえても、さまざまな、複雑な要因がある中で、その一つの大きなものとして、情報格差という点が挙げられる気がします。

これは、きのう原田議員が言われた、市民への情報公開ということに通じることなのですが、宿毛市に関していうなら、執行部が一つの政策を実行しようとする際に、参照し、収集し、保有する情報の量と質は、議員各自の持つ関連情報とは、その量、質、さらには正確性、ともに当然大きな差があります。

だから、議員は、その情報の差を少しでも縮めて、執行部の採用した判断の根拠を、正確に

認識し、その判断が正しいものか否かを判定しようとして、さまざまな形での質疑、討論を行います。

このことを、市民、有権者との関係で見ると、有権者と議会、有権者と執行部との間に生じる情報の質、量、それに正確性の格差は、議会と執行部との情報の格差以上に大きく広がることがあります。

時として、致命的とも思われるギャップとなって、執行部と議会による決定に対する市民、有権者の不満、不信を招くことになりかねないのが実情でもあります。

利害関係や、主義主張に関係ない、中立的な形で、問題となっている案件に関して、冷静かつ合理的な判断を模索する市民、有権者であればあるほど、このギャップの存在に大きく、過敏な反応を引き起こし、ときには不信感をすら抱きかねないことになる、そういう傾向が見てとれる気がします。

議会には、今後、詳細にわたった情報が提供されることになり、各議員による判断に基づいて、事業契約の締結に向けた検討が行われることになるわけですが、今回のこのPFIによる宿毛小中学校の建設について、市民、有権者には、どのような形での情報開示をお考えなのか。現状では、インターネットによる宿毛市のPFI関連の情報の内容は拝見しても、PFIに参加しようとする事業者や、業者向けの内容、やりとりが主体で、市民への情報公開とは、まだまだほど遠い段階としか思えません。

市民、有権者に対する情報開示について、市長の御見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

来年2月に優先交渉権者を決定した後に、ホームページで優先交渉権者の公表をいたします。

また、3月議会で契約議案の承認をいただい

た後には、契約業者の選定に係る審査公表内容を、同じくホームページにて公表することとなります。

ホームページ以外での情報発信につきましては、PFI手法の採用が、市として、初の試みであるという、そういった点を鑑みて、市の広報誌でも情報発信をしていかなければならない、していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 長期間、練りに練って、仮契約の締結にまで進んでいるような事業を、最後の最後という段階で、地雷を爆発させる形で不採択にするなどということは、議会としても、なかなか勇気の要ることで、私など考えただけでも身震いがする気がして。執行部の判断が、非の打ちどころのないような、順当なものであることを願うこと切なりと、そう言わないではられません。

とは言っても、順調に進めば、この3月の議会では、白黒をつけなくてはなりません。

宿毛小中学校の今後30年間というだけの問題ではなしに、将来の長きにわたって、宿毛市の小中学校教育の方向づけを行うことにもなりかねない、大きな大きな事業に対して、どんな入れ物になるものやら、基本設計もない中、私たちはその採否について、判断をくださなくてはならない。

そういうわけで、執行部の懇切丁寧な説明、情報の公開をお願いして、次の質問に移ります。

臨時・非常勤職員の処遇改善についてということであります。

またこの問題かよと。この前、9月議会でやったばかりじゃないかと、市長もいささか、うんざりというところではあるまいかと、そんなふうには思わないでもないのですが、来年度の予

算編成時期をにらんで、今やらなくては手おくれになりかねないとの思いから、あえてこの臨時・非常勤職員の処遇改善という課題について、お尋ねしたいと思います。

とは言いましても、質問は簡単です。

つい最前の9月議会で、私が御指摘いたしました臨時職員の特別賃金、つまりボーナスが、宿毛市は四万十市や土佐清水市と比べて低い。18日分といえば、給与のほぼ1カ月分に相当するだけの差が、両市との間にはあるということで、市長からは、平成31年度の見直しに向けて検討したいと考えております、との御答弁をいただいたわけですが、その後、どのように御検討をいただいたのか。

つまり、来年度は、臨時職員の特別手当の支給基準をどのように見直し、改定されることになるのか、新年度の募集に向けた雇用条件の提示ということも絡んできます。

その点、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

臨時職員の処遇改善につきましては、山戸議員が一般質問の中で、これまでたびたび取り上げてきた課題でございまして、決してうんざりとはしておりません。しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

市としましても、議員からの御指摘を受けまして、これまでに日額への経験年数の反映など、一定、改善を図ってきたところでございます。

特別賃金につきましては、9月議会でお答えしましたように、県下の状況では、宿毛市の特別賃金だけが、特に低いというものではありませんが、宿毛市が四万十市や土佐清水市と比べて低いという状況でございますので、平成31年度の見直しについて、現在、前向きに検討をしております。

なお、検討結果につきましては、来年の予算に反映をさせてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 前向きの御答弁ということで、特別賃金の近隣市に近い形での改善が図られるものと、御期待申し上げますとともに、中平市長の、改善に向けた姿勢に対して、一定、高く評価を申し上げますことをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○副議長（山上庄一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私、川田栄子が一般質問をさせていただきます。

庁舎移転問題のもたらした課題について、お伺いしていきます。

今回は、11月に議会報告会での市民との交流の中で、行政に問わなければならないもの、また30日の庁舎説明会等の市民から吸い上げたさまざまな意見を、一般質問で共有したいと思っております。

30日の説明会は、閑散としたものでした。後から市民に伺ってみると、決まったことについて、聞いてみても仕方がない。市民が何を言っても通らない、行く気はない、などがほとんどでした。

自治体政治は、本来、そこに住む全ての住民の暮らしのためにあるはずなのに、現実の政治は、一部の人のものになっていると、市民は感じているのです。

ことしの議員研修会に、私は参加してきました。地方議会には、与党、野党はない。会派というものはあるが、結社の自由に基づくものであり、注意をしていかななくてはいけないのは、地方議会には、与党、野党の概念は制度論として存在しないということでもあります。

その議会が首長を選んだわけではないのだから、このあたりが、一部の地方議員に、自治体職員にも正確に認識されていないようだ、再確認したことであります。

議会と行政との関係は、機関対立関係ということを確認しました。議決機関と執行機関は、議論すべき間柄ということです。住民と行政が一体で、行政は住民に対して責任を負う。議会は、住民と一体になるべきものである。

近ごろの行政は、国と同様に、お互いが機関調和関係に立つべきものと誤解しているのではありませんか。それではチェック機能は発揮できません。住民は蚊帳の外に置かれることになります。

地方自治法が施行されて約70年、議会のあり方について、国の仕組みと地方の仕組みが全く異なることを、地方の議会と行政が正確に認識しなければなりません。きちんと頭の中に整理しておく必要があると、議員研修を受ける機会がありました。

地方制度は二代表制、議会と行政は対等関係に立って、大いに議論すべき関係ということであり、議員は、全ての議決権は自分たちにあると考え、また政策を執行する行政は、市民に対し、権力を行使する傾向があるといわれているのは、それぞれ議決権、執行権の認識不足に陥っているということに、改めて議員研修の意義が理解に至り、感謝しております。

そのことは、30日の説明会で、女性が言われました。こんな大事なこと、10人の議員で決めてよいのかと疑問がわくのは当然のこと

でしょう。

この女性が言った言葉は、庁舎建設を10人の賛否で決めたということの意味しております。そこで聞こえてきたのは、議員は要らないね、とあたりからの声です。

宿毛の庁舎建てかえ問題は拙速過ぎる。異常と言われているゆえんでしょう。職員は、市長が一日も早くという、時間がないという、今までどれだけ時間があつたのか。日程の都合で、大事なことを決定するのはおかしいと思っている市民は少なくありません。

先日も、職員との話で、候補地は高台が一つだった、の話の中で、補佐級の段階では、幾つか出していたが、公園法などにかかるので、市有地ではここしかない、いつもの話であります。

さらに、あるなら出してください、と言われました。この職員は、有能であると考えておりますが、それは違う話だろうと思っております。

津波浸水想定区域内にある公共施設を移転したいが、自治体区域内に高台などの適切な移転先がなく、津波浸水想定区域内で建てかえざるを得ない状況であれば、このような場合でも、津波浸水想定区域移転事業の対象になるかという、地理的な制約がある中で、かさ上げなどの津波浸水対策を講じることにより、高台移転と同様の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さなどを踏まえて、津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に、事業の必要性が位置づけられていれば、対象となり得ます。

この場合のかさ上げなどの為のコストは、通常の建設費や用地費とは別に、津波浸水対策のための追加工事費の対象として、差支えないと、地方財政法にありますが、宿毛市がこれを使いますか、ということです。

だから、市が進めていることに問題があるの

ではないかと、私は聞いているのです。

有能な職員に、私は言いました。この庁舎を二、三回ぐるっと回るか、それとも階段を上がったりおりたり、二、三回したらわかりますと言いました。その有能な職員は、汗をかくだけだと言われました。これでは、違う発想は生まれられないでしょう。

市民は、議員に全て白紙委任をしているわけではありません。本来、市民が協力して行うべき仕事を限定的に託しただけであることを認識している方は、おかしいと思っています。議員に何もかも任せていると思っている市民の方は、再確認をしてください。政治は住民が幸せになるための手段です。人任せではいけないのです。しっかり考えることです。

住民に考える余裕を与えてない。庁舎建てかえ、こんな大事なことをです。

熊本地震は平成28年でした。広報も見ました。庁舎を建てかえる候補地を探しましょう、そんな文字はどこにもありません。本来なら、市民に公表していくべきだと考えます。

庁舎建設は、市長が庁舎建設を決められたのはいつですか、おききをしていきます。

さて、庁舎建てかえを決めた時期についてお聞きする前に、29年1月の総務委員会会議録がありますので、その中で、高市総務大臣の答弁があります。

質問者は、地元が福岡県であります。地方自治体庁舎の耐震化等の委員会の質問に、災害時に役所の機能を存続させ、被災者や、被災箇所へ機敏な対応を進めるためにも、こうしたところの自治体庁舎の耐震化を急いでいかなければならないと思いますが、庁舎100%の耐震化に向けての質問に、高市総務大臣の答弁は、自治体の庁舎というのは、発生直後から被害情報の収集、それから各種の応急対策を展開する拠点になる場所で、耐震化によって業務継続を可

能にしていくことは重要なことでもあります。

これまでも、国は市町村に対して、緊急防災事業を活用した耐震改修について、働きかけてきました。それでも多くの市町村長から伺うのは、やはり後回しになっちゃうと。住民の納税者の方々の理解が、庁舎については得られにくいので、後回しになってしまうという話もありました。

住民の皆様の理解も進むように、市町村別の耐震化状況もホームページで公表させていただいております。老朽化した庁舎の建てかえを検討しているため、耐震改修には踏み切れないという市町村もあるかと思っておりますので、このような市町村におかれましては、今般、創設されます市町村役場機能緊急保全事業を、ぜひとも御活用いただきたいと思います。とっております。

それぞれの市町村の実情に応じて、耐震改修をするか、建てかえをするか、代替庁舎の確保をするか、対応が違ってくるとは思いますが、最適な方策によって耐震化が進むように、働きかけを続けてまいります、との答弁でございます。

さらに、質問者は、市町村、いろいろ尋ねさせていただいたんですけども、正直、気の毒なぐらい古い庁舎のところもあります。頑張って、我慢して、そこで住民のために一生懸命働いておられるわけでありまして。

合併もありました、公債費比率が高いところもあります。さらには、自主財源が乏しいところもあります。建てかえをしたくても建てかえられない、財政上の悩みを抱えている自治体は、これはもう全国同じところがあると思います。役所の耐震、建てかえはしたいけれども、やはり財政力の低いところでは、建てかえにちゅうちょしてしまいます。

建てかえに踏み切ったならば、すなわちこれは借金をふやしてしまうことになってしまいます。これまで耐震化の建てかえをしたくても、

手が出せなかった大きな要因は、やはり財政に余裕がないということにあります。

これは大臣、それから総務省、その認識はございますでしょうか。財政力の低い自治体への対応は、今度、そういう制度はできましたけれども、これでもまだ手が届かないといったところの自治体に対しては、どういう対応を進めていかれるでしょうか、の質問に、高市大臣は、そもそも、こういう—— こういう国の方針のことを、ちょっと述べさせていただきたいと思いましたが、これで打ち切りまして、さて宿毛市であります。

宿毛市庁舎建設審議会を、平成30年6月11日に立ち上げ、7月21日、8月1日、8月23日の4回目に答申を行い、30日には住民説明会、この間に、6月21日から8つの会場へ、地域説明会を足早に駆け抜けました。

具体的に動き出したのは、6月の市民への公表からでした。

市長が建てかえを御自分の中で決められた時期について、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをいたします。

前段で、かなりいろいろ持論を述べられておりましたが、それについては、答弁のほうは控えさせていただきたいと思えます。

ただ、30日の説明会についてですが、市民の方から、決まったことを聞いても仕方がないというお話でございましたが、今回の説明会は、議員も御存じだと思いますが、庁舎建設場所を決めて、それについての説明会ではなくて、建設場所が決まっただけで、これからこの現庁舎のことであるとか、それから既存市街地のことであるとか、そして当然、新たに建設をしようとする新庁舎のことであるとか、そういったことを、しっかりと皆さん方と意見交換をしよう

ということ呼びかけをいたしておりますので、ぜひそこは御理解した上で、逆に、市民の皆様方にも、そういったお話を広げていただけたらありがたいと感じたところでございます。

庁舎移転を、私の中で決めた時期はいつかの御質問でございますが、これまでも何度か御説明してきましたように、私が公に庁舎建設のことを表明したのは、平成29年度の行政方針においてでございます。

しかし、それまでも老朽化が著しい本庁舎の建てかえにつきましては、折に触れて、庁内では検討してまいりました。そして、その思いを一段と強くしたのは、平成28年4月に発生した熊本地震のときでありました。

また、庁舎建設に当たって、いろいろな補助金、特に緊急防災・減災事業債のお話もありましたが、以前は庁舎建設に対する補助金というのではないという形の中で進んでおりました。また、そういった中で、熊本地震、そういったものを踏まえて、国のほうも考えていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） もし、早く決断することができたら、広報なんか載せてほしいという市民の声は多くあります。

熊本地震の後、そういう決断をされた首長は、すぐ庁舎建てかえの目的基金を積み始めたとか、話も聞いております。何も行動を起こしてもなく、思いつきの市長の話につき合わされたとか言いようがないと、市民の声がありますので、お伝えをしておきます。

3,000人の署名が提出されたとき、どのように感じたか伺います。

3,000人の小深浦の高台反対書面に臆することなく、多数の反対議員に支えられ、決定されました。市民の声に向き合うことなく、市

民合意は得られないのに、立ちどまることもない。日程の都合等で決められるのは、おかしいと思います。

議会報告会で、市民の一人は、街区の反対は、ほかにもあったが、私は高台賛成である。なりわいには、まちの真実がある問題を解決してないところに問題がある。市民とともに議会はあること、と言われました。

また、別の市民は、100%の合意はない。賛成が多かったから市は進めたのだろう。でないと、何もできない。場所は高台だ。賛成多数で議決したと言われる。市は、市民の声をあげていくためにアンケートをとったのではありませんか。3,000人の反対署名運動も、市民の声ではありませんか。市民の声が届く場になっていません。

全国市議会でも、請願書や陳情書の処理状況は、住民からの政策提言という位置づけとしているところも多くあります。市民には、発する言葉を否定しないということもしております。

11月30日の説明会で、女性の方が、10人の賛成議員で庁舎建設建てかえという重要な案件を決定してよいかとの、先ほどの声は、重く受けとめなければならないと思っております。署名運動などは、権力を持たない市民が、法や制度を選択しながら対応していくことですが、今ある制度の中でも、1人の議員の力はとても大きいものです。自治法で認められた制度をもってしても、ただの市民の意見は議会に阻まれて、政治に届かないことも多くあります。

憲法第15条に、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと定められています。議員が公平、公正にその権限を行使し、一部の人の利害ではなく、市民全体の判断をするということが求められています。

民主主義への根幹へとつながることです。

このことからしても、女性の言葉は重たく思っております。

3,000人の署名のことをどのように感じていたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、庁舎建設に向けて、早くから市民の方へというお話でございます。

平成29年度の行政方針の中でも述べていますし、そのときには、川田議員もこの場におられたと思います。そして、その後、平成30年4月ということで、唐突だというお話を、川田議員本人も何度もされていますが、1年前には、この場で、行政方針の中でも述べさせていただいて、広報にも載せさせていただいたところでございます。

ただ、そのことに、なかなか気がつかなかった市民の方も多いということでもございましたので、そのことについては、今後、しっかりとそういった、伝えるときには、どういった媒体を使ってお知らせをしたらいいのか、そういったことも研究をしまっているということで、お話をさせていただいているところでございます。

それから、陳情についてのお話もありましたが、これは議会のほうに、大変、3,000人の署名ということで、それは当然、真摯に私も受けとめているところでもございますが、この陳情については、議会に提出をされたものだというふうに理解しておりますので、その点について、何か川田議員のほうからありましたら、次の質問でまた、述べていただきたいというふうに思います。

そして、市の職員、全体の奉仕者というお話がありました。一部のためにするんじゃなくて、市民全体のためということでございまして、決して一部の人のためだけにやっている話で

はございませんので、それはぜひ御理解していただきたいというふうに思いますし、また、どこを捉えて一部と見るのか、全体と見るのかというのは、非常に難しいところではありますが、広く全体を見渡して、しっかりと仕事をしているものだというふうに、私は感じているところでございます。

繰り返しにはなりますが、3,000名の反対署名につきましては、市民の意見といたしまして、真摯に受けとめているというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私の申し上げていることは、市民の皆様から拾った声でありますので、十分、そのあたりは理解をしてくださいます。

市民の不満に丁寧に答える様子もなく、市民は置き去りであると感じております。どこに逃げたらよいのか、どこにどんな物をつくるか、市民も悩みながら、市も悩みながら、よい結論を出すべきではなかったかと思っています。

さて、次の質問へまいります。

小深浦高台候補地以外の高台候補地も提示すべきではなかったかということでもあります。

反対の方は、さまざま、その根拠となるものがあります。あの小深浦のあそこは、昔から聞いていて、地形的にも、また利便性もよくない。ほか、いろいろ聞いている。

また、市は市有地ということ、また県の所有地なら、取得に時間がかからないことを提示し、これらトップダウンの候補地提示ではなく、市民から出し合って、3つに絞って答申をするボトムアップなら、市民の納得が多く得られたのではないかと思います。

それができなかったのは、市民にとっても不幸な出来事でした。

小深浦の高台、ほかには出せなかったかとい

うことの説明をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民の皆様からの声ということでございます。非常に、市民の皆様からの声は大切でございます。しっかりと私のほうにも届けていただきたいとは思いますが、ここは議場の場でございますので、しっかりとそれは議員の言葉として伝えていただきたい、そのように感じたところでございます。

9月議会でも、川田議員から、同様の一般質問を受けまして、答弁をしているところでございますが、市役所新庁舎の建設候補地につきましては、3つの視点から候補地を選定いたしました。これについても、何度も繰り返しになっておりますが。

1点目は、市の中核機能を担う庁舎は、できる限り人口集積地にあることが望ましいという視点。2点目は、できるだけ市の財政負担をなくし、用地取得に係る時間を短縮するため、民有地の取得を避け、市有地を最優先で検討するという視点。3点目は、地震による津波浸水時の司令塔機能を果たすためには、庁舎は浸水地域から離れ過ぎず、浸水地域周辺に位置することが望ましい、という視点でございます。

以上3つの視点から候補地を絞り込みまして、3つの候補地を選定いたしましたところでございます。

加えて、どの住民意見交換会の場所でも、お話をさせていただいてきておりますが、3候補地以外を排除するべきものではなくて、広く市民の皆様からの御意見も伺いたいというお話をさせていただいて、実際、それぞれの会場からは、それ以外のところについても、この場所はどうなんだというお話をいただいたところでございます。

例を挙げますと、押ノ川のあたりであるとか、それから平田のあたりであるとか、場合によっては、運動公園じゃだめなのかとか、いろいろな意見をいただいたところございまして、そういった意見は、また持ち帰って、検討の材料にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 議会報告会でも出ましたけれども、宿毛小学校、給食センターが先ではないか、どうなっているか。市民の声であります。

庁舎建設は唐突、宿毛小学校に10年もかけた。中学校は耐震をしているので、補助金は出ない。突然の合築と聞く。給食センターはどうなっているか、計画が見えない。

宿毛の行政の基本が問われています。御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問があった宿毛小中学校につきまして、議員も御承知だと思っておりますが、平成33年4月の開校を目指し、既に計画を進めているところございまして、先の一般質問でもお答えをさせていただいたところでございます。

現在は、事業を実施する民間事業者を公募しているところでございます。

また、給食センターにつきましては、昨年度の改築検討委員会にて、市が保有している浸水エリア外の土地に、速やかに建設することを望むとの取りまとめがなされまして、今後、建設場所も含め、検討を行うこととしているところでございます。

庁舎よりもこの2つを先にとの御質問であります。南海トラフ地震が今後30年以内に、70から80%の確率で発生するといわれる中

で、南海トラフ地震発災後において、災害復興の司令塔となる庁舎建設を、早急に進めなければならない、そういった考えのもと、庁舎建設を決断いたしましたところでございます。

先ほども述べましたとおり、宿毛小中学校については、事業を進めておりますし、給食センターについても、先延ばしにするつもりはなく、既に検討に入っているというところでございます。どうか御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 新庁舎につきまして、串本町、近隣市町村への視察などから、参考となるものを、どのように考えているか、お伺いいたします。

議会報告会では、避難タワーをつくるようにとの御意見がありました。串本町も、高台は中心地ではないので、宅地造成をしています。今の場所に住民票などの窓口を残し、津波のことからタワーをつくるなど、市街地から移るので、離れた後の市民の生活の様子、にぎわいなどを心配しています。

山から庁舎へ入る高速道路が進んでいる。インターチェンジの近くなので、病院や土木事務所、海上保安署移転などのことをお話しさせていただきました。

17年に合併をして、時間をかけて基本設計をつくってきた串本町であります。近辺では、黒潮町は庁内には住民が集う場所がセットされております。ふだんはそこで交流をし、いざとなれば被害者の避難場所になるとのことです。

視察などから、市長は庁舎に対するイメージをどのように考えているか、お話いただければと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きたいと思います。

ぜひ、またこういったお話を、30日の意見交換会の場でしたかったというところでございまして、庁舎建設に関する視察について、参考として、得られたものについての質問に答えさせていただきたいというふうに思います。

和歌山県串本町につきましては、本州最南端のまちとして知られており、南海トラフ地震発災時には、二、三分後には津波が押し寄せるといった想定もされているところでもあります。

串本町は、宿毛市のように、浸水域に多くの公共施設を含む居住区域が存在をしております、以前から高台移転に力を入れている、そんなまちでございます。

そして、そういうまちであります。庁舎建設予定の敷地は、工事中ではありましたが、既に町民病院や消防署を初めとした公共施設が、高台移転を行っておりました。

また、発災時には、居住地と同様に、国道が被災をしまして、寸断される恐れがあるため、高速道路の延伸も積極的に進めている、そういった場所でもあります。

また、そういった面でも、宿毛市と共通する部分があり、今回、視察を行ったというところでございます。

串本町の視察で、特に感じたものは、高台移転ではなく、定期的なまちにある官公庁が集まりまして、今の事業の進捗状況の報告や、意見交換など、情報共有を積極的に行っている部分でございました。

また、高速道路の残土運搬等で利用するために、国費で整備した建設用道路を、町が拡幅をいたしまして、道路整備を行うことで、通常時だけではなく、災害時の避難道としても利用できるなどの、そういったアイデアも非常に参考となったところがございます。

高速道路のために利用した道を、町が使わせ

てもらったということでございます。

また、近隣市町村の視察につきましても、発注の進め方など、いろいろな話を聞くことができまして、今後の事業を進める上で、非常に参考となったとともに、職員同士のつながりができたことも、大きな成果であったというふうに考えているところがございます。

また、四万十町やいの町のように、既に新庁舎が完成し、業務を行っている庁舎につきましては、業務風景を見ることもできまして、今後の建設に大きく役立つものであると、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次の質問であります。

附帯事項についての取り組みについて、お聞きいたします。

8つの附帯事項をつけて答申が出されました。総合的な意見のまとめとして、庁舎はいかなる自然災害が発生しても、安全な災害拠点として、あるいは復旧、復興活動の司令塔として機能することが求められているなど、まとめとして載っております。

まちづくりの要素も欠かすことができないなど、重要な視点もあります。

8つの附帯事項を付して、当審議会の結論とありますが、委員会審議を踏まえたものとなるため、原則として、審議中に議論されなかった事項に関しては、決議されることはありません。

まとめとして、決定事項があるが、実は、反対意見にこそ、会議で得た結論を実行に移すためのかぎが潜んでおります。

リスクの目的は、あくまでリスクを事前に潰すことであり、その対応策までが一緒に記してこそ、意味があります。対応策がないまま、実行に移るというミスが減らせるはずであります。

間近になると、ネガティブな意見は出なくな

り、会議の進行を考えると、ありがたいことですが、出席者が皆、同じ方向を向いている状況は、ある意味で危険であります。早い段階で、ネガティブな意見にスポットを当て、リスクをつぶしておくべきと考えます。

附帯事項についての取り組みをお聞きたいします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これについても、何度かお話もさせていただいてきたところでございます。

まず、その前に、附帯事項につきましては、今から本市が建て位置を決めた後に取り組むことについて、こういう点に留意をしてやりなさいよということでございますので、その審議会の中で、それについて、結論を出してからじゃないといけないというものではないというふうに、私は理解をしているところでございます。

一つ目は、庁舎は地震津波対策といたしまして、L2対応とすることという点でございます。この点は、高台移転を行うことで、L2対応を行うこととしているところでございます。

2つ目は、庁舎建設予定地周辺の斜面災害対策や、造成地の安定性を万全なものとする点でございます。

こちらにつきましては、小深浦高台の造成予定地では、既に行っている地質調査を参考に、地盤改良工事や擁壁工事、そしてのり面保護を行い、安全性の確保には万全を期してまいりたい、そのように考えているところでございます。

3つ目は、現在地周辺の市民サービス機能の維持に努めることという点でございます。

新庁舎が小深浦高台に移転した場合には、現在地周辺の市民に対する行政サービスが維持できるよう、少なくとも市民直結の窓口を担保した、支所的な機能は残してまいりたいと考えて

いるところでございます。

4つ目は、自然災害発生時の庁舎へのアクセスを確保するための対策を検討することという点でございます。

小深浦高台に接続する県道宿毛城辺線は、豪雨時に錦地区で、道路冠水による通行どめが発生しやすく、西地区の皆様からも、冠水対策を強く求められているところでございます。

県道宿毛城辺線と与市明川を管理する高知県と、内水対策を担当する宿毛市では、これらの課題に対応すべく、検討を進めておりました、錦地区における県道宿毛城辺線と、与市明川の整備計画、そして内水対策のポンプ設置案を作成し、今年度より地元との協議に入っているところでございます。

また、津波を想定したアクセス道となると、道路を少々、かさ上げするくらいでは対応できませんので、近くルート選定される高規格道路への接続道路を要望するとともに、それまでの対策といたしまして、山側の遍路道の利用など、津波浸水後のアクセスルートの確保を検討しているところでございます。

これについても、御説明をしてきたとおりでございます。

5つ目は、都市計画マスタープラン及び地域防災計画を改定することという点でございます。

前半部分の都市計画マスタープランの改定は、6つ目の附帯事項であります、まちのにぎわい、まちづくりについて、十分に検討することという項目と共通する部分が多いので、合わせて述べさせていただきたいと思っております。

まちのグランドデザインである現在の都市計画マスタープランにつきましては、策定から既に18年が経過し、高規格道路の延伸や、人口減少、東日本大震災を踏まえた防災対策など、当時の状況から大きく変化している点がありますので、平成32年度末をめどに改定をいたし

まして、市役所庁舎移転に伴う市内エリアの再設定や、公共交通ネットワーク機能の充実、そして高規格道路の延伸を反映してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、後半部分の、地域防災計画の改定についてでございますが、現在の地域防災計画では、L2クラスの南海トラフ地震発災後は、災害対策本部を、宿毛市総合運動公園に移して、応急業務などに対応していく計画としておりますが、日ごろの業務を行っている庁舎と異なる場所での対応となることから、さまざまな点で困難な状況が想定されております。

しかし、発災後の復旧・復興の指揮所である庁舎が、L2対策を講じて整備されれば、通常業務を行っている庁舎で、発災後の応急業務に対応することができることから、現在、懸念されているさまざまな課題が解消されることとなります。

市の防災の基幹計画となる地域防災計画において、庁舎を防災拠点とした計画に変更することは、宿毛市が災害に強いまちづくりに取り組むために必要であると考えておりますので、市民の皆様を守っていくために、庁舎の整備状況をにらみつつ、新庁舎への移転までには、抜本的に改定していきたいと考えているところでございます。

7つ目は、コストについて、十分に検討することという点でございます。

財政的に、決して余裕があるとはいえない宿毛市にとりまして、コストの問題は大変大きな問題でございます。少しでも市の持ち出しが少なく済むよう、情報収集にも努めまして、有利な起債などを十分に活用してまいります。

8つ目は、地震津波対策に対しては、未知な事項が多く残されていることから、新しい知見が得られた時点で、速やかに対応することという点であります。

現代の科学をもってしても、地震、津波については、未知なる部分が多いことは、多くの地震学者の方も指摘されている事実であります。

そのような中、今後、科学の進歩によりまして、新たな知見が得られれば、できるだけ速やかに対応し、市民の皆様が安心、安全に暮らせるよう努めてまいることは、市長である私の使命であると考えておりますので、日ごろからさまざまな情報にアンテナを張りめぐらせながら、しっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

以上、8つの附帯事項に対する、市としての具体的な対応策となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 1 1 月 3 0 日の説明会でございますけれども、住民の方が、小深浦の避難所から、目的変更による補助金返還についてお聞きしておりました。

説明会では、市長は、議会に報告をしてあるとの答弁でございましたので、これは行政のほうから、市民に直接、丁寧に説明する責任があると思われまして、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現地でも説明したとは思いますが、9月議会で可決をしていただいておりますので、そのお話をさせてもらったところでございます。

補助金返還の手続につきましては、11月末に県の再検査を受けましたので、今後は、県から返還命令書が送られてきた後に入金すれば、返還が完了となるというふうな形になっております。

返還命令書が送られてくる時期は、今月末ごろというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 次に、2 本目の進入道路の検討について、お伺いいたします。

高台において、アクセス道路が一つとはいか
がなものと考える方は多くおられます。

串本町も、市街地から高台へ移ります線路を
挟んでいるので、陸橋を含めて、工事用道路な
ど3つあると聞いております。

附帯事項にもあることから、市長の御見解を
お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在の小深浦の造成計画についてございま
すが、こちらは既に用地取得をしている範囲で
の計画としておりまして、開発申請におけるア
クセス道路は、西部木材センター横からの1路
線を考えているところでございます。

先進地の和歌山県串本町では、高台造成地の
山手側に、高速道路が1路線、追加で計画され
たものというふうなお話もお伺いをいたしてい
るところでございまして、先ほどお伺いしたと
おりでございます。

宿毛市におきましても、造成地周辺では、県
道宿毛城辺線のかさ上げや、与市明川の河川改
修も計画されておりまして、四国横断自動車道
のルート案の一つが造成地の北側となっておりますので、今後、これらの事業の状況を見なが
ら、検討をしていきたいというふうに考えてい
るところでございます。

現在のところは、1本というところござい
ますが、将来にわたっては、そういった周辺の
事業を見ながら検討を進めてまいりたいとい
うことございまして、当初からお話をさせてい
ただいていますように、高規格道路との接続と
いうのは、必要なものになると、そのように思

っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 防災対策について、お
尋ねいたします。

宿毛市の浸水対策は、避けて通れない問題で
あります。与市明川の堤防の改修が進んでいま
す。錦にポンプをつけるとなっていますが、そ
れによる浸水地域がさらに深刻となつては困り
ますので、十分に地元の方のお話を聞きなが
ら、進めたいと思っております。

それでは、議会報告会で、橋上地区の方は、
還住藪の市道のことを心配されております。住
民が生活をしている、早くやるようにとの声に
答えていただきたいと思っております。

林道は災害を考慮して、森林組合長の御努力
でつけてもらったと聞いております。住民は、
林道は危ないので、通らないと言われて
いると聞きます。私も通ってみますと、やはり
市道が安全であります。優先的に復旧が進まれ
ることを望みます。

進捗状況をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成30年7月の豪雨で被災した奥奈路地区
から還住藪地区に至る、市道京法線の深瀬橋は、
橋脚が基礎部分の洗掘によりまして、約40セ
ンチ沈下し、橋げたを受けているコンクリート
部分のひび割れ、そして剥離が発生をしてお
ります。

また、橋脚の沈下に追従し、上部工も傾斜し
たことによりまして、主桁部分に大きなひび割
れが発生しているというような状況になってお
ります。

深瀬橋の被災部分を補修して再利用をするこ
とは、非常に困難な状況でありまして、現在は、

応急復旧によりまして、河川内に仮設道路を設置し、現道交通を確保している状況でありまして、地域や道路利用者の皆様には、大変、御不便をおかけしているところでございます。

なお、議員のほうからも、少しお話がありましたように、宿毛市森林組合の御尽力によりまして、作業道を早期整備していただくとともに、四万十森林管理署の御協力により、地域の皆様の迂回路としても利用できる林道が整備をされたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、12月末までに、国の災害査定を受けているところでございまして、末までにこの災害査定を受けまして、平成31年3月末を目標に、仮橋を設置する予定でございます。

また、深瀬橋の本復旧は、平成31年から32年度の2カ年を要する見込みでございます。引き続き、地域や道路利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、一日でも早い復旧を目指しますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

林道につきましては、私も自分で通ってみましたし、雨が降ったり、夜というのは、なかなか難れている方じゃないと、危険なのかなというふうな感じで思っておりますし、それから川の中の、仮橋じゃなくて、川の中を通行ができるように、今しているところですが、こちらも雨が多く降ると、今までも流されて、またつくっての繰り返しになっているところでございます。

そういったところではございますが、還住藪の皆様方とは、しっかりと意見交換もしながら、非常に理解をしていただいて、協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次に、防災無線につい

て、市民から多くの指摘がありました。聞こえづらいとの声であります。

前議会でも、豪雨災害の後でしたので、この質問は複数出されておりました。答弁として、携帯のアプリを使ってということをお勧められた市長でございます。その後、アンケートをとると聞きました。身の安全を守るために、防災対策は、絶対大丈夫というものはございません。被害をできるだけ少なくするために、重要な情報を与える、その機能が必要であるわけですから、市はその責任が果たせてないなら、適宜、対策をとるべきではと考えます。

私の伺った4カ所の地域全てから、防災行政無線が聞こえにくい、有線放送がまだ聞きやすい、御提案もございました、ポケットベルは2万円ぐらいである、受信料は無料と話されました。

宿毛市がこの事業を始めるとき、埼玉県の東秩父村では、26年には1カ所だけでした。東秩父村は、37平方キロメートルの小さな山間部に当たりますが、やはり聞こえないとのことだったので、2,800人の人口のうち、1,000世帯に個別受信機8,000万円を予算に組み込んで、さまざま補助金を使って対応したと聞いております。

聞こえづらさは解消されております。

放送がやかましい、苦情はありますが、12時の音楽と夕方のみ、鳴らしているとのことでした。

重要な情報を与える目的が果たせてない、防災行政無線の対応をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川田議員、最後に防災行政無線が果たせてないというお話ありました。

確かに、全ての方々に対しまして、なかなか

通知ができないような状況ではございますが、しっかりとその機能を果たしているものだというふうに認識をしているところでございます。

平成27年度に整備をいたしました宿毛市防災情報伝達システムにつきましては、従来のアナログ式防災行政無線の整備目的であった津波被害対策として、沿岸部を中心に屋外子局を整備するとともに、沿岸部以外の地域におきましても、消防団員の招集のため、従来、消防無線の放送設備があった消防屯所等にも、整備をしたものでございます。そういった状況で整備をしたものでございます。

このような趣旨のもとに整備を行ってまいりましたが、昨今の気密性や遮音性の高い住宅が増加している中、7月豪雨のような状況では、屋内へ音声による情報伝達を行うことは、限界があるのではないかと、そのように感じているところでございます。

そういった状況も想定する中で、平成27年度の整備事業においては、屋外子局の整備と合わせて、宿毛市防災アプリを開発することで、ほとんどの方がお持ちのスマートフォンや携帯電話へ、文字情報で伝達する仕組みを構築いたしました。

なお、東秩父村では、全戸にタブレット端末を配付いたしまして、文字情報で伝達する仕組みを構築しておりますが、当市におきましては、世帯数の違い等から、高額な整備費用が想定される上、各戸に備えつけるタブレット端末よりは、日ごろから携帯するスマートフォン等を活用するほうが、有効な伝達手段であると考えまして、現在のシステムを選定しているところでございます。

スマートフォン、特に携帯とかというのは、皆さん、かなり携帯率、名前のおりなんですけれども、どこかから連絡が来るかわからないので、持っている、また近くに置いているとい

うことだと思えます。

私なんかは、寝るときには、ベッドの枕元にも置いて、寝るという状況でございまして、かなり、連絡がすぐとれるような形として持っているのが、スマートフォン、携帯電話だというふうに認識をしているところでございます。

それに反して、タブレット端末のほうは、携帯というよりは、多分、どこかに置いているというような状況でございまして、その空間にいる場合には、聞こえるけれども、これについても、違う場所にいたら、なかなか聞こえないとか、そういうのがあるのではないかとというふうに考えているところでございますし、また、有線のお話も、議員のほうからありましたが、有線もスピーカー自体は固定になります。家のリビングに置くのか、台所に置くのか、玄関に置くのか、かなり大きな音量にしておかないと、家中全てに聞こえるという状況ではございせんし、また、家の外にいれば、これまた聞こえないと。逆に、庭にいたら聞こえないと、そういうことになりますので、一番情報が入りやすいというのは、スマートフォン、携帯だということで、宿毛市のほうは整備をしたということでございます。

今後は、先原田議員の御質問でもありましたが、この宿毛市防災アプリの普及が、大変重要になってくるというふうに思っているところでございます。

さまざまな対策を講じることで、登録者数の増加に努めてまいりたい、そのように考えておりまして、またあわせて、放送が聞こえない地域の調査等も実施し、どのような伝達手段が有効なのか、検討してまいりたいというふうに思いますし、なかなか新しくスピーカーをつけるとか、新しくそういったものを建てるとかというのは、厳しい状況ではございますが、そういったこともしないという話ではなくて、状況

を聞きながら、整備のほうも進めながらということ、両方を使ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次に、花の文化とまちづくりについて、お聞きいたします。

市街地に花をメインに公園をつくることを望まれる市民の方は、とても多くいます。

また、実際に、家のそばに幅2.5メートルほどの、そして奥行20メートルに、バラの花を咲かせて、愛好家が宿毛市外から見に来てくれると聞いております。

ことしも三百四、五十人ほどが見に来てくれた。人が人を呼び、少しずつふえてきた、ということでした。「食事は宿毛で」としっかり伝えることもなさっているようです。

花で人を呼ぶまちづくり、花も顔となるにぎわいの花の文化が、宿毛にもっとあるとよいなど、安全で安心で、快適な魅力あふれる市街地の整備に取り組むこと、にぎわいのある、花の文化を、宿毛を目指したら、もっと明るいまちになるのではないかと。

市街地の核に花の公園を、そしてそこには、大きなスペースがあり、子供や家族連れ、人が集まり、周りには噴水などあればもっとよいかも。雰囲気づくりは、市民とともに、安心感を持たせることが大事です。

市民の意見を引き立たせて、理解と協力をお願いすることも重要ではないかと考えます。

衰退した商店街から、地権者の意向による土地の集約等により、小広場を整備して、周りに店舗が並ぶ。これまでのまちのにぎわいを形成してきた住民は、定住人口の減少、少子化及び商店機能の衰退が著しく、中心としての機能を失いつつあることを嘆く市民は少なくありません。

武道館も解体されていく予定とお聞きしています。このため、市街地活性化計画において、地区周辺商業集積を生かし、まちの中心となる商業空間として整備し、にぎわいパークと位置づけ、商業集積の充実や、住民ニーズに多様な機能の集積を行い、中心市街地の活性化を望んでいます。

土地の合理化、かつ健全な土地利用と、防災上の向上を考えていかなければと思います。

さまざまなモデル支援事業、補助金なども利用しながら、花の文化でまちづくりを御提案申し上げます。

御見解をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

花を生かした取り組みといたしましては、6月議会におきまして、宿毛でお花おもてなし事業の予算を、30万円計上させていただきました。

私も、市内至るところに花を植えて、そうすることによって、いろいろ環境問題にも興味を持っていただけたと思いますし、また、何よりもきれいなまちという印象づけられるものではないかというふうに考えておりますので、ぜひ広げていきたいというふうに思っております。

先ほど、バラの話もありましたが、340人から50人の方が来られたといううちの1人は私でございます、私も行かさせていただいたところでございます。

先ほどの、宿毛でお花おもてなし事業でございますが、当事業は、宿毛市を訪れる方を、よりきれいな道路でおもてなしをしたいという考えから、予算化をしたものでございまして、内容としましては、実施団体へ草花の種苗や、肥料を提供いたしまして、育てていただくことで、宿毛へ来られる方の通行が多く見込まれる場所の環境美化はもとより、明るく、きれいなまち

づくりや、自発的な、先ほども申しましたが、環境美化活動の推進につなげることによりまして、環境問題なんか、そういったことを考えていただける、そういった事業ではないかというふうに考えているところでございます。

先ほど、川田議員から、にぎわいパークというお話もありました。花の公園をつくり、地域の活性化につなげていければと、御提案がございました。

このことにつきましては、そういった取り組み、非常にいいかなというふうには思いますが、ただ、公園の整備をただけでは、効果がなかなか出るものではなくて、議員のほうからも市民の理解と協力という言葉もありましたが、住民と一体となった取り組みでなければ、今後、続いていかないと、そのように考えているところでもございます。

まず、そういった理解、協力を得るためにも、まずは宿毛でお花おもてなし事業を進めてまいりたいというふうに考えておまして、これからも啓発をさせていただきたいというふうに思います。

数人が集まっていたいただければ、できるような事業でございますので、ぜひまたお問い合わせもいただく中で、広めていきたい、また啓発もしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 続きまして、奥谷画伯の絵画の活用についてであります。議会報告会でも、奥谷美術館をという声がありました。文化勲章受章という、名誉ある奥谷画伯の出身地としても、もっともな答えとして、共感するものでありますが、では、すぐ美術館とならないのが悔しい思いであります。

画伯の絵は、寄贈が18点、購入6点、個人

の方から1点、合計25点を市が持っているとのことですが、しっかり市民に鑑賞してもらわなくてはいけないものであります。

高齢化が進み、美術館で余暇の時間を過ごす高齢の方も、ますますふえています。市民が静かに鑑賞できる環境が望ましいが、そうもいかないうちで、奥谷画伯の絵画を、市ではどのように管理しながら、市民の目に25点を鑑賞していただくとしているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

奥谷 博先生の絵画を活用して、市民の皆さん方に見ていただいたらどうかという御質問でございます。

まさに、そうしたいというふうに、私自身も考えているところでございまして、なかなか美術館をすぐというお話にはなりません、そういったことも、ある意味、目標として取り組みをしていきたいなというふうに感じているところでもございます。

奥谷先生は、宿毛市の名誉市民でもありまして、昨年、文化勲章を受章されたことでも有名でございます。宿毛市民にとりましては、大きな誇りでもあります。

今年の5月には、受章を記念いたしまして、奥谷先生をお迎えし、宿毛文教センターで、奥谷 博文化勲章受章記念展を開催したところで、1,700名を超える来場をいただいたところでもございます。

現在は、宿毛文教センター1階にあります展示ケースの中に、市が収蔵しております奥谷先生の作品の中から、3点を展示しておりますが、足をとめて、熱心に鑑賞される方もおられます。

この展示ケースは、現在、開催中の幕末維新博に関連しまして、平成28年度末に整備したものでございまして、今後は、さまざまな展示

がされていくものと思いますが、議員御指摘の、まちづくりに資するため、また文教のまち 宿毛のPRのためにも、教育委員会と連携をし、奥谷先生の絵画の保全にも十分配慮しながら、引き続き、適宜、展示をするよう、努めてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

さらに、中央公民館のホームページに、現在、展示している作品をお知らせするコーナーを設けてもらうなど、広く周知も図ってまいりたいというふうに思っておりますので、また文教センターのほうに、この奥谷先生の絵を見に、皆さん行っていただきたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 林邸のこれからの展望について、お聞きいたします。

明治150年を記念する政府の式典で、安倍総理は、急速に近代化をなし遂げた日本と、明治時代の豊かな人材によって土台が築かれたと述べられております。

明治50年の寺内正毅、明治100年が佐藤栄作で、ともに山口出身。

150年を自分が首相として迎えることに、とても意欲を燃やしておりました。

翌年に内閣官房に、明治150年関連施策推進室を設置しております。100年祭のときに、国主導で歴史解釈し、国民に押しつけることは問題と、批判があったと聞いております。時代の節目は明治と、現在の考える機会となりますが、歴史認識は隣国にも大きな温度差がある。また、その評価などは、人によっても、時代によっても異なることから、歴史を学ぶ意味があるかと思われま。

さて、幕末維新博も終盤へと入ります。

宿毛の林邸では、県の芸術祭事業として、お

宝アーカイブなどで観光ガイドの皆さんが、写真展やまち歩きガイドを行い、宿毛を盛り上げてきました。

地元の方も知らなかった、より深く学べたと、感謝をされたと聞いております。

そこで、残念なのは、林邸のカフェが今、姿を消していることでもあります。喫茶店は、雰囲気と味と言われます。

全国でも貴重な、自由民権運動の拠点になった施設の林邸の雰囲気が感じられたのか、気になるところであります。

次の業者は、相当頑張らないといけませんね。お荷物を抱えてしまったとならないように、林邸の明るい展望など、どのように描いているのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

林邸につきましては、本市の新たな歴史観光施設といたしまして、また市民の交流拠点施設といたしまして、本年4月にオープンし、さまざまなイベントなども実施される中、市内外から、多くの方に御来場いただいているところでございます。

活用事例といたしましては、一部、議員のほうからも御紹介ございましたが、地元団体による子供食堂の開催や、市内小学生の参加による宿毛共同かるた大会、そして宿毛のお宝アーカイブプロジェクトといたしまして、宿毛観光市民ガイドの会員によるまち歩きや、ミニ演奏会、そして写真展などが実施されているところでございます。

また、ヨガや将棋クラブなどでの御利用もいただいているところでもございます。

イベント会場などの利用につきましては、自転車アパレルメーカーのラファジャパンによるサイクリングイベント、クルーズ客船ぱしふいっくびいなすの入港に合わせた歓迎イベントや、

竹灯籠ライトアップイベントの実施、宿毛サイクルフェスティバル2018におきましては、エイドステーションとして活用をしております。

宿毛まつりでは、開催初日のメイン会場として使用される予定でしたが、こちらのほうは、悪天候のため、使用することができず、とても残念でございました。

今月15日からは、宿毛商工会議所青年部によるイルミネーションでのライトアップが実施されますので、多くの皆様にごらんいただきたいというふうに考えております。

今後におきましても、林邸はまちの駅といたしまして、既存市街地における歴史観光、及び市民の交流拠点施設として、宿毛歴史館や、中央公民館と連携しながら、市民の皆様や、観光客に広く御利用していただく拠点施設として、活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、カフェにつきましても、現在、次の入っていただける方について、選考、選定の手続に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほど、市長も言われましたように、林邸は、これからは相当盛り上げていく、文化活動的なことをして、カフェで食事をしてもらってつなげていくことが重要と考えます。

10月16日から12月8日まで、宿毛観光市民ガイドの会主催で、宿毛のお宝を残していこう、語り継いでいこうとの趣旨で、宿毛のお宝アーカイブスプロジェクトが開かれました。

宿毛まちのえき 林邸では、テーマ「松田川とわたし」、11月24日には、「宿毛の祭り」と五社めぐり」、片島公民館では、12月8日に、「ハイカラな街、片島」として、県の芸術祭助成事業がありました。

内容は、写真展、ミニ演奏会、ほか盛りだくさんの内容であります。これは、元観光協会の石原さんが、県の予算を使って行ったイベント事業でありました。30万と聞いていますが、30万でこれだけのイベントができて、にぎわうことができることを参考に、宿毛観光市民ガイドに活躍してもらって、林邸を盛り上げてもらうためにも、県ではなく、今度は市が予算をしっかりとつけて、宿毛全域を生かす文化交流会を提案いたします。

それでは、宿毛全域を生かす事業も必要となります。明治維新150年となる2018年を好機とし、昨年春から、「志国高知 幕末維新博」をスタートさせましたが、後半に向かいました。地域の歴史を検証し、光を当てていく取り組みを根づかせていくためにも、市民も無関心になっていた文化や、自然の価値を再認識し、歴史観光を力強くしていくことが重要と考えます。

これら歴史的調査研究を、どう深め、新たな発信を持続していくためには、人材、また財政はと課題を抱えますが、県内の歴史施設の連携で、来場者をふやすなど、維新博後に、県が持っている自然体験型観光につなげていくことを提案したいと思っています。

クルーズ船なども、全国の地方を目指す傾向も出ているとの調査があることから、地方の競争も出てくるので、連携は重要と考えます。市長の御所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

他市町村との連携については、現在も取り組んでおりまして、林邸を含む維新博の関連といたしまして、宿毛市、四万十市、土佐清水市、大月町が連携して、各地域会場などへの誘客促進のための周遊バスを運行しています。

なお、この事業につきましては、平成31年度も、継続して実施する予定となっており、引き続き、他市町村と連携した、歴史観光の振興に取り組んでまいります。

また、県の自然体験型観光キャンペーンが、来年2月よりスタートすることから、本市を含めた幡多地域全体で、自然体験型観光メニューの磨き上げを、こういったものが行われていくこととなります。

そういった流れの中で、近隣市町村と連携できる取り組みについては、幡多地域全体の誘客を図りながら、本市の観光振興の推進に取り組んでまいりたいということでございまして、引き続き、取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次に、橋上地域の活性化についてをお聞かせください。

橋上は、保育園児も少ないので、延長保育などしたらどうだろうという男性の意見もございました。また、検討されてみてください。

.....
.....
.....
.....（発言一部取り消し）.....
.....
.....
.....

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩をいたします。

午後 3時29分 休憩

----- . . . -----

午後 3時50分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらか

じめこれを延長いたします。

この際、議事の運営上の都合により、暫時休憩いたしたいと思います。

午後 3時51分 休憩

----- . . . -----

午後 4時18分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、発言取り消しの申し出がありますので、この際、これを許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適當なところがありましたので、「橋上では、地域活性化のために」から、「お聞かせください」までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 橋上地域の活性化であります。橋上の問題は、宿毛全域のまちづくりの問題であります。

橋上で何かして成功したとなれば、宿毛全体の活性化になります。橋上地区の住民は、活性化について、さまざまな不便を感じています。橋上地域の活性化について、どのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

御質問のありました橋上地域につきましては、

地域資源を活用した活動や、イベントの開催に意欲的に取り組んでおられる、そういった地域もありますが、市内のほかの地域同様、高齢化や人口減少に伴う生活機能や、地域力の低下というような不安を抱えられておられる地域があることは、認識をしているところでございます。

このような不安の解消や、地域の集落機能の維持、及び地域活性化のため、本市におきましては、コミュニティバスの運行や、介護予防、健康づくり事業の実施等、さまざまな側面からの支援を行っており、買い物支援の一環としたしまして、民間事業者による生活用品等の移動販売等も行われております。

今後におきましても、皆さんが住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、橋上のみならず、市内の各地域の課題やニーズについて、皆さんと一緒に考え、社会福祉協議会等の諸団体とも連携を図りながら、地域と行政共同で、地域の活性化に向けて、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 最後の質問でございます。

サニーサイドパークについてでございますが、議会報告会でもここを充実して、と複数の会場から出ております。

市長は、前回の質問で、清水市から大月町、宿毛市の流れをつくることを考えておられるとお聞きしております。清水市にも大きな水族館ができて、大月町、宿毛市の流れを早くつくることが重要と考えます。

もっと力強く進めていくことについて、御見解をお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

清水市というお話ですが、土佐清水市のことだというふうに思います。

サニーサイドパークにつきましては、国道321号に面し、今の時期でありますと、だるま夕日が望めるなど、絶好の立地条件のもと、市民の憩いの場としての役割や、本市の観光拠点施設としての重要な機能を担っていると考えております。

一方で、建設から27年が経過し、施設全体の老朽化等への対応が必要となっている状況でもございます。

本年の第1回定例会の行政方針の中で、サニーサイドパークの改修を検討することを表明させていただいているところでございますが、先月、関係者の方にお声がけをさせていただき、施設改修についての意見交換会を開催したところでございます。

また宿毛青年会議所では、市民アンケートを実施していただいております、そのアンケート結果に基づく提言書も頂戴いたしました。

意見交換会では、青年会議所の提言もいただく中で、出席者の皆様から、たくさんの、貴重な御意見をいただきました。

その中で、老朽化した遊具の撤去や、木の伐採など、安心して子供が遊べる公園としての整備を望む意見もあったところでございます。

今後も、サニーサイドパークをよりよい施設とするために、引き続き、意見交換会を重ねまして、皆様からの御意見をお伺いしながら、早期の事業化に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございまして、土佐清水市から大月町、そして宿毛市という形の中で、流れをしっかりと構築していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 以上で、私の一般質問

を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時24分 延会

平成30年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（平成30年12月12日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第15号まで

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第15号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良 和美 君
議事係 長	宮本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富 宏 君
副 市 長	岩本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	河原 敏 郎 君

危機管理課長	岩	本	敬	二	君
市民課長	山	岡	敏	樹	君
税務課長	児	島	厚	臣	君
会計管理者兼 会計課長	佐	藤	恵	介	君
健康推進課長	和	田	克	哉	君
長寿政策課長	桑	原		一	君
環境課長	岡	本		武	君
人権推進課長	沢	田	美	保	君
産業振興課長	谷	本	和	哉	君
商工観光課長	上	村	秀	生	君
土木課長	中	町	真	二	君
都市建設課長	小	島	裕	史	君
福祉事務所長	河	原	志加子		君
水道課長	川	島	義	之	君
教育長	出	口	君	男	君
教育次長兼 学校教育課長	中	山	佳	久	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠	目	健	一	君
学校給食 センター所長	山	戸	達	朗	君
農業委員会 事務局長	岩	田	明	仁	君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

発言を許します。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） おはようございます。

12番、一般質問を行います。

私が今回、質問をいたしますのは、大きく分けて、4項目にわたって質問をさせていただきます。

通告に従って、まず1問目から質問をさせていただきます。

空き家対策、特に危険空き家の管理責任への対応についてということで、通告をさせていただきました。

この件につきましては、9月議会終了後、ある市民の方から、私のところに相談がありました。

内容的に言うと、相談者の親族が、ある空き家について相続放棄をした。その親族が相続放棄をしたことによって、相談者に相続権が発生をして、相談者も相続権を放棄をしたという案件であります。

この空き家について、老朽化が進み、危険空き家、シロアリが入ったりとかして、危険な空き家になっているということで、ある日突然、宿毛市の環境課から、文書によって空き家等にかかわる適正な管理についての依頼ということで、文書が送付されたということで、環境課のほうにも出向いて、どういうことなのかと説明を受けたそうです。

そうすると、相続権は放棄をしても、次の相続人というか、法定相続人が決まるまでは、管理責任が残りますよと。その空き家の物件の破損等によって、けがなり損害が出た場合に、損

害賠償の責任がありますよというふうな説明を受けたということで、そういうことがあるのだろうかという相談を受けました。

このことについて、市長、通告をしていますので、御説明を願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

寺田議員のほうから、個別案件に対する、事例に対しての市長のコメントということでございましたが、宿毛市といたしまして、相続放棄された危険空き家の対応について、お話をまずさせてもらいたいと思います。

まず、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条では、空家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。民法第939条では、相続の放棄をしたものは、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。

同じく、民法第940条第1項では、相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるものと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない、とされており。

現在、判例がない中で、法律見解をもとに、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条における所有者または管理者と考えられる方々に対して、情報提供や依頼、助言などを行っている、宿毛市はそういう状況でございます。

要するに、実際、判例がない、そういった中で、例えば国土交通省といったようなものを参考にして、法律見解のもとに依頼、助言を行っているという状況でございます。

また、担当課では、これまで取扱件数の関係などから、文書送付により、情報提供や依頼を

行っておりましたが、現在、訪問などにより、直接説明や、依頼を行う機会をふやすよう努めているところでございます。

これまでは、文書等でいきなり送ったりしてたんですが、それではなかなか、相手の方もびっくりしたりとか、内容が理解できなかつたりということがございますので、それまでに、しっかりと、直接お話をさせていただき、そういう対応をとらせていただいているところです。

しかしながら、議員が御心配されておられるように、社会構造の変化などに伴いまして、今後も相続放棄された危険空き家がふえることも想定される中で、さまざまな状況の空き家事例が発生することも考えられまして、判例や国の動向に注視しながら、この案件だけじゃなくて、全ての案件に対して、慎重に判断してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

私が、個別案件と市長のほうは言いましたが、この案件をとらえて、私のところに相談に来た方は1件だけですので、その方をとらえて、話をさせていただきましたが、市長言われるように、これから先、相続を放棄された空き家、また市内に何件あるか、私のほうでは確認していませんが、市としては、空き家については、環境課を中心に調査をかけていることと思います。

その中で、これから先は相続放棄をされる空き家、また持ち主が確定できない空き家がふえてくるのではないかというふうに感じましたので、市として、しっかりとした考えを持ってなければ、周りの人にも迷惑がかかることあるでしょうし、そういうことをとらえて、今回、質問とさせていただきます。

そこで、再質問として、この方の言われるに

は、市としては、第一の相続権者というのが放棄をして、初めて相続権が発生をするわけですよ。その相続権が発生した時点で、相続放棄をしたにもかかわらず、最後に相続放棄した方に、管理責任だけが残るといふふうに言われたと。これはおかしいのではないですかというのが、相談者の話なんですよ。

相談者には、実際の相続権者が相続を放棄しない限りは、相続権は発生しないんですよ。その時点で、相続放棄しても、最後になるということは、いかに判例がないとはいえ、私の考えの中では理解ができませんので、この部分について、もし説明ができればお願いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員、理解できないということでございます。

法律見解をもとに、私たちもお話をさせていただいているところでございまして、また、顧問弁護士のほうもおられますので、当然、そちらのほうにも相談をかける中での対応となっております。

私自身の見解としては、それ以上のことを述べることはできないんですが、担当課のほうから、少し詳しく、その見解について、お話をさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岡本 武君） 環境課長、寺田議員の御質問にお答えします。

市長も申し上げましたけれども、最後に相続放棄した方に管理責任が残るのはどうかなという御意見だったと思いますけれども、我々も、その判例が現在ない中で、空き家の事例を考えながら、顧問弁護士等にも相談をしたり、関係機関、裁判所であったり法務局、こういったところの御意見もいただきながら、取り組みを進めております。

できるだけその御意見をいただいた、申出人等の気持ちも考えまして、また御近所であったり、近隣の危険を与えている方々の気持ちも考えて、できるだけ地域のためになるような取り組みを進めていきたいというふうに思います。

しっかりした答弁じゃないかもしれませんが、そういった考えで、取り組みを進めさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長も、担当課長も、丁寧な対応をしていきたいということですので、そういう対応でやっていただきたいとしますし、できるだけ早く、どこかで判例が出れば、市としても、その判例に従って判断ができるのではないかとこのように思います。

ただ1点、できるのかどうなのかわかりませんが、もし危険家屋があると。隣の家なり、人、物に対して、被害を及ぼす可能性があるところに、行政として応急措置といいますか、例えば飛散しそうな物があれば、飛散しないように、応急の手当をするということは、可能なのか不可能なのか、そこらあたりがわかれば、お返事をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市として、管理ができるか、応急的なということでございます。

まずは、それぞれの相続放棄というお話もありますが、全てを相続放棄されたり、また管理責任をとらないような方向に、全ての方がなれば、大変なことになります。

そういった形の中で、状況を判断しながら、宿毛市としても対応をしていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長の答弁の中には、応急措置ができるかどうかについては、返事がありませんでしたので、できないという判断でいいんですかね。その部分がもしあれば、お願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これは、法律的な見解もありますので、国土交通省のほうからの判例はないわけですが、空家等対策の推進に関する特別措置法に関する御質問についてとか、そういったものがありまして、そういったところを参考にして、自分たちがやらさせていただいている中で、最終的には、顧問弁護士のほうに相談をして、現在、動いているところでございます。

そういった形の中で、現在、宿毛市としては、そういった建物自体を、宿毛市として管理をしていくという考え方は、今のところございません。

ただ、これからもこういったことも起こるでしょうから、しっかりと、その時々に対応していきたいというか、しっかりと寄り添った形で対応ができないものか、考えていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） しっかりとした対応をしていきたいということですので、していただきたいと思いますが、相続権のある方が、全て放棄した場合に、最終的には国庫に帰属するように聞いておりますが、それ以前に、相続財産管理人が選任され、その中で、国庫に帰属する手続をとるような形になるのではないかとこのように思いますが、まず、そういうところで裁判を起こしていかなければいけないという

ことで、それを誰が起こすのかということになるんだろうと思いますが、なかなか相続放棄した方が裁判を起こすということにはならないと思いますので、その部分の対応について、これから市としても見守っていただきたいと思いますし、この部分について、もし市として見解があれば、お返事をお願いしたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今の件に関して、見解というのもなかなか厳しい話ではございますが、財産管理人制度のお話が出ていましたので、この点について、答弁させていただきたいと思えます。

相続放棄された危険空き家の対応に、財産管理人制度を検討ということだと思いますので、このことについては、相続財産管理人制度は、相続人の存在、不存在が明らかではないとき。要するに、相続人がいるかいないかわからないということですね。明らかでないとき、利害関係人などが、家庭裁判所に申し立てを行いまし、相続財産管理人を選任いただく制度であります。

相続財産管理人は、お亡くなりになられた方（被相続人）の債権者等に対しまして、被相続人の債務を支払うなどして精算を行うことができる。要するに、亡くなった人のかわりに精算を行うということでございます。

財産管理人制度の導入については、この件に関しては判例がないわけではございますが、判例が国、近隣自治体の取り組みや利害関係はもとより、当該空き家事例の状況などから、慎重に判断をしないといけないというふうに思っているところでございます。

まず、相続財産管理人というのは、先ほどもお話をさせていただきましたが、財産を管理して、そしてそれぞれの被相続人の債務を支払っ

ていくという制度でございまして、現在、この案件に関して、宿毛市が相続財産管理人になろうという動きはしてないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 長々と聞きましたが、これから宿毛市内至るところで、現在もこういう空き家、相当数あると思いますが、ふえていくというふうに思います。

また、その空き家の中には、シロアリ等が入ったり、老朽化が進み、危険な家屋、またすぐ隣の家に迷惑をかけるような可能性のある家屋がふえてくると思えますので、市としても、しっかりと、これからの方向性を考えていっていただきたいというふうに思います。

この件については、これ以上はお聞きをいたしません。

次に、防災行政無線についてということで、通告をさせていただきました。

今回は、地域BWAへの対応ということで、BWAというのは、広帯域移動無線アクセスシステムということで、ブロードバンドワイヤレスアクセスという英語の略だそうです。これは無線を用いた高速データ通信の標準規格のことであって、室内で利用する無線LANとは異なり、無線基地局から出される電波により、データ通信を行うものであります。

代表的なのは、2.5ギガヘルツ帯を利用したワイマックスというのがあるようでございますが、なぜ今回、この質問を通告させていただいたかという、今回、この一般質問の場で、例えばアプリのダウンロードの数をふやすためにという質問をした議員もおりますし、聞こえないところの解消についての質問をした議員もございました。

私も、9月議会で、この問題について提案型の質問をさせていただきましたが、今回はその

一つとして、この地域BWAというのは、行政が単独で事業を行うものではないようです。その地域の中にある放送業者が、免許を取得して行う事業のようですが、そこに行政の公益的な福祉の増進であるとか、サービスの計画がないといけないような事業のようですが、多面的な利用ができるというふうに、資料を見ながら思いましたので、今回、提案をさせていただきました。

その多面的な利用の中に、防災情報の伝達にも利用ができるというふうにありますので、宿毛市として、現在、宿毛市の中にある、宿毛市が筆頭株主である放送業者もありますので、それとともにBWAについて、検討、取り組みをしてみてもどうかということ、質問をさせていただきました。

市長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、総務省が促進している地域広帯域移動無線アクセス、いわゆる、先ほど議員おっしゃった地域BWAでございます。こちらを活用し、市内に整備している屋外子局放送の難聴地域、聞こえにくいところへの対策として検討してはどうかという御質問でございますが、この地域BWAとは、固定光回線並みの高速通信が実現可能でありまして、また一つの基地局で広域をカバーすることが可能など、高速データ通信を行う公共サービス等への活用が期待をされるというものであるということございまして、全国的にも活用している自治体があるというふうには、お聞きをしているところでございます。

そのような中、先の川田議員の答弁でも少し触れましたが、宿毛市におきましては、平成27年度にNTTドコモの電波を使用する中で、現在の防災情報伝達システムを構築いたしまし

て、音声放送等防災アプリへの文字情報の送信を行っているところでもございます。

多くの自治体では、デジタル式防災行政無線を整備しておりまして、その中の一部の自治体においては、防災行政無線の補完機能といたしまして、この地域BWAを活用したシステムを構築しているようでございますが、本市においては、既に同様のNTTドコモの電波を使用したシステムとなっております、類似の使用が可能な状況でございます。

また、新たに地域BWAを活用したシステムを導入するとなれば、基地局、中継局の整備や、新たなシステム構築などのインシャルコストや、その後のランニングコストなど、高額な経費が予想される上、現在のシステムとのダブルコストとなりますので、現段階では、地域BWAを活用した新たな防災システムの構築は困難であると考えているところでございます。

しかし、先に御質問された原田議員、川田議員からも御指摘があったように、屋外子局からの放送が聞こえないという御意見をいただいておりますので、今後は、実態調査を行う中で、対応を検討していくとともに、まずは宿毛市防災アプリの普及に努めてまいりたい。できるだけ多くの方に、市の防災情報を発信できるように取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございまして、お金をかけずに、できるところからやっていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） NTTドコモを利用した、類似の形であるということですので、例えば橋上の上流域、NTTドコモの電波が届かないところがあります。

市内でいっても橋上だけではなくて、電波が通じないところもかなりあると思うんですが、

そういうところをどのようにカバーしていくのか、そこらあたりも一緒に考えていただきたいなど。

例えば、外に出ていて、携帯、スマートフォンは持っていても、電波が届かなければ情報は取得はできない。そういうところで、どのような形で情報をとるのか、発信をしていくのかについては、住民にとっては、非常に大きな問題であるというふうに思いますので、ぜひ今後の課題として、私は今回のBWAというのが、双方向で情報を伝達できる、また情報を取得できるというところで、市民、住民からの情報も、市のほうに取り込むことができるということであれば、非常に有意義なことである。

もし、NTTドコモの回線で、そのような双方向でできるようなことであれば、その部分について、今以上のシステム開発を進めていくべきではないかというふうに思いますが、この点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

NTTでなかなか届かないところに対して、どうするのかというお話ではありますが、正直な話、NTTが届かないところに、行政がお金をかけて、宿毛市がやっていくというのは、非常に困難であるというふうなことも考えております。

こちらから、一方通行の伝達だけじゃなくて、向こうからの、双方のやりとりができれば、当然、便利にはなりますが、当然、そういうことには、またコストもかかってまいります。

そういった形の中で、最低限、市民の方々に、どうしても与えないといけない、こちらからお知らせをしないとけない情報に対して、どこまでカバーしていけるのか、そういった形の中での、今、取り組みを進めさせていただいてい

るところです。

そういった形で、今、構築しているシステム自体が、しっかりと、100%活用できていないという形の中で、これの活用は、ソフト、要するに自分たちの力でできるということをございますので、まずここをしっかりとカバーをしていきたいというふうに考えています。

また、そういった電波が届かないような地域にお住まいの方々とは、しっかりと話し合いを持ちながら、どういう方法で連絡することができるのか。また、今の固定電話を使わせていただいたりとか、区長さんたちと、しっかりとそこら辺の方法について、これからも協議を進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 電波の届かないところにも、しっかりと行政の情報が伝達できるように、努力をしていくという市長の御答弁をいただきましたので、ぜひそれに向けて、努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、都市計画マスタープランについてということで、質問をさせていただきます。

2点ほど抜き出して、質問をさせていただきますが、特に高齢者、障害者等への配慮についてということで、挙げさせていただきましたが、9月議会のときにも、市長のほうから、宿毛市の都市計画マスタープランを、平成32年度末までにつくり上げていくという説明をいただきました。

それに向けて、今、着々と準備を進めているところだと思います。

それゆえに、今回、挙げました、俗に言われる生活弱者に対する配慮を持ったマスタープランにさせていただきたいということで、取り上げさせていただきます。

例えば、今議会でもありました、生活道として使っている市道であったり、俗に言う生活道、3メートル未満の道幅の道路というのが、市内どこへ行っても、この道路はすごく整備されているねっていう道を見ません。特に、宿毛の、今現在の市街地の中でいえば、今、本町のところで水道工事をやっていて、工事中でありますので、でこぼこがあるのはいたし方ないかとは思いますが、地域の方が、お年寄りが車を押しながら歩いている。その車が、溝に入ったり、段差に入ったりして、動きにくい、こける可能性もあるという道路がほとんどです。

これはやはり、マスタープランの中で、生活道の整備というのを、計画的に進めていかなければ、このままずっと、荒れているけど仕方ないね、舗装されているだけ上等かというような形で進んでいくんじゃないか。

やはり、計画的に進めていくことを、マスタープランの中にうたいこむべきではないかと思うんですが、市長の御見解をお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

マスタープランの中に入れ込んだらどうかという話でございます。現在、宿毛市には、市道が約380キロございまして、市民の皆様から、舗装のたわみや、穴の補修要望を受けまして、随時、対応を行っているところでございますが、今、寺田議員おっしゃるようなお話、本当によく耳にするところでございますし、自分自身も知っているというか、感じているところでございます。

しかしながら、予算上の制限もありまして、全ての要望に対して、対応ができてない状況でありまして、何とか少しでもそういった状況を改善したいという思いがあります。

そのため、ふるさと寄附金を活用しまして、高齢者、障害者に優しい歩道や、そして側道です。車道のところまでやると、非常に高額になりますので、まずは歩道や側道の整備ができないか、そういったことを検討するなど、今まで以上に維持管理に重点を置いた、そういった予算配分をする必要があるというふうに考えているところでございます。

それと同時に、先ほどお話があった都市計画マスタープランにおいても、こういったことも加味する中で、話を進めていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ぜひ、マスタープランの中でも、こういうことにも力を入れていただきたいというふうに思います。

もうこれ以上、この道路については質問はしませんが、1年ぐらい前に、ある市民の方が、真丁の通りというのは、以前はアーケードがあって、少々、雨が降っても、全然、気にならなかった。アーケードがなくなった途端、家の前に水たまりができて、車が通ったら、玄関にしぶきがきて、外にも出られないという相談を受けました。

そういうこともあるんですねということで、返事をしましたが、アーケードがあるときには気がつかなかった。それほど気にならなかったことが、なくなったことによって、そういう状態になっていってしまう。宿毛市内で、アーケードのことではなくて、今まで気がつかないけれども、そういう生活している人たちに迷惑がかかっているということは、ほかのところでもあると思うんですね。

やはりそういうところは、地域の声を、地区長さんなりからしっかりと聞き取って、対応をしていただきたいというふうに思います。

これについては、答弁をこれ以上求めませんので、よろしく対応をお願いしたいというふうに思います。

2項目めの、旧町名の利用についてということで、通告をさせていただいています。

この問題は、街区の出身の議員の方からも、以前にも旧町名に戻せないかという質問が、何回かあったというふうに記憶をしていますが、私は、旧町名に戻すというのは、なかなか、会社であったりとか、個人業主でも、印刷物があったりすると、登記簿から変えていかなければいけない。また、住所を変更しなければいけないということで、手間とお金が非常に、民間にかかってくるので、難しいんだろうというふうに思いますが、20数年、町名、中央にかわってからたっているというふうには思うんですが、いまだに選挙管理委員会の選挙区域といいますか、区分けのところには、旧真丁とか、旧本町とかいう形で書かれている、分類されているというふうに記憶をしています。

それほど地域の方、また宿毛市内、私のように郡部から出てきた人にとっても、宿毛市の中央何丁目と言われるよりも、真丁のどこそこ、水道のどこそこと言われたほうがわかりやすいし、理解がしやすいというふうに思っています。

今、林邸を中心として、新しいまちづくりを進めていこうというふうな流れの中で、地域の方々と一緒にあって、例えば真丁通り、水道通り、上町通りという通り名で使いながら、今のまちをどのような形で、これから先の地域の人たちが生活をしやすいまちづくりをしていくのかを、市として真剣に考えてみたらどうかと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

旧町名を利用したまちづくりについての御質

問でございます。

既存市街地で長年育まれてきた歴史や文化を継承していくためには、日常利用する地域の皆様が、その地域に親しみや愛着を持っていることが、非常に重要であるというふうには考えているところでございます。

新たな交通網や箱物を整備したといたしましても、その地域の方が、親しみや愛着を持って利用していただかなければ、にぎわいへとつながらず、市外の方々の利用増大にはつながらないとも考えられます。

これは、まちづくりについても同じことでありまして、地域の人利用がなければ、大きなにぎわいにはつながらないものであると考えています。

そういった意味では、愛着を感じるための一つの方法といたしまして、旧地名の利用は、大変効果があるものではないかというふうに思っておりますので、一番身近な存在である既存市街地の方を初め、市民の皆様の御意見をいただきまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、既存市街地では、緊急車両が建物を特定しにくい、郵便等の配達为非効率などの課題を改善すべく、平成6年、7年に、中央一丁目から八丁目までの住居表示を行ったものということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 中央にかわったいきさつというのも、議会の質問の中の説明で聞いた覚えはありますが、先ほど市長も言われましたように、皆さん、愛着のある町名というのは、旧町名だというふうに思いますので、先ほど言いましたように、登記簿からかえるということは、なかなか難しいと思いますが、まちづくりの中で、地域の皆さんと話しながら、ぜひ前向

きに進めていていただきたいというふうに思います。

そのためには、地域の皆さんの声を、いかに聞くか、吸い上げるかということで、市長が先月末に行いました、庁舎の関係での報告会、私も夜の部を聞かさせていただきましたが、市長としては、言葉にもちょっと出ていましたが、もうちょっと前向きなというか、これからどうしていくのか、これからどういうまちをつくっていくのかという意見を聞きたかったというふうな話をしたと思うのですが、やはりまちに住む人、またまちに来る人が、どういうまちになったら、今のまちが、より人々が集まりやすいまちになるのか、生活しやすいまちになるのかというのを、地域の皆さんの声として、行政に届けていただきたい。また、行政に届ける役目が、議員にもあるのではないかというふうに考えながら、この質問をしております。

私は、宿毛市民の中で、私に言ってくれる人の中に、宿毛市には避難タワーが1個もないねということを言われます。1度、担当課に聞いたことがあるんですが、ある地域には、人口密度の関係で、なかなかできないという話もされました。

宿毛市街地に、地域の方々が、避難タワーが欲しいという声があるのであれば、やはり声としてあげていかなければ、行政としては、なかなか、それこそタケノコが生えてくるみたいに、ところどころに建てるということは、予算上も厳しいと思いますので、少ない予算で、できるだけ多くの方が助けられるというところに、避難タワーは建てていくべきだというふうに思います。

そういう点で、住民の意見を吸い上げる努力を、これからもしていただきたいと思いますが、今言ったことについて、市長、答弁があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 避難タワーにつきましては、通告外ということで、今回、ここで詳しく答弁はいたしません、市民の意見をしっかりと聞かなければいけないというお話だったというふうに理解をしました。

やはり、市民の意見をどれだけ多く聞くか、そういったものを、これからはしっかりと取り組みをしていかなければならないというふうに思っていますし、昨日までの一般質問でも御指摘もありましたが、こちらの考え方、そして今、宿毛市がやっていること、これを逆に、市民の方々にもしっかりと知ってもらわないといけない、そういった努力も続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 避難タワーは、通告もしてませんし、これ以上の答弁求めませんので、ありがとうございました。

次に、4項目めになります。

「ふれあいの居場所づくり（富岡市）」と書いていますが、私たち産業厚生常任委員会は、今年の委員会調査で、群馬県の川場村と富岡市のほうに、行政視察に行かさせていただきました。

特に、富岡市については、地域の居場所づくりという事業を見させていただいたんですが、私、この事業、どうしても見たかったというのは、宿毛市の今年の高齢化率が、平成30年9月現在が36.5%という数字になっています。

これが、7年後（2025年問題）の推計が40%を超える。宿毛市全体で40%を超えるという推計になっています。

ということは、現在、私の住む橋上町でいえば、もう40%、50%を超えている地域がいっぱいあるわけですね。

今までは、車に乗って、買い物にも行けた、病院にも行けた方が、免許返納しようか、したいけど、生活ができなくなるということで、いろいろな心配をされていた方がおります。今もおります。

ただ、橋上線に限って言えば、楠山線と出井線ということで、週に2回、花ちゃんバスが動いておりますので、それに乗って買い物に来る、病院に行くという方も、相当数いるというふうに、私も認識をしております。

非常にありがたい制度であるというふうに思うんですが、ただ、そのバスで買い物に来るだけではなく、お年寄りが地域のコミュニティーというか、集まる場、人と話をしない、一日中、家の中でもりつきりしている、また近所との交流もないという人が多くなると、認知症が進んだりとか、もし何かあったときに、何日も、誰も気づかずに、そのままになるということが、今から往々にして出てくるんだらうと。

それを防ぐために、地域の方が週に1度、2週間に1度、集まる場に来て、そこで集まった人たちが話しながら、手遊び等をしながら、交流をして帰っていく。そのことによって、笑顔が生まれたり、そこに雇用が、例えば生まれたりすることであれば、非常にいいことではないかというふうに思います。

そういう点で、私は居場所づくりというのを、非常に見たかった。見た感想は、この富岡市の場合、完全ボランティアでやっておりました。立ち上げから1年か2年、勉強会を開く中でボランティアスタッフをつくり、各地域にそのボランティアの方が組織を立ち上げていっているというふうになっていますが、宿毛市には現在、あったかふれあいセンターが社会福祉協議会のところでやっている分と、沖の島でやっている分の、2カ所だけだというふうに思います。

あとは出張型で、やるということで、2年ほ

ど前に、この一般質問で聞かさせていただきました。

それからは、その形で進んでいると思うのですが、やはり先ほど言ったように、地域、地域でお年寄りが集まる場が必要だろうと。出張型ではなく、そこにあったかふれあいセンターであったり、それを運営する組織があれば、安心して地域のお年寄りはその場に委ねられるというふうに思いますが、宿毛市としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員のほうからもお話ありましたように、本市も高齢化の進行によりまして、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がふえておりまして、今までの暮らしの中で、御近所や地域で助け合いや、季節の行事など、住民同士のつながりが弱くなっているところもございます。

そういった形の中で、地域によっては、以前のようにお祭りを復活させたりとか、またこういったコミュニティーをしっかりとっていこうという活動も、その反面、なされてきているところもございます。

こういった現状の中、第6期介護保険事業計画、平成27年度から平成29年度ですが、これからは団塊の世代が後期高齢者となる2025年の将来像を見据えまして、基本理念として、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができ、高齢者一人一人がサービスの単なる受け手ではなくて、みずからが高齢社会の主役であるという自覚を持ち、市民全員が介護や支援に主体的に取り組む、全員参加型の地域包括ケアシステムの構築を目指しているところでございます。

きれいな言葉がずらずらと並んでいますが、なかなか厳しい状況ではございますが、しっか

りと目指しているというところがございます。

今回の議員の御質問にもあります、住民の集いの場、地域の交流の場の創設を、宿毛モデルとして、どのように取り組んでいくかということに関しましては、現在、週1回集まっている地域介護予防活動支援事業、これいきいき百歳体操のことです。それと、月1回集まる、地域元気クラブ活動事業、それから、適宜、活動に応じて集まっていたりしている地域老人クラブ活動事業を通じまして、地域ごとに集いの場や交流の場の創設を推進をしてきているところがございます。大変、これに向けても、それぞれの高齢者の方々が、前向きに取り組を進められているところがございます。

現在、いきいき百歳体操自主グループは、市内44カ所、地域元気クラブは26地区、地域老人クラブは30クラブが活動しておりまして、歩いていける集会所などへ、なじみの住民が集いまして、地域のつながりの再構築を、この取り組みとともに進めているところがございます。

議員から御紹介いただきました、他自治体のふれあいの居場所づくりの方策につきましても、研究をさせていただきながら、本市が取り組んでまいりました活動を検証し、地域の実情に応じた、宿毛らしい地域づくりに取り組んでまいらなければならない、そのように考えているところがございます。

本当に都心部、一部を除いて、全国どこも同じような状況だと思いますし、少子高齢化ということは、日本全体の問題になっております。そういった形の中で、いろいろな取り組みを、どの自治体も、本当に真剣に取り組んでいるところがございます。そういった成功されているところを、しっかり学ばせていただいて、この宿毛市に合うような形で、さらなる取り組みを広げていきたい、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） そういう点でいうと、私、先日、テレビを見てましたら、高知県知事が出る番組がありまして、日本一の長寿県構想のバージョン3の部分で、大目標の2つ目として、地域、地域で安心して住み続けられる県づくりということで、高知県としても、あったかふれあいセンターであったり、集落活動センターを中心として、地域地域で、その地域の方が生活のできる環境づくりに力を入れていくというふうに、声をあげておりますので、宿毛市としても、ぜひ高知県と力を合わせて、安心して生活できる地域づくり、宿毛市内どこで生活していても、安心して生活できる地域づくりを目指していただきたいと思います。

先ほど言いましたように、集落活動センターなんかとセットであれば、例えば、そこに雇用が生まれたり、そこにいながら生活ができる、生活基盤が構築できる。例えば、若い人がそこに入ろうと思えば、入ることができるかもしれない、ということ言えば、先ほど、市長の中に、ちょっと出てましたが、宿毛版安心して生活できる地域づくり、これのモデルケースを、ぜひ、宿毛市内どこでもいいですので、手を挙げるところがあれば、そこをモデルケースとして進めていただければというふうに思いますが、この点について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

モデル地域ということでございます。何でもそうなんですが、まず、始めるときには、どこか1カ所からということにはなろうかと思えますし、まず、何をどういった形とするのか、そこをしっかりと決めて、そういった形の中で、

地域も巻き込んで、また広げていきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） いろいろと話を聞かせていただきました。市長は、市民の声をしっかりと聞いて、これからの宿毛市づくりをやっていくというふうに発言をされていますので、それに向いて、職員の皆さんも一丸となって、協力をして、進めていただきたいと思います。

ことしもあと2週間余りになりました。皆さん、お体には気をつけて、新しい年がすばらしい年になりますように、宿毛市がますます飛躍していきますように祈念して、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

-----・-----・-----

午前11時37分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、こんにちは。3番、質疑をさせていただきます。

私がお伺いしますのは、本日は2点でございます。

一つ目は、議案第2号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、8ページになります。

8ページの地方債補正、歳入欠かん債170万円について、詳しい内容をお聞かせください。

続きまして、25ページになります。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、11節、18節、19節、それぞれ宿毛市自然体験型観光資源強化事業補助金について、事業の詳しい内容をお聞かせください。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（河原敏郎君） 総務課長、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）、8ページの歳入欠かん債についてという質疑でございます。

今まで、余り聞きなれない名前の起債で、自分たちも実は初めて。多分、宿毛市においても、過去に前例のないような起債じゃないかなというふうに思います。

歳入欠かん債と申しますのは、災害のための減免によって生じる財政収入の不足を補う場合に起こすことのできる地方債となっております。

対象団体の基準としましては、その年に発生しました激甚災害につき、災害救助法に規定する救助が行われた市町村が対象団体となっております。

宿毛市の場合、7月豪雨によりまして、災害救助法の適用、それから激甚災害指定を受けまして、この対象団体というふうになったものでございます。

歳入欠かん債の対象となる経費についてでございますが、総務省令で定めます地方税、それから使用料及び手数料、分担金及び負担金の減免による減収額が対象経費となっております。

宿毛市の場合、7月豪雨によりまして、地方税収入、それから負担金の減免により、減収が、今回、見込まれました。170万円に歳入欠か

ん債の借入見込額として、今議会に予算計上を
させていただいているものです。

対象経費となります減収額の全額が、10
0%が起債対象となります。起債対象のうち、
元利償還金の47.5%につきまして、後年度、
普通交付税措置がされるものとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、
3番、原田議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成30年度宿毛市一般会
計補正予算（第7号）。

25ページ、第6款商工費、第1項商工費、
5目観光費、11節需用費、18節備品購入費、
19節負担金補助及び交付金、合計で337万
2,000円の補正について、御説明いたしま
す。

これは、新規事業調査票でお示いたしました
宿毛市自然体験型観光資源強化事業費補助金
等の事業でございまして、来年2月から、高知
県全域で実施される自然体験型観光キャンペ
ーンに関する取り組みといたしまして、高知県観
光拠点等整備事業費補助金、補助率2分の1。
これを活用し、本市の自然体験に関する観光資
源の磨き上げを行うため、サイクル用品やマリ
ンレジャー用品等の整備を実施しようとするも
のでございます。

節ごとに説明いたします。

まず、11節需用費の消耗品61万6,00
0円につきましては、サイクル関連事業といた
しまして、ヘルメットの購入、また自転車利用
者のおもてなしの充実を図るため、サイクルオ
アシスとして、サイクリストが気軽に立ち寄
ることができる休憩所を整備するためのバイク
スタンド、また空気入れ等の購入費でござい
ます。

このサイクルオアシスの設置につきましては、
市内の観光施設、宿泊施設、また飲食店やコン

ビニ、スーパー、こういったところを想定して
いるところでございます。

印刷製本費14万円につきましては、サイク
ル関連事業をPRするための、ポスター等の作
成費用でございまして、

次に、18節備品購入費、159万5,00
0円でございますが、これもサイクル関連事業
でございまして、オンロードだけではなく、オ
フロードも含んだ形で、宿毛市内の自然体験な
どの周遊観光、これらを促進するために、電動
アシストマウンテンバイクを4台、購入しよう
とするものでございます。

このバイクは、Eバイクとも呼ばれておりま
して、電動アシスト機能による走行は、本格的
にサイクリングをされていない方でも、快適に
乗ることができ、1回の充電で、大体95から
130キロメートル程度、走行可能となってお
ります。

最後に、19節負担金補助及び交付金。宿毛
市自然体験型観光資源強化事業費補助金102
万1,000円でございますが、本市には釣り
やダイビングといった、マリレジャーでの観
光客が多数いらっしゃいます。

このマリレジャーをより手軽に体験してい
ただけるよう、レンタル用品として、スタンド
アップパドルボードや、釣りざお等の備品を整
備するための補助金を、宿毛市観光協会に対し
て、交付しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 観光資源のほうですが、
去年あたりから、おとしでしたか、ハード整
備を進めて、自転車を使ったまちづくりで観光
振興を図っていこうということで、進めている
と思うんですが、同じ質疑のときに、同じこと
をお話ししたことがあると記憶しているんです
が、ハード整備をするときに、自転車でしたら

メーカーさんですね。そのメーカーとのネットワークづくりですね。物を例えば安く買うとか、どこの場所で買うとか、そういうことは、必ず考えなきゃいけないことなんですけど、それとほぼ並行して、物を買うときに、メーカーとのネットワークづくりをしていただきたいと思いますね。

そのようなことは、今回の備品購入のところでは考えているのか。メーカーとネットワークつくれということは、今後、これを進めていくに当たって、メーカーというのは、ウィンウィンで、お互いをPRし合える立場になりますので、そのあたりは考えているかどうか、いま一度お聞かせいただいてもいいですかね。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、3番、原田議員の再質疑にお答えいたします。

メーカーとのネットワークが大事で、関連して取り組みをとってお話でございしますが、この備品購入につきましては、できる限り、その後のメンテナンス等も勘案して、できるだけ市内業者で発注をしたいというふうに考えておりますけれども、自転車メーカーとの共同で取り組みを行うことは、非常に有益だというふうに、こちらのほうも考えておりますので、できるだけそういうネットワークを生かして、PR等をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） それぞれ詳しい説明、ありがとうございました。

これで質疑を終了いたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日、議題となりました議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となりました「議案第2号から議案第15号まで」の14議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月13日、12月14日、及び12月17日、12月18日は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、12月13日、12月14日、及び12月17日、12月18日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月13日から12月18日までの6日間は休会をし、12月19日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散会

議案付託表

平成30年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (9件)</p>	<p>議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号</p>	<p>平成30年度宿毛市一般会計補正予算について 平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第12号 議案第13号 議案第14号</p>	<p>宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (2件)</p>	<p>議案第11号 議案第15号</p>	<p>宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について</p>

平成30年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成30年12月19日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第15号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第15号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第2号及び陳情第15号

第3 委員会調査について

日程追加 決議案第1号 川田栄子議員に対する問責決議

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第15号まで

日程第2 請願第2号及び陳情第15号

日程第3 委員会調査について

日程追加 決議案第1号 川田栄子議員に対する問責決議

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田栄子君	2番 川村三千代君
3番 原田秀明君	4番 山岡力君
5番 山本英君	6番 高倉真弓君
7番 山上庄一君	8番 山戸寛君
9番 岡崎利久君	10番 野々下昌文君
11番 松浦英夫君	12番 寺田公一君
13番 宮本有二君	14番 濱田陸紀君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君
議事係長	宮本誉子君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長 兼 選挙管理委員会 事 務 局 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	山 岡 敏 樹 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	和 田 克 哉 君
長寿政策課長	桑 原 一 君
環 境 課 長	岡 本 武 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	中 町 真 二 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志 加 子 君
水 道 課 長	川 島 義 之 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	中 山 佳 久 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	楠 目 健 一 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 戸 達 朗 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第15号まで」の15議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第2号から議案第15号まで」の14議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第2号から議案第10号まで」の9議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、12月13日と12月14日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、12月18日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案9件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決ま

た。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第2号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第7号）の6ページ。

第2表、債務負担行為補正、宿毛市地域公共交通運行業務委託料についてであります。

本件は、現在、運行しているコミュニティバスを4月以降も継続して運行するためには、本年度中に業者選定を行う必要であるので、債務負担行為補正に追加するものであります。

委員からは、期間は平成31年度のみとなっている理由は何かとの質問があり、執行部からは昨年本格運行が開始されたばかりで、現在も利用者の意向を確認しながら、ルート変更等を行っている状況であり、運行距離も変更されるため、現在は単年度での運行契約となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、運賃を無料にすれば高齢者の免許返納等につながり、利用客も増加するのではないかととの質問がありました。

執行部からは、無料化は民業に影響を与える可能性もあるので、地域公共交通会議でも協議検討していきたいとの答弁がありました。

委員からは、利用客がふえ、通行車両が減れば、道路維持管理経費が削減できる、というような副産物生まれる可能性がある、ぜひ検討してもらいたい、との意見がありました。

続きまして、16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、9節旅費、普通旅費12万9,000円についてであります。

本件は、本年7月の豪雨災害や、新庁舎建設に関連する出張がふえたことで、旅費が不足する見込みとなったため、補正するものでありま

す。

委員からは、新庁舎建設関連で、視察調査にも行ったのか、との質問があり、執行部からは、和歌山県串本町で視察調査を行った。

土地開発公社が造成した高台には、病院や社会福祉協議会、県土木事務所等が既に移転しており、高速道路のインターチェンジの工事も進んでいる状況であり、保育園や学校、庁舎を移転するための造成工事を行っていたとの回答がありました。

また、委員からは、視察調査では、宿毛市に生かしていける部分はあったのか、との質問があり、執行部からは、まちづくりについては、今後、改正を予定している都市計画マスタープランの中で示される部分はあると思うが、公共施設の高台への集積は進めたいと考えている、との回答がありました。

続きまして、28ページ、第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費、小学校空調機設置工事費1億2,483万2,000円についてであります。

本件は、国庫補助や起債充当など、大変有利な事業を活用し、市内全ての小学校に空調機を設置するものであります。

委員からは、設置工事の完了予定はいつかとの質問があり、執行部からは、実施設計が3月末までかかる予定であり、4月以降に工事着工となる。その後、土日や大型連休での工事を想定しており、小規模校が早い時期に完成となる予定で、全ての学校が7月までに完了することが望ましいとは考えているが、咸陽小学校や宿毛小学校といった教室数が多い小学校は、夏休み明けになる可能性もある、との答弁がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

初めに、議案第2号別冊、平成30年度宿毛

市一般会計補正予算（第7号）の25ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、18節備品購入費、159万5,000円について、御報告いたします。

本件は、平成31年2月1日から、高知県全域で実施予定の自然体験型観光キャンペーンを生かし、自転車によるまちづくりを推進しようとするものです。

委員からは、40万円近い電動アシスト付マウンテンバイクを4台整備するという事なら、どういうコースで、どういう客層を想定しているのか。前回のスポーツタイプの6台も、利用率が伸びていないと聞く中で、これに加えるのは難しいのではないかと、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、この電動アシスト付マウンテンバイクは、恐らく自治体で整備するのは初めてではないかと思われる。それを活用し、うまくPRしていきたい。走行距離も通常で130キロメートル走れるので、自転車に乗り慣れていない人でも、市内各所や、柏島等に遠出することができるのではないかと考えている、との回答がありました。

これに対し、委員からは、一定の台数がないと自転車1台稼働して何%と言われても、評価しにくい。まずは地元の人を楽しめるようにしなくてはならない、との意見がありました。

同じく19節負担金補助及び交付金、宿毛市自然体験型観光資源強化事業費補助金102万1,000円について、御報告いたします。

本件も、自然体験型観光キャンペーンを生かし、マリンスポーツに関する備品や、消耗品を整備しようとするものです。

委員からは、海の備品も自転車と同様、一定の台数がないと評価しにくい。また、マリンスポーツはインストラクターがいないと大変危険であり、特にサップは、海より松田川で使用したほうがよいとの意見がありました。

次に、31ページ、7月の豪雨災害に係る農業施設、土木施設の災害復旧費として、総額19億8,225万1,000円について、御報告いたします。

委員からは、災害復旧関連の工事等は、市内業者優先で組み立てはできるのではないかとの質問がありました。

これに対し、執行部からは、災害復旧は市内業者優先で取り組みます、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました9議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました3議案の、審査結果の御報告をいたします。

議案第12号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、宿毛市コミュニティバスの運行に際して、現在、停留所となっておりますJA高知はた宿毛支所が、組織編成によりJA高知県宿毛支所へと名称が変更されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成30年人事院勧告の実施に伴い、給料表等の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、実質公債費比率の悪化を防ぐために、宿毛市防災対策加速化基金の処

分方法を防災対策に要した経費に関連する市債の償還のみとする必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上3議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山本 英君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案2件についての審査結果を御報告いたします。

議案第11号については、宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、さきの9月議会で市役所新庁舎の建設位置が決定したことを受け、現在、庁内で新庁舎建設の基本構想（案）の策定に向けて、議論を重ねております。

今後、その内容を第三者機関である宿毛市庁舎建設審議会で審議していただくに当たり、その庶務の担当課を総務課から都市建設課へ変更しようとするものです。

続いて、議案第15号の指定管理者の指定についてであります。

内容につきましては、株式会社宿毛グリーン企画を、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、蛍湖ゴルフパークの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

委員からは、指定管理者の指定に至るまでには問題ないが、蛍湖ゴルフパークが市民に、より利用されやすいよう、創意工夫を求める、との意見がありました。

以上2議案については、担当課から詳しい説

明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号並びに議案第15号」の13議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号並びに議案第15号」の13議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第12号まで及び議案第14号並びに議案第15号」の13議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第13号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1 番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 議案第13号「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対し、反対の立場で討論いたします。

民間給与との均衡は、重視しなければなりません、5年連続のプラス勧告であります。

ことしを一文字であらわすと、「災い」と表現されました。余りにも各地の災害による影響が大きかったと思われます。

当市でも、6月28日夕から梅雨前線の影響で雨が降り始め、7月になると台風7号の接近に伴う降雨、台風通過後も湿った空気が流れ込み、7月8日まで降り続いて大きな被害を受けました。

宿毛湾では、濁流が流れ込むなど、複数の要因で養殖魚が窒息するなど、漁業関係者は大きな痛手を受けました。

また、農業でも、川の氾濫による土砂の流入、農道や水路の損壊、農地自体の流出も多く、ミカン農家におかれましても、山の崩落などの復興への労力と収入減ははかり知れません。

7月の豪雨災害のため、宿毛市は減免の、税の収入減による災害救助法対象団体に指定されました。被害の大きさを国が認めている現実があります。

また、還住藪へ向かう市道においても、橋の損壊の復旧にも時間を要するとのことであり、ふるさとを守ってくれている方への不便や不安が長く続いております。

家屋においても、床室浸水470戸、床上浸水76戸、全壊3、半壊7、一部損壊8の状況を確認しております。

しかしながら、暑いさなかには何か協力できたらいいなという思いで駆けつけてくれて、汗まみれで手を動かし続けた多くのボランティアの皆様が助けられ、勇気づけられ、支えられてきた被災者であります。

当時の被災者の姿を見るにつけ、半年たった今の声を聞くにつけ、自分のこととして受けとめなくては行けないと、私は考えます。

加えて、庁舎建設、保育園高台移転、給食セ

ンター、宿毛小中学校建設ほか、生徒減による小学校の統合、新校舎の建設など、もちろんのことではありますが、住民サービスの低下を招くことは許されません。

今回の増額の予算は、380万ほどであります。前4回も似たようなものと、財政係でお聞きしております。財政が苦しい、苦しいと嘆いていただだけでは経営が改善されないので、打開するために、自助努力も必要であろうかと私は考えます、とともに、被災者の苦しみを共有していくことも重要と考えます。

よって、私は本案について反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第13号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、「議案第13号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「請願第2号及び陳情第15号」を議題といたします。

これより、「請願第2号及び陳情第15号」について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山本 英君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました「請願第2号及び陳情第15号」の審査結果を報告いたします。

初めに、「請願第2号」は、宿毛市道高砂団

地2号線の北伸に関する請願についてであります。

本請願は、高砂地区・地区長 松本 巧氏より提出されたものであり、内容といたしましては、新庁舎位置の決定に伴い、高砂地区から新庁舎高台への速やかな避難ができるようにするとともに、既成市街地との一体的なまちづくりのために、与市明川に橋梁を設置し、市道高砂団地2号線を北伸するよう求めるものであります。

審査の過程で、委員からは、高砂団地2号線の幅員は、西地区の発展を考慮し、広くとっている。西に広がった街区の形状からいうと、新庁舎のアクセスにもよいし、高砂地区の方が一時避難するにも有効である、との意見がありました。

また、県議会でも、宿毛警察署や高知県幡多土木事務所、宿毛事務所の移転先の有力な候補地の一つであると答弁しており、それらも踏まえた、一体化した事業となってくると思われる、という意見もありました。

以上の意見や請願の趣旨をも踏まえ、慎重に審査をした結果、宿毛市道高砂団地2号線の北伸については、十分に理解できるという結論に達し、全会一致で採択と決しました。

続いて、陳情第15号は、待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書についてであります。

本陳情は、保育の公的保障の拡充を求める大運動高知県実行委員会会長 田中きよむ氏より提出されたものであります。

内容につきましては、待機児童の増加、保育士不足などの保育問題は深刻化している。子供たちが安心して育つためには、国の責任で、安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、実態に合わない配置基

準の改善による保育士の増員と処遇改善や、保育の無償化も含めた総合的な対策を要請する意見書の提出を求めるものであります。

本陳情につきましては、審査の過程で、委員からは、保育士の問題は大きな問題である。処遇改善も見られるが、現状ではまだまだ厳しい、という意見がある一方で、国は待機児童、保育士の処遇改善、保育の無償化にも取り組んでいるのだから、あえて意見書を出す必要はない、との発言もありました。

以上のことから、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件及び陳情1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「請願第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「請願第2号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

これより、「陳情第15号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「陳情第15号」については、お手元に配付いたしました審査報告書のとおりであります。

本件は、審査報告書のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、寺田公一君ほか7人から、決議案第1号「川田栄子議員に対する問責決議」が提

出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、この際、決議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

決議案第1号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、川田栄子君の退席を求めます。

(1番 川田栄子君 退席)

○議長(岡崎利久君) この際、提案理由の説明を求めます。

12番 寺田公一君。

○12番(寺田公一君) 12番、川田栄子議員に対する問責決議について、提案理由の説明を行います。

決議文の内容を朗読して、提案理由の説明にさせていただきますと思います。

川田議員は、初当選以来、議会ルールを理解しない発言により、議長による注意・忠告を初め、幾度となく議事の進行に支障をきたしており、本会議における発言取り消しを繰り返してきた。

また、平成30年第3回定例会最終日で行った討論においては、岡村 眞高知大学名誉教授の発言や、小深浦の地質調査を行った株式会社地研の意見をしっかりとした検証もせずに引用したとして、今後の発言には、十分注意をしていくよう指摘をされ、今議会初日の議員協議会において謝罪をした。

にもかかわらず、今議会の一般質問においても、同様の発言を繰り返し、議事の進行を妨げ、議員並びに議会を侮辱しているとしか思えない発言が多く見受けられる。

これらのことは、宿毛市議会の品位を著しく

傷つけ秩序を乱す行為であり、これ以上看過することはできない。

よって、川田議員に対し猛省を促すとともに、議員としての発言の重さを自覚するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

ということで、このような形で決議文を提案させていただきます。

議員各位の賛同を求めて、提案理由の説明といたします。

○議長(岡崎利久君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

-----・-----・-----

午前10時54分 再開

○議長(岡崎利久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「決議案第1号」を採決いたしま

す。

本案は、原案のとおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「決議案第1号」は、原案のとおり決議されました。

お諮りいたします。

ただいま決議案が議決されましたが、その条項、字句、数字そのほかの整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

川田栄子君の入場を許します。

(1番 川田栄子君 入場)

○議長(岡崎利久君) 以上で、今期定例会の日程は全て議了をいたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月4日に開会いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただきまして、御提案申し上げました15議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

ことしも残りわずかとなりました。議員の皆様

様におかれましては、どうか健康に御留意をされまして、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成30年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 松浦英夫

議員 寺田公一

平成30年12月18日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 2号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 3号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 4号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 5号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 6号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 7号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 8号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第 9号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成30年12月13日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第12号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成30年12月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第15号	指定管理者の指定について	原案可決	適当

平成30年12月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

請願審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	理由
第2号	宿毛市道高砂団地2号線の北伸に関する請願について	採択	適当

平成30年12月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	理由
第15号	待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書	趣旨採択	趣旨妥当

平成30年12月13日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年12月14日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本 英

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年12月18日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 寺田公一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

決議案第1号

川田栄子議員に対する問責決議について

川田栄子議員に対する問責を別紙のとおり決議する。

平成30年12月19日提出

提出者	宿毛市議会議員	寺田公一
賛成者	宿毛市議会議員	川村三千代
〃	〃	山岡力
〃	〃	山本英
〃	〃	山戸寛
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	松浦英夫
〃	〃	宮本有二

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

川田栄子議員に対する問責決議

川田議員は、初当選以来、議会ルールを理解しない発言により、議長による注意・忠告をはじめ、幾度となく議事の進行に支障をきたしており、本会議における発言取り消しを繰り返してきた。

また、平成30年第3回定例会最終日で行った討論においては、岡村真高知大学名誉教授の発言や、小深浦の地質調査を行った株式会社地研の意見をしっかりとした検証もせずに引用したとして、今後の発言には、十分注意をしていくよう指摘をされ、今議会初日の議員協議会において謝罪をした。

にもかかわらず、今議会の一般質問においても、同様の発言を繰り返し、議事の進行を妨げ、議員並びに議会を侮辱していると思えない発言が多く見受けられる。

これらのことは、宿毛市議会の品位を著しく傷つけ秩序を乱す行為であり、これ以上看過することはできない。

よって、川田議員に対し猛省を促すとともに、議員としての発言の重さを自覚するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年12月19日

宿毛市議会

一 般 質 問 通 告 表

平成30年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	7番 山上庄一君	<p>1 道路整備について（市長）</p> <p>（1）新庁舎へのアクセス道路の整備</p> <p>（2）建築基準法第42条第2項の道路の拡幅</p> <p>（3）生活道路の整備</p> <p>2 新庁舎建設地の整備について（市長）</p> <p>3 公共交通の拡充について（市長）</p> <p>4 現庁舎の利用計画について（市長）</p>
2	3番 原田秀明君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）宿毛新庁舎建設の進捗とまちづくりについて</p> <p>（2）豪雨災害復興の進捗と今後について</p> <p>（3）豪雨・台風時の避難場所について</p> <p>（4）防災アプリのインストール強化について</p> <p>（5）宿毛フェリーの現状と今後について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長）</p> <p>（1）児童・生徒の問題通報システムについて</p> <p>（2）ジュニアスポーツの一体的な支援について</p>
3	10番 野々下昌文君	<p>1 改正生活困窮者自立支援法（市長）</p> <p>（1）引きこもり対策</p> <p>ア 引きこもりの実態について</p> <p>イ 引きこもりの支援策について</p> <p>ウ アウトリーチ型就労準備支援事業について</p> <p>（2）生活困窮者自立支援制度</p> <p>ア 生活困窮者自立支援制度の取り組みの相談件数等の支援状況や成果について</p> <p>イ 改正法を受けて支援体制強化の取り組みについて</p>

		<p>2 100万人訪問調査運動（市長）</p> <p>(1) 中小企業支援について</p> <p>(2) 子育て支援について</p> <p>(3) 介護問題について</p> <p>(4) 防災減災について</p>
4	11番 松浦英夫君	<p>1 宿毛フェリー問題について（市長）</p> <p>(1) 宿毛フェリーの重要性についての所見と地域経済に与える影響について</p> <p>(2) 宿毛市の今日までの取り組みについて</p> <p>(3) 今後の取り組み（他自治体との連携）について</p> <p>2 咸陽島の整備計画について（市長）</p> <p>(1) 咸陽島公園の整備計画について</p> <p>(2) ビーチバレー球技場について</p> <p>(3) 大島桜公園の位置づけについて</p> <p>(4) 大島桜公園の管理と今後の取り組みについて</p> <p>3 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 自主避難者の把握と支援のあり方について</p> <p>4 藻津漁港へのアクセス道の整備について（市長）</p> <p>(1) アクセス道の必要性について</p> <p>(2) 要望書の受け止めについて</p> <p>(3) 補助事業の検討内容と建設に向けての今後の取り組みについて</p> <p>(4) アクセス道と防災対策について</p>

5	5 番 山本 英君	<p>1 補助金（助成金等を含む）について（市長、教育長）</p> <p>（1）活用している補助金の件数（過去4年の推移）</p> <p>（2）宿毛市単独の補助金はあるのか</p> <p>（3）補助金の市民への伝達手段（市政懇談会の活用）</p> <p>（4）集会所へのクーラー設置から見た学校への太陽光パネル ア 集会所へのクーラー及び太陽光パネルの設置について イ 学校への太陽光パネル設置について</p> <p>（5）避難道に見る平時の法の適用の是非</p> <p>2 新法への対応について（市長）</p> <p>（1）所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 （大島桜公園と沖の島周回道路）</p> <p>（2）水道法改正</p> <p>（3）入管難民法</p> <p>3 J A P I C（一般社団法人日本プロジェクト産業協議会） の現状（市長）</p> <p>4 安全保障 新防衛大綱に期待するもの（市長）</p>
6	2 番 川村三千代君	<p>1 風疹対策について（市長）</p> <p>2 窓口業務の安全対策について（市長）</p> <p>3 観光振興について（市長）</p> <p>（1）他市町村とのイベントのコラボ企画について、これまでの実施内容と成果、今後の取り組み</p> <p>（2）今後の宿毛市観光について</p> <p>4 性教育の現状と課題について（教育長）</p>

7	8 番 山戸 寛君	<p>1 宿毛小中学校建設 P F I 事業について (市長)</p> <p>(1) 事業スケジュール</p> <p>(2) 事業費上限額の提示と企画提案書</p> <p>(3) 議会への情報開示</p> <p>(4) 債務負担行為の内容</p> <p>(5) 市民・有権者への情報開示</p> <p>2 臨時・非常勤職員の処遇改善について (市長)</p>
8	1 番 川田栄子君	<p>1 庁舎移転問題のもたらした課題について (市長)</p> <p>(1) 庁舎建替えを決めた時期について</p> <p>(2) 3, 0 0 0 名の署名が提出された時、どのように感じたか</p> <p>(3) 小深浦高台候補地以外の高台候補地も提示するべきではなかったか</p> <p>(4) 宿毛小中学校、給食センターが先ではないか</p> <p>(5) 串本町、また近隣の市町村への視察などから参考とするものはなにか</p> <p>(6) 付帯事項についての取り組みについて</p> <p>(7) 小深浦の補助金返還について</p> <p>(8) 2 本目の進入道路の検討について</p> <p>2 防災対策について (市長)</p> <p>(1) 還住藪の市道の復旧について</p> <p>(2) 防災無線の対策について</p> <p>3 庁舎移転とまちづくりについて (市長)</p> <p>(1) 花の文化とまちづくりについて</p> <p>(2) 奥谷画伯の絵画の活用について</p> <p>(3) 林邸のこれからの展望について</p> <p>4 橋上地域の活性化について</p> <p>5 サニーサイドパークの充実について</p>

9	12番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 空き家対策について</p> <p>ア 危険空き家の管理責任の対応について</p> <p>(2) 防災行政無線について</p> <p>ア 地域BWA（広帯域移動無線アクセス）への対応について</p> <p>(3) 都市計画マスタープランについて</p> <p>ア 高齢者・障害者等への配慮について</p> <p>イ 旧町名の利用について</p> <p>(4) 「ふれあいの居場所づくり」（富岡市）について</p>
---	--------------	---

平成30年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成30年第3回定例会提出分)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 5号	平成29年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第 6号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第 7号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第 8号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第 9号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第10号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第11号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第12号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第13号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第14号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第15号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第16号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	12月 4日	認 定
第17号	平成29年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	12月 4日	原案可決及び認定

議 案（平成30年第4回定例会提出分）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 2 月 1 9 日	同 意
第 2 号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 3 号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 4 号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 5 号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 6 号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 7 号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 8 号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第 9 号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第10号	平成30年度宿毛市水道事業会計補正予算について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第11号	宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第12号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第13号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第14号	宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について	1 2 月 1 9 日	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	1 2 月 1 9 日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 2 号	宿毛市道高砂団地 2 号線の北伸に関する請願について	1 2 月 1 4 日	採 択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第15号	待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書	12月14日	趣旨採択